

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【事業年度】	第10期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社シーユーシー
【英訳名】	CUC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 瀧口 慶太
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03(5005)0808(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 橋本 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03(5005)0808(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 橋本 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準			
	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上収益 (百万円)	16,606	35,314	35,210	33,025
税引前利益 (百万円)	1,572	3,622	3,634	4,138
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	1,100	2,707	2,423	2,595
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	1,356	4,723	1,966	2,456
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	4,734	9,457	11,704	27,316
総資産額 (百万円)	28,449	34,526	39,750	62,836
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	226.83	453.12	533.10	931.79
基本的1株当たり当期利益 (円)	52.71	129.68	113.90	93.99
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	52.71	129.68	113.90	93.99
親会社所有者帰属持分比率 (%)	16.6	27.4	29.4	43.5
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	27.1	38.1	22.9	13.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	28.76
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,122	6,616	2,357	4,156
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,420	1,468	6,682	14,746
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	591	4,433	3,972	14,373
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,615	4,355	4,120	8,256
従業員数 (人)	1,819	2,470	2,994	3,743
(外、平均臨時雇用者数)	(522)	(507)	(583)	(641)

(注) 1. 第8期より、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により連結財務諸表を作成しています。また、第7期のIFRSに基づいた連結経営指標等もあわせて記載しています。

2. 第7期から第9期までの株価収益率は、当社株式は非上場であったため、記載していません。

3. 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間平均雇用人数を()外数で記載しています。

4. 第7期以降の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けています。

5. 当社は2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	3,818	3,956	15,435	14,290	7,750
経常利益 (百万円)	312	795	2,394	1,827	1,933
当期純利益 (百万円)	122	574	1,726	1,281	1,270
資本金 (百万円)	1,063	1,063	1,063	1,063	7,669
発行済株式総数					
普通株式 A種類株式 A2種類株式	(株)				
	104,352	104,352	104,352	113,152	29,990,400
	5,000	5,000	5,000	-	-
	3,800	3,800	3,800	-	-
純資産額 (百万円)	3,325	3,899	7,375	8,098	22,340
総資産額 (百万円)	18,574	19,406	23,859	28,392	45,522
1株当たり純資産額 (円)	30,101.95	176.49	335.57	365.69	759.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	1,145.50	25.98	78.53	60.21	46.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.9	20.1	30.9	28.4	48.8
自己資本利益率 (%)	5.4	15.9	30.6	16.6	8.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	58.75
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	310 (16)	304 (21)	374 (30)	423 (26)	434 (36)
株主総利回り (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	5,130
最低株価 (円)	-	-	-	-	2,045

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載していません。
2. 第6期から第9期までの株価収益率は、当社株式は非上場であったため、記載していません。
3. 第7期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けています。なお、第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき、算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けていません。
4. 従業員数は就業人員数(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間平均雇用人数を()外数で記載しています。
5. 当社は2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しています。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
7. 第6期から第9期までの最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でしたので記載していません。なお、当社株式は2023年6月21日付で、東京証券取引所グロース市場に上場したため、株主総利回り、比較指標については記載していません。

2【沿革】

2014年8月	エムスリー株式会社の子会社として東京都港区にエムスリードクターサポート株式会社を設立し、医療機関支援事業を開始
2014年8月	訪問診療クリニックを運営する医療機関への経営支援を開始
2015年4月	病院を運営する医療機関への経営支援を開始
2016年11月	透析クリニックを運営する医療機関への経営支援を開始
2017年3月	エムスリーナースサポート株式会社（現 株式会社シーユーシー・ホスピス）を設立し、ホスピス事業を開始
2017年11月	医療機関向けに不動産賃貸を行う株式会社ジェイ・アイ・シー（現 株式会社シーユーシー・プロパティーズ）を連結子会社化
2018年1月	ソフィアメディ株式会社を連結子会社化し、居宅訪問看護事業を開始
2018年2月	医療機関向けに給食サービスを提供する有限会社ワイ・ケー・メディカル（現 株式会社シーユーシー・フーズ）を連結子会社化
2019年6月	東南アジアにおける事業統括会社としてCUC SINGAPORE PTE.LTD.をシンガポールに設立
2019年8月	商号を株式会社シーユーシーに変更、本店所在地を東京都中央区に変更
2019年8月	ベトナムにおける事業管理会社としてCHANGE UNTIL CHANGE VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立
2019年10月	ベトナムにて医療機関の経営支援を行うCHANGE UNTIL CHANGE MEDICAL SERVICES COMPANY LIMITED、CHANGE UNTIL CHANGE HEALTHCARE COMPANY LIMITED及びCHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANYを連結子会社化
2019年10月	インドネシアにて医療機関の経営支援を行うPT GRHAMEDS CUC HEALTHCAREを設立
2020年2月	株式会社日本政策投資銀行と業務資本提携契約を締結し、増資を実施
2020年4月	医療機関の管理事務受託会社である透析研究開発株式会社を連結子会社化
2020年4月	データヘルスプラットフォームサービスを展開するために株式会社シーユーシー・アイデータを設立
2020年10月	外来クリニックを運営する医療機関への経営支援を開始
2020年11月	調剤薬局サービスの提供及び眼科材料の販売会社である鶴見駅前コンタクト株式会社、眼科材料の販売会社である有限会社わかさコンタクトを連結子会社化
2021年2月	健康観察支援サービスを開始
2021年4月	医療機関の管理事務受託会社である株式会社メディカルパイロットを連結子会社化
2021年6月	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援サービス及び在宅治験を開始
2023年1月	ホスピス事業を運営する株式会社ネイチャー、株式会社A&N、株式会社ゆう及び株式会社リ・エントを連結子会社化
2023年2月	本店所在地を東京都港区に変更
2023年3月	インドネシアにて医療機関の経営支援を行うPT CUC CIPTA HUSADAを設立
2023年6月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年7月	米国における市場調査や事業開発を行う拠点とすることを目的としてCUC America Inc. を設立
2023年8月	株式会社シーユーシー・ファイナンスを設立
2023年9月	インドネシアにて医療機関の経営支援を行うPT CUC HEALTHCARE INDONESIAを設立
2023年11月	当社が行う診療報酬等のファクタリングサービスに係る事業を吸収分割の方法により株式会社シーユーシー・ファイナンスに承継
2024年1月	米国において足病及び下肢静脈疾患クリニックの運営を行うAlbaron Podiatry Holdings, LLC（現 CUC Podiatry Holdings, LLC）を連結子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、当社と国内連結子会社14社、海外連結子会社23社から構成されています。

当社グループは「医療という希望を創る。」というミッションに基づき、医療機関セグメント、ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントを報告セグメントとして事業を展開しています。

医療機関セグメントでは、国内においては病院、訪問診療クリニック、透析クリニック、外来クリニック等を運営する医療機関に対して経営支援サービス（経営戦略策定・経営管理支援、マーケティング支援、IT・経理・総務等支援、人事・採用機能支援等に加えて、M&A・PMI支援、新規クリニック開設支援、病床転換支援等のプロジェクト受注）を提供し、海外においては足病及び静脈疾患クリニックの運営等を行っています。

ホスピスセグメントでは、ホスピス型住宅の入居者に提供するサービスの質を最重要視した上で、既存のホスピス型住宅の入居者増加に加え、看取り機能が脆弱な地域を中心にホスピス型住宅の新規展開を加速し、より多くの医療依存度の高い（がん末期、神経難病等を患う）入居者向けに訪問看護及び訪問介護を提供しています。

居宅訪問看護セグメントでは、利用者に提供するサービスの質を最重要視した上で、既存の訪問看護ステーションの利用者拡大に加え、新規エリアへの訪問看護ステーションの新規開設を行い、居宅の利用者向けに訪問看護を提供しています。

急性期（注1）から回復期（注2）、慢性期（注3）、終末期（注4）の各ステージにおいて、当社グループは、患者、医療従事者、医療機関向けに様々なサービスを展開しています。具体的には、急性期から終末期に亘るステージでは、医療機関セグメントにおいて病院やクリニック等に対する経営支援サービスを提供しています。また、回復期から終末期に亘るステージでは、ホスピスセグメントにおいてホスピス事業を、居宅訪問看護セグメントにおいて居宅訪問看護事業を運営しています。

（注）1．発症初期又は急性に発症した期間。

2．急性期を経過し、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを行う期間。

3．長期に亘り療養が必要な期間。

4．治療効果が期待できず余命が残り僅かと判断された期間。

医療機関セグメント、ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントの主要なサービス内容等は以下のとおりです。

（1）医療機関セグメント

我が国では、超高齢社会に適合するために医療機関の機能転換（急性期医療から回復期医療への転換）が求められる中で、過去からの高齢者増加、診療報酬改定、新型コロナウイルス感染症の蔓延等も一因として、医療機関は厳しい経営環境に置かれていると考えています。また、日本の労働人口は今後も減少することが見込まれており、医療従事者確保の難易度は高い状況が続いています。2009年時点の日本国内の上位10位医療法人病床数シェアは約3%（注1）にとどまり、数多くの民間医療機関が存在する一方で、2022年時点で日本における病院経営者の68.7%が60歳以上（注2）であり、2017年時点で後継者不在の病院が68.4%（注3）であることから、事業継続が危ぶまれる医療機関が数多く存在していると考えています。

当社グループがサービスを提供する海外の医療業界、特に米国においては、日本と同様に、高齢者人口の増加が進み、糖尿病等の患者数が増加しており、生活習慣病疾患に関連した医療ニーズの高まりが見込まれます。

（注）1．以下の外部統計資料記載のデータに基づき、以下の計算方法により当社が算出した推計値。「医療法人（病院）のM&Aの実態」（公正取引委員会、2013年）より、2009年度の医療法人別事業収益上位10位法人の病床数合計は28,129床。「医療施設数及び病院病床数の推移」（厚生労働省、2012年11月16日）より、2009年度の一般病床数の概数は約900,000床。これらから、2009年度における医療法人別事業収益上位10位法人の病床数は全国の病床数の約3%にとどまっていたと推定。

2．「令和4年医師、歯科医師、薬剤師統計の概況」（厚生労働省、2024年）。

3．「医業承継の現状と課題」（日本医師会総合政策研究機構、2019年）。

医療機関への経営支援

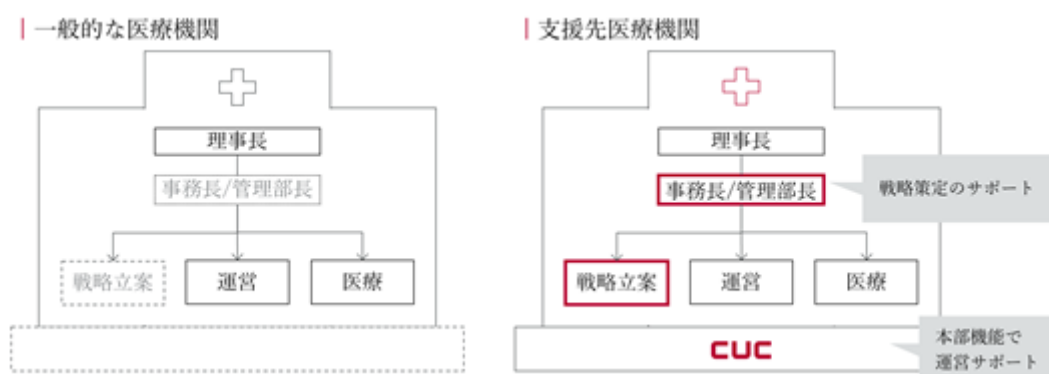
当社は、国内においては病院、訪問診療クリニック、透析クリニック、外来クリニック等を運営する医療機関向けに運営支援（経営戦略策定・経営管理支援、マーケティング支援、IT・経理・総務等支援、人事・採用機能支援等をオールインワン月額報酬で受託）及び売上成長支援（M&A・PMI（Post Merger Integration：事業承継後の統合プロセス）、新規クリニック開設または病床転換等への支援をワンタイム報酬で受託）を提供しています。

当社の医療機関への経営支援の特徴は、上記の広範なサービスを一体的に提供することであり、多くの支援先医療機関に当社の経営支援人材が常駐し、医療機関を効率的かつ安定的に運営できるように支援することに

より、支援先医療機関と継続的に契約している点が特徴です。具体的な経営支援サービスの例は以下のとおりです。

- ・医療職の採用や人材確保（リテンション）のノウハウ提供
- ・教育研修体制の整備
- ・集患戦略、診療科の選択等による売上収益拡大戦略の策定
- ・部門別管理会計と予算分析
- ・人事制度、報酬体系の整備
- ・後継者不在の医療機関の事業承継におけるアドバイザー業務と事業承継後のPMI
- ・急性期病床から回復期病床への転換
- ・新規のクリニック展開をする際の開設場所の選定、マーケティング、人材採用、教育、行政手続き支援等

常駐型の経営支援の他にも、大規模病院向けの非常駐型コンサルティングサービス（診療報酬改定への対応戦略、医療機器保守費用の削減支援等）、診療報酬ファクタリングサービス及び医療材料の販売等を行っています。また、ベトナム及びインドネシアにおいても医療機関に対して経営支援を行っています。



海外における医療機関の運営

ミシガン州、オハイオ州、イリノイ州等の米国中西部を中心に足病及び下肢静脈疾患クリニックを運営しています。交通事故による外傷や関節炎、糖尿病性足潰瘍等の、膝より下の部位の疾患にかかる診察から手術等の幅広いサービスを患者に提供しています。加えて足病患者が頻繁に抱える下肢静脈瘤等の疾患に対応する等、周辺の診療領域においても診断、治療サービスを展開しています。米国で運営しているクリニックは、民間医療保険、公的医療保険、患者からの自己負担金により収入を得ています。

また、生活習慣病患者が増加傾向にある一方、「かかりつけ医」の概念が普及していないベトナムにおいて、日本標準の医療サービスを提供するため、地域のベトナム人の方々を支えるプライマリ・ケアのクリニックを運営しています。ベトナムで運営しているクリニックは民間医療保険及び患者からの自己負担金により収入を得ています。

給食サービス

支援先医療機関が運営する病院、介護医療院、介護老人保健施設、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等並びにホスピスセグメントが運営する住宅型有料老人ホームに食事を提供しています。それらの施設における食事は患者や入居者の治療や健康管理の一環として重要な役割を担っているため、衛生管理体制を徹底した上で、各施設における患者や入居者の身体状態や症状に合わせた食事を提供しています。

不動産賃貸

支援先医療機関及びホスピスセグメントに対する不動産の賃貸及び保守管理を行っており、不動産賃料を売上収益として計上しています。

(2) ホスピスセグメント

我が国では、急速な高齢化による将来的な医療費の増大が見込まれており、病院医療よりも医療費を大幅に抑えられる在宅医療の拡大が厚生労働省を中心に推進されています（注1）。また、2020年時点で約7割の方が病院で亡くなる（注2）一方で、2021年時点で約6割の方が自らの死期が迫っていると分かった時に人生の最期を自宅で迎えたいと思っている（注3）状況です。

しかしながら、そのように自宅で最期を迎えたいと思っている方を受け入れる仕組み、受け皿が現在は十分ではないと考えています（注4）。

当社グループは、上述のような社会課題を解決するために、ホスピスセグメントにおいて、ホスピス事業を行っています。

- (注) 1. 「第2回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」(厚生労働省)。
2. 「令和2年人口動態統計」(厚生労働省)。
3. 「人生の最期の迎え方に関する全国調査(2021年)」(日本財団)。
4. 「第8次医療計画策定に向けた在宅医療について」(厚生労働省)。

[サービスの内容]

ホスピス型住宅の運営

ホスピス事業で使用する施設(ホスピス型住宅)は、対象を主にがん末期の方や神経難病等を患っている方に限定した、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅であり、ホスピス型住宅に併設された訪問看護事業所及び訪問介護事業所から24時間365日体制でサービスを提供しています。

ホスピス型住宅は、病院と自宅の中間に位置づけられる施設であり、自宅にいるような暮らしをしながら、痛みや苦痛を和らげつつ十分なケアを受けることが可能となっています。また、入居者が最期まで自分らしく生きていくと実感でき、その家族も含めて快適な生活を送ることができるように努めています。

ホスピス事業の特徴の1つとして、入居者の希望があった場合には、訪問診療を担う医師の判断の下、看護師や介護士が可能な限り入居者が希望する食事を提供する機会や外出する機会を提供することが挙げられます。感染症予防策を十分に講じた上で可能な限り家族との面会を調整し、残された時間で心に残るひとときを過ごせるよう努めています。

ホスピス型住宅の入居者とは、入居に際して賃貸借契約を締結し、家賃収入等を毎月の収入として得ています。

訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、居宅介護及び重度訪問介護

健康保険法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、居宅介護及び重度訪問介護等を提供しています。

(i) 訪問看護

医師の訪問看護指示書に基づき、医療的ケアを必要とする入居者に対して訪問看護を提供しています。ホスピス事業では、訪問看護の診療報酬及び訪問看護の介護報酬の収入を得ています。訪問看護の診療報酬・介護報酬は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬並びに入居者からの自己負担金で構成されています。ホスピス型住宅に訪問看護事業所を併設することで、24時間365日の訪問ができ、入居者が安心して生活できるような体制を整えています。

(ii) 訪問介護

介護士等が入居者(要介護者等)を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供して、訪問看護の介護報酬の収入を得ています。ホスピス型住宅に訪問介護事業所を併設することで、訪問看護事業所と連携しながら訪問看護サービスと親和性の高い訪問介護サービスを提供しています。

(iii) 居宅介護支援

一部の施設においては、居宅介護支援事業所を併設し、在籍するケアマネジャーによるケアプランの作成支援を行っています。居宅介護支援サービスを利用した入居者には自己負担金はなく、売上収益は介護保険の収入のみを得ています。

(iv) 居宅介護及び重度訪問介護

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で生活するため、日常生活又は社会生活を営む支援として、居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供を行っています。重度訪問介護サービスとは、重度の肢体不自由者の方に、入浴・排泄・食事等の介護並びに調理・洗濯・掃除等の家事等の総合的な障害福祉サービスを提供するものです。これらのサービスは個々の方の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定された報酬を得ています。

[終末期の患者を取り巻く概況]

多死社会を迎える日本で、がんによる死亡者数は年間約40万人にのぼります(注1)。特にがん末期の方は手厚い医療及び介護ケアが必要になります。

また、全国の指定難病患者数は約105万人に上り(注2)、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症等338個の疾患が指定されています。難病の方もがん末期の方と同様に手厚い医療及び介護ケアが必要です。

終末期の限られた時間を自宅で過ごしたい要望がある一方で、必要な医療及び介護ケアを自宅で提供することは、家族の負担があまりに大きく難しいため、ホスピス型住宅に対する社会的ニーズは強いと考えています。

- (注) 1. 「令和4年(2022)人口動態調査」(厚生労働省)。
2. 「令和4年度衛生行政報告例」(厚生労働省)。

(3) 居宅訪問看護セグメント

超高齢社会である我が国では、在宅医療に対する国民のニーズが高まっている（注1）ことから、症状の重い患者の自宅療養生活を支える体制が必要となり、24時間365日対応の在宅医療体制の拡充が必要であると考えています。

これらのニーズを受け、全国の訪問看護ステーション数は、2012年の約7,000事業所から2022年の約14,800事業所へと近年急速に増加しています（注2）。一方、2020年時点で訪問看護事業所の57%が5人未満の看護職員で運営している小規模事業所であり（注3）、24時間365日対応の安定的な運営が可能な大規模事業所のニーズを満たしていないといえます。

そのような中で当社グループは、次世代の居宅訪問看護のスタンダードモデルとして24時間365日対応の安定的な運用が可能な従業員数を有する大規模事業所を効率的に運営すること、医療依存度の高い利用者に対して質の高いサービスを提供できる体制を構築すること、及び居宅訪問看護に携わる一人ひとりがその人らしく活躍できる仕組みをつくることを目指しています。

（注）1．「在宅医療の最近の動向」（厚生労働省）。

2．「介護サービス施設・事業所調査の概況」（厚生労働省）。各年9月に訪問看護費を請求した訪問看護ステーション及び病院・クリニックが運営する居宅訪問看護事業所数の合計（介護保険ベース）。

3．「第220回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3」（厚生労働省）。

[サービスの内容]

訪問看護

居宅の利用者向けに訪問看護のサービスを提供しています。医師の訪問看護指示書に基づき、看護師やセラピスト（注1）が医療的ケアを必要とする利用者の自宅に訪問し、訪問看護を行っています。具体的には健康状態のアセスメントや日常生活の支援をはじめとし、心理的な支援、予防的看護、家族や介護者への支援、社会資源の活用支援、エンドオブライフケア（注2）等、多岐にわたるサービスを実施しています。

居宅訪問看護事業では、訪問看護の診療報酬及び訪問看護の介護報酬の収入を得ています。訪問看護の診療報酬及び介護報酬は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金より支払われる報酬並びに利用者からの自己負担金で構成されています。

質を重視した訪問看護を提供するため、人材育成や制度改正への対応、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）策定と運用支援、災害対策、感染症対策等を主とした本部での後方支援の体制を整えています。多職種が協働・連携することによる多角的な視点でのよりよいサービス提供に努めており、理学療法士や作業療法士だけでなく、言語聴覚士も過半数の訪問看護ステーションに在籍し、脳卒中の後遺症や先天的障害を抱える乳幼児等に対する多様なリハビリにも対応しています。また、精神疾患を抱える利用者にも対応できるよう、基本的に各訪問看護ステーションに精神科対応可能な看護師や作業療法士が在籍し、利用者への個別対応を可能にしています。

現在、医療ニーズの高い利用者への対応強化のため、24時間365日対応の体制をとる訪問看護ステーションを順次増やし、夜間や土日祝日の訪問ニーズに可能な限り対応しています。これにより利用者家族の負担軽減にも貢献しています。

（注）1．セラピストは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の総称。

2．救命、延命治療における患者及び家族の意思決定の権利を守り、本人の自己決定を支援する考え方を基礎としたケア。

通所介護（デイサービス）

要介護状態となった利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を送れるように、生活機能の維持又は向上を目指して日帰りで機能訓練を提供するサービスを提供しています。デイサービスを提供することにより利用者の社会的孤立感が解消されるのみならず、利用者家族の身体的、精神的負担を軽減する効果も期待されます。

デイサービスには、理学療法士又は作業療法士を専属で配置しており、個別又は集団のリハビリプログラムにより、利用者一人ひとりに合ったトレーニングを行っています。介護保険制度の要支援・要介護に認定されている方が主なサービス利用者であり、デイサービスでは主に介護保険の収入を得ています。

居宅介護支援

介護を必要とする方が居宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人及びその家族の希望等を伺いながら、個々人に合った居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを提供する事業所等との連絡及び調整を行っています。

居宅訪問看護事業で運営する居宅介護支援事業所は訪問看護ステーションに併設しているため、医療ニーズの高い利用者にも迅速に対応することができます。経験豊富なケアマネジャーが利用者からの様々な質問や相談に対して、医療・福祉提供機関等と連携を図りながら解決策を見出します。

居宅介護支援サービス利用者の自己負担金額はなく、売上収益は介護保険の収入を得ています。

在宅治験

自宅等の病院外で治験を行う際の治験実施医療機関及び治験協力者（訪問診療クリニックや訪問看護ステーション等）の選定支援又は治験協力者としての業務を行っています。多くの案件では在宅治験を実施する医療機関に対して、居宅訪問看護事業の訪問看護サービスを提供しています。

今後も患者負担を軽減しつつ新薬開発のスピードアップを支援することで社会に貢献していきます。在宅治験では、製薬会社から治験業務を受託している医療機関より業務受託収入を得ています。

[医療職の働き方]

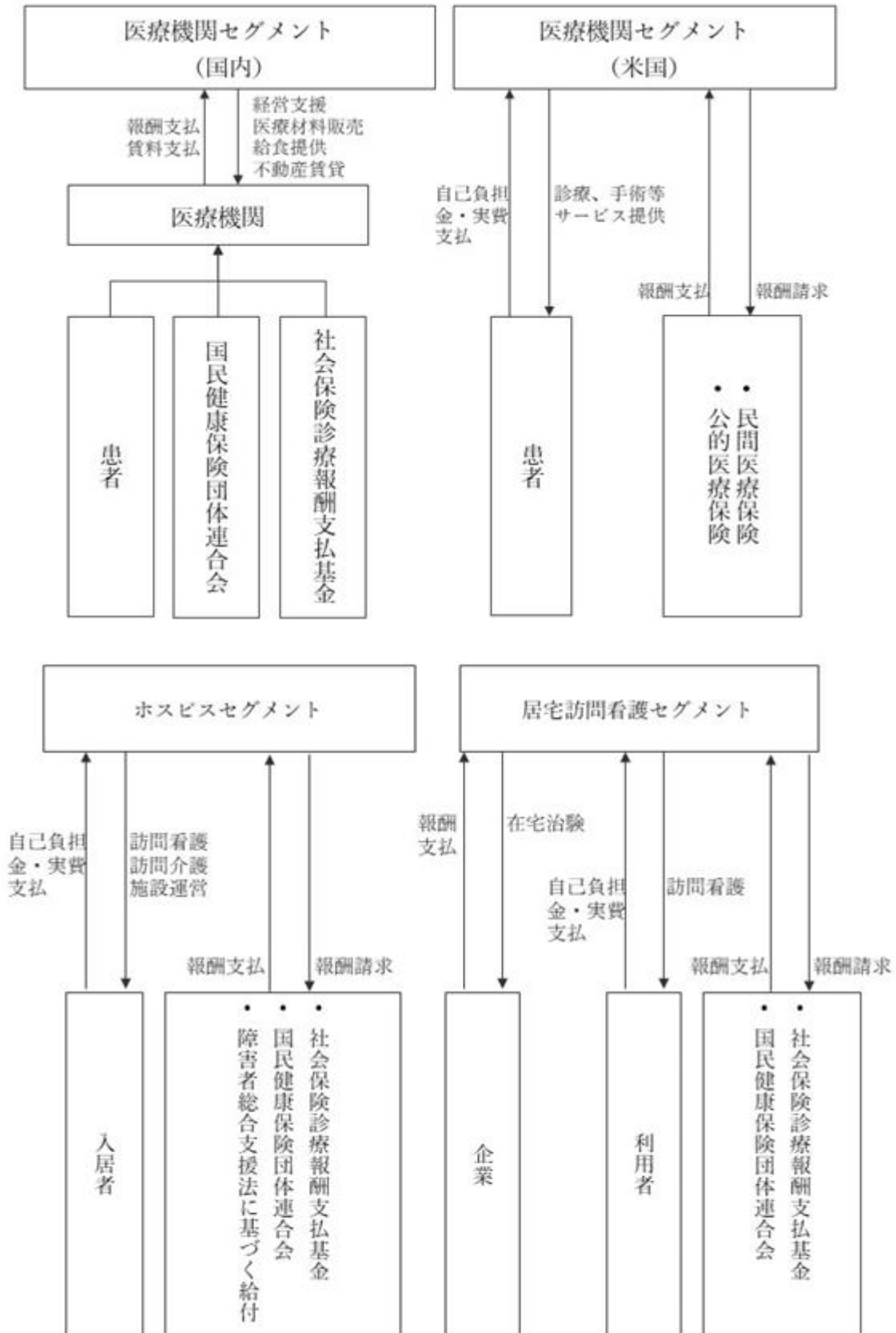
2022年時点で、約156万人の日本の看護師及び准看護師のうち、訪問看護師はわずか4.9%しかいません（注）。更に訪問看護師は病院で数年の経験を積んでから訪問看護に転職することが多いため、20代後半から30代前半の出産や育児の時期を迎える世代が多く、出産・育児で離職中の訪問看護師の中には復職に不安を感じている方が多く存在すると考えられます。24時間365日対応の体制を整えるためには、今まで以上に柔軟な働き方が求められます。

当社グループでは、日本に一刻も早く24時間365日対応の在宅医療体制を行き渡らせるため、訪問看護師やセラピスト（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）等の医療スタッフが働きがいと働きやすさを感じながら安心して働き続け、成長し続けることを目標としています。

そのために、採用から入社時研修、育成制度、仕事と家庭の両立支援、評価・表彰制度、従業員満足度調査、社内外のコミュニケーション等がミッションと一貫通貫で接続されるように制度や施策を構築しています。

（注）「令和4年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」（厚生労働省）。

[事業系統図]



事業セグメントごとの事業内容及び主な関係会社は以下のとおりです。

区分	事業内容	主な関係会社
医療機関セグメント	医療機関への経営支援 海外における医療機関の運営 給食サービス 不動産賃貸	株式会社シーユーシー 透析研究開発株式会社 CUC SINGAPORE PTE.LTD. CUC Podiatry Holdings, LLC 株式会社シーユーシー・フーズ 株式会社シーユーシー・プロパティーズ
ホスピスセグメント	ホスピス型住宅の運営 訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、居宅介護及び重度訪問介護	株式会社シーユーシー・ホスピス 株式会社ネイチャー 株式会社A&N 株式会社ゆう
居宅訪問看護セグメント	訪問看護 通所介護（デイサービス） 居宅介護支援 在宅治療	ソフィアメディ株式会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注)1	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(親会社) エムスリー株式会社 (注)2	東京都港区	29,317百万円	インターネットを利用した医療関連サービスの提供	(被所有) 63.45%	役員の受入1名
(連結子会社) 株式会社シーユーシー・ホスピス (注)3	東京都港区	50百万円	(ホスピス)ホスピス事業	100.00%	資金貸付 不動産の賃貸 役員の兼任2名 従業員の出向
ソフィアメディ株式会社 (注)4	東京都港区	84百万円	(居宅訪問看護)居宅訪問看護事業	100.00%	資金借入 役員の兼任3名 債務保証 従業員の出向
CUC SINGAPORE PTE. LTD. (注)5	シンガポール共和国	24,720千米ドル	(医療機関)持株会社	100.00%	役員の兼任2名
CHANGE UNTIL CHANGE VIETNAM COMPANY LIMITED (注)5、6	ベトナム社会主義共和国	468,214百万ベトナムドン	(医療機関)持株会社	100.00% (100.0%)	役員の兼任1名
CHANGE UNTIL CHANGE MEDICAL SERVICES COMPANY LIMITED (注)5、6	ベトナム社会主義共和国	463,234百万ベトナムドン	(医療機関)持株会社	100.00% (100.0%)	役員の兼任1名
CHANGE UNTIL CHANGE HEALTHCARE COMPANY LIMITED (注)5、6	ベトナム社会主義共和国	462,164百万ベトナムドン	(医療機関)持株会社 クリニックの運営	100.00% (100.0%)	役員の兼任1名
CUC Podiatry Holdings, LLC (注)5、6、7	アメリカ合衆国	14,243千米ドル	(医療機関)持株会社	79.35% (79.35%)	役員の兼任2名
その他連結子会社30社					

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称及び事業の概要を記載しています。

2. 有価証券報告書の提出会社です。

3. 株式会社シーユーシー・ホスピスについては、2024年3月期に係る売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等

売上高 9,026百万円
経常利益 237百万円
当期純利益 146百万円
純資産額 1,163百万円
総資産額 3,291百万円

4. ソフィアメディ株式会社については、2024年3月期に係る売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等

売上高 10,946百万円
経常利益 737百万円
当期純利益 464百万円
純資産額 4,041百万円
総資産額 5,505百万円

5. 特定子会社に該当します。

6. 議決権の所有割合の()内は間接保有割合で内数です。

7. 2024年1月6日付で、CUC Podiatry Holdings, LLCの持分の79.35%を取得し、子会社としました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
医療機関	808	(248)
ホスピス	1,391	(228)
居宅訪問看護	1,455	(134)
その他	5	(6)
全社(共通)	84	(25)
合計	3,743	(641)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間平均雇用人数を()外数で記載しています。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は当社グループの人事、総務、経営管理及び経理等の管理部門の従業員です。
3. 従業員の著しい増減は、業容拡大に伴う採用数の増加によるものです。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
434 (36)	38.5	3.1	6,106

セグメントの名称	従業員数(人)	
医療機関	350	(11)
全社(共通)	84	(25)
合計	434	(36)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間平均雇用人数を()外数で記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与及びライフプラン手当等を含み、通勤手当は除いています。なお、平均年間給与の算出における従業員数は、当社外から当社への出向者を除いて算出しています。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、従業員(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。)の平均です。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度						補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)			
	正規労働者	非正規労働者	全労働者	正規労働者	非正規労働者	
12.4	25.0	*	66.8	66.4	130.7	男女間賃金格差の算出に当たり、正規労働者には、短時間勤務者を含めています。 (女性11名、男性1名)

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「*」は男性の育児休業取得の対象となる従業員が無いことを示しています。

主要な連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1.			
			全労働者	正規労働者	非正規労働者	
株式会社シーユーシー・ホスピス	54.7	50.0	90.2	92.6	110.2	
ソフィアメディ株式会社	62.5	68.6	92.1	94.9	73.1	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループのミッション（使命）は「医療という希望を創る。」です。このミッションに基づき、当社グループは、患者に向けては「患者視点の医療をひとりでも多くの方へ提供できる環境を創る。」、医療機関に向けては「地域に求められ、働きがいのある職場環境を創る。」、そして社会に向けては「医療課題の解決によって健全で持続可能な社会を創る。」ことを目指して様々なサービスを展開しています。

社名のシーユーシー（CUC）は、「変わるまで、変える（Change Until Change）」の頭文字から生まれました。変化を恐れず医療課題に挑戦する私たちの存在意義を表現しており、新しい挑戦に向かい続けるという強い意志を込めています。

(2) 経営戦略

医療機関セグメントでは、訪問診療クリニック、病院、透析クリニック、外来クリニック等を運営する医療機関向けに経営支援サービス（経営戦略策定・経営管理支援、マーケティング支援、IT・経理・総務等支援、人事・採用機能支援等）に加えて、M&A・PMI支援、新規クリニック開設支援、病床転換支援等のプロジェクト受注）を拡大するとともに、支援先医療機関数の増大を目指しています。更に、高齢化先進国である日本の医療機関に対する経営支援サービスのノウハウを海外にも展開すべく、米国、ベトナム及びインドネシアでの事業の更なる拡大を目指しています。

ホスピスセグメントでは、ホスピス型住宅の入居者に提供するサービスの質を最重要視した上で、既存のホスピス型住宅の入居者増加に加え、看取り機能が脆弱な地域を中心にホスピス型住宅の新規展開を加速し、より多くの医療依存度の高い（がん末期、神経難病等を患う）入居者向けに訪問看護及び訪問介護を提供してまいります。

居宅訪問看護セグメントでは、利用者に提供するサービスの質を最重要視した上で、既存の訪問看護ステーションの利用者拡大に加えて、新規エリアへの訪問看護ステーションの新規開設を行い、居宅の利用者向けに訪問看護を提供してまいります。

国内においては今後も医療機関セグメントの顧客である支援先医療機関と、ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントが連携することにより、各支援先医療機関の病院やクリニック等並びにホスピス型住宅や訪問看護ステーションが位置する地域の地域包括ケアシステムが効率的に運営されるプラットフォームが構築されるよう事業を行ってまいります。海外においては既存の足病及び下肢静脈疾患クリニック等を更に拡大するとともに、新規のクリニック展開を進めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、事業規模と収益性を測る指標として、売上収益、営業利益及びEBITDA（注）を重視しています。これらの指標の着実な拡大を維持しながらも、中長期的な企業価値向上のため、新規事業の展開を継続することを企図しています。

医療機関セグメントでは当社が国内において経営支援を提供する病院及びクリニック等の数である支援先主要拠点数を、ホスピスセグメントではホスピス型住宅の定員数（訪問看護等サービスを提供する施設の定員数）及び稼働率（毎期の提供可能定員数に対するのべ入居者数の割合）を、居宅訪問看護セグメントでは利用者に提供したのべ総ケア時間（看護師及びセラピストが利用者にサービスを提供した時間の合計）を、それぞれ主要な経営指標として認識しています。

また、財務の安定性を判断する指標として、EBITDA有利子負債倍率及び親会社所有者帰属持分比率等を用い、安定的かつ持続的に企業価値を拡大していくことを目指しています。

（注）EBITDAの計算式は次のとおりです。

$$\text{EBITDA} = \text{営業利益} + \text{減価償却費及び償却費} \pm \text{その他の収益} \cdot \text{費用}$$

(4) 経営環境

当社グループが主にサービスを提供する日本では、全人口に占める65歳以上人口の割合が2021年には約29%のところ2040年には約35%となり（注1）、急速な高齢化による医療費の増大が見込まれ、医療費は2021年の約45兆円から2040年には約78兆円まで拡大すると予想されています（注2）。そのような環境下で、超高齢社会に備えた医療機関の機能転換（急性期医療から回復期医療への転換）が求められ、厚生労働省も病院医療よりも医療費を大幅に抑えられる在宅医療の拡大を推進しており、訪問診療利用者数は2011年の44.9万人から2019年には79.5万人に増加しています（注3）。一方で、日本の労働人口は2017年の約67.2百万人から2040年には10%以上減少して約58.5百万人となると推計されており（注4）、需要の高まる医療サービス提供のための医療従事者の確保が危ぶまれています。

また、2022年時点で日本における病院の68.7%が60歳以上の経営者により運営されており（注5）、2017年時点で後継者不在の病院が68.4%（注6）であるため、M&A等により後継者不在の医療機関を、安定的に運営できる医療機関に承継する流れが進むことが予想されます。

当社グループは米国において足病及び下肢静脈疾患クリニックを運営しています。米国における足病科の市場規模は約70億米ドルであり（注7）、今後も高齢化や糖尿病患者の増加等により堅調なニーズの拡大が見込まれています（65歳以上の人口は2020年の56.1百万人から2030年の73.1百万人へと年平均2.7%で増加すると推計されており（注8）、糖尿病患者は2020年の43.3百万人から2030年の54.9百万人へと年平均2.4%で増加すると推計されています（注9））。

また、ベトナム及びインドネシアでは、2021年時点で国民一人あたり医療費がそれぞれ173ドル、161ドル（注10）であり、双方とも2000年と比較すると8倍以上となっており、今後もより多くの人が良質な医療にアクセスできる環境を整備することが求められるものと当社は考えています。

我が国における訪問看護利用者数は2011年時点の38.5万人から2019年の83.5万人へと、年平均で約10.1%増加しており（注11）、また、我が国におけるがん・難病患者数は569万人とされています（注12）。一方で、居宅訪問看護業界においては24時間365日体制で安定的な運営が可能な大規模事業所のニーズが高まっている中で、従業員5人未満の小規模訪問看護ステーションが57%を占め（注13）、十分なサービス供給がされている状況ではないと考えています。

- （注）1. 「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）。
2. 「国民医療費の概況」（厚生労働省）、「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（内閣府、財務省、厚生労働省）。
3. 「在宅医療の現状について」（厚生労働省、2022年）。在宅患者訪問診療料を月1回以上算定されていた患者の数。
4. 「令和3年版厚生労働白書 資料編」（厚生労働省）。
5. 「令和4年医師、歯科医師、薬剤師統計の概況」（厚生労働省、2024年）。
6. 「医業承継の現状と課題」（日本医師会総合政策研究機構、2019年）。
7. 「Podiatrists in the US」（IBISWorld、2023年）
8. 「2017 National Population Projections Tables」（US Census Bureau、2020年）
9. 「Diabetes 2030: Insights from Yesterday, Today, and Future Trends」（Rowley et al, Population Health Management. 2016年）
10. Global Health Expenditure Database（World Health Organization.）。
11. 「在宅医療の現状について」（厚生労働省 2022年）。医療保険と介護保険の合計数。
12. がん患者数466万人「令和2年患者調査（確定数）の概況」（厚生労働省）と指定難病患者数103万人「令和2年度衛生行政報告例」（厚生労働省）の合計。
13. 「第220回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3」（厚生労働省）。

（5）当社グループの強み

当社グループは2014年の会社設立以来、高い成長性を維持しながら規模を拡大してきました。訪問診療クリニックの経営支援を起点として、病院や透析クリニック、外来クリニック等を運営する医療機関の経営支援、ホスピス事業、居宅訪問看護事業、ベトナム・インドネシアにおける医療機関への経営支援、米国における足病及び下肢静脈疾患クリニックの運営等幅広い領域において事業を展開しています。

当社グループの強みは以下のとおりです。

安定成長を続ける国内医療機関事業及び事業ノウハウを活かした海外事業展開

当社は、経営人材が支援先医療機関に常駐することで、意思決定や戦略策定のサポートを現場の視点から行います。これにより顧客との継続的な関係を構築し高いリテンション率を維持しています。また、これまで培った医療機関の運営効率化ノウハウを生かし、支援先医療機関の安定的な事業運営に寄与しています。このようにして、規模拡大及び安定運営を実現した既存の支援先医療機関は、更なる規模の拡大のためにM&Aや新規クリニックの開設等を視野に入れ、当社が追加の経営支援を行う機会（新規の支援先医療機関の獲得）を得ることが可能になるという好循環が生まれています。

また、国内の医療機関支援により蓄積されたノウハウを、海外におけるクリニック経営等に活用することで更なる成長を目指しています。

巨大な市場を背景に成長するホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメント

我が国における訪問看護利用者数は2011年時点の38.5万人から2019年の83.5万人に増加し、年平均で約10.1%成長しています（注1）。また、2020年度末の我が国におけるがん・難病患者数は569万人とされており（注2）、日本における急速な高齢化を背景に在宅医療市場は今後も継続的に拡大すると当社は考えています。

当社のホスピス事業でサービスを提供する定員数及び居宅訪問看護事業の利用者数はいずれも大規模であり、高い成長が期待される市場において優位な地位を確立しています。

ホスピス事業において、当社が訪問看護サービスを提供するホスピス型住宅の定員数は2024年3月末時点で1,733名であり、2024年3月期における既存のホスピス型住宅の年間平均稼働率は80.7%です（注3）。ホスピス事業は、2024年3月末時点で看護師524名、介護士584名を擁し、訪問看護及び訪問介護サービスを提供しています。

居宅訪問看護事業の訪問看護ステーション数は、2024年3月末で88拠点であり、今後も積極的な新規拠点展開を予定しています。なお、居宅訪問看護事業は2024年3月末時点で看護師672名、セラピスト479名を擁しており（注4）、2024年3月に訪問実績がある居宅訪問看護事業の利用者数は13,615名、のべ総ケア時間数は2024年3月期において年間1,065,220時間（注5）となっています。

今後も集客効率化、採用力強化、拠点の相互補完等のシナジーを發揮し、高水準の安定稼働を確保するというドミナント戦略のもと、居宅訪問看護事業における訪問看護ステーションは半径2～5km圏内、ホスピス事業におけるホスピス型住宅は半径10～15km圏内に拠点を拠出することにより、展開を加速していきます。

（注）1．「在宅医療の現状について」（厚生労働省 2022年）。医療保険と介護保険の合計数。

2．がん患者数466万人「令和2年患者調査（確定数）の概況」（厚生労働省）と指定難病患者数103万人「令和2年度衛生行政報告例」（厚生労働省）の合計。

3．2024年3月期における既存ホスピス（2024年3月末時点で開設以降12ヶ月超経過又はM&Aによる新規取得）ののべ提供可能定員数に対する、のべ入居者の割合。

4．在宅治験に従事する看護師は除く。セラピストは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の総称。

5．看護師及びセラピストが利用者にサービスを提供した時間の合計。

包括的なソリューションを提供する独自のアプローチ

当社グループは医療機関セグメント、ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントに亘って医療・介護領域の様々な事業を展開しています。

特に支援先医療機関が運営する病院や訪問診療クリニック、透析クリニック及び外来クリニック等と当社グループが運営するホスピス型住宅や訪問看護ステーションとの間のネットワークを強化することにより、医療機関支援からホスピス、居宅訪問看護まで垂直統合されたプラットフォームを構築し、患者、医療従事者及び社会に対して大きな価値提供ができると考えています。

具体的には医療機関セグメント、ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントにおいて高度急性期病院に対する接点を持つことにより、KOL（Key Opinion Leader：医療業界において多方面に大きな影響力を持つ人物の意）である医師や、それらの病院に入院する患者へのアクセスを持つことが可能になります。また、当社グループから支援先医療機関に患者を紹介するケースや、逆に当社グループが紹介されるケースがあります。

当社グループ内では、ホスピス事業と居宅訪問看護事業の間での異動及び人材交流もあり、従業員に多様なキャリア機会を提供することができています。

支援先医療機関の運営する拠点多く存在する地域では、当社グループのホスピス型住宅や訪問看護ステーションを、これら支援先医療機関が運営する拠点の周辺に開設することにより、それらを密に連携させる取り組みも始めています。

そして、医療機関事業により創出したキャッシュ・フローをホスピス事業の設備投資に充当することが可能です。

独自の雇用モデルに基づく強力な採用力

当社グループが事業を展開する医療・介護業界において、事業の根幹となるのは優秀な人材の確保と育成であると考えています。医療機関事業に携わる従業員、ホスピス事業及び居宅訪問看護事業に携わる看護師、介護士、セラピスト等の専門職の採用力やリテンション力を高めるために、差別化されたプラットフォームを構築することに成功しています。

具体的には当社グループの「医療という希望を創る。」というミッションを実現するために従業員が達成感ややりがいを実感することができるよう、平等かつ協力的な社風を醸成するように努めています。また、継続かつ充実した教育制度や柔軟な労働体系を設けることにより、スキルを向上させつつ長期間勤務できるような制度を整備しています。

医療機関事業において上述のような採用や企業風土醸成のノウハウを活用することにより、当連結会計年度における支援先医療機関に対する医師及びコメディカル（注1）採用支援業務の結果として、当連結会計年度に支援先医療機関の医師279名、コメディカル981名の採用に貢献しています。

ホスピス事業では当連結会計年度において603名の看護師・介護士の採用（注2）を行いました。理念浸透の活動や入社前の職場見学等の取り組みを実施した結果、離職率は前連結会計年度比3.4ポイント低下の19.6%となりました。

居宅訪問看護事業では当連結会計年度において322名の看護師・セラピスト（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の採用（注2）を行いました。離職率は前連結会計年度比1.3ポイント低下の13.5%となりました。

（注）1．医師を除く医療従事者（看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、管理栄養士等）。

2．非正規社員を含む。

（6）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上記（2）に記載の経営戦略を実行していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

人材の確保、育成及び管理

当社グループが事業の規模、範囲を安定的かつ持続的に拡大するためには、それに見合った人材を確保、育成する必要があります。医療機関事業の従業員、ホスピス事業及び居宅訪問看護事業の看護師、介護士、セラピスト等の専門職、管理部門の経営企画・経営管理・経理・人事・IT等の要員の確保と育成が必要です。

採用力強化については、採用担当者の増強や、リファーマル制度の設置、インターン制度やイベント開催等、新規卒業者への各種施策を実施しています。リテンション率向上のために、当社グループの経営理念と接続した研修・育成制度、評価・表彰制度等、各種制度により従業員満足度の向上に努めています。

従業員の専門性向上

当社の医療機関セグメントでは専門的な経営支援サービスを提供することにより支援先医療機関の規模拡大及び安定運営を実現しています。質の高いサービスを提供するためには、当社従業員の専門性向上が必要不可欠です。優秀な人材を数多く確保するために、医療業界での経験の有無を問わずに能力の高い人材を採用した上で、専門性向上のための教育を継続的に行っています。

ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントにおいては、顧客に提供するサービスの質を最重要視して事業運営をしているため、看護師、介護士、セラピスト等の専門性向上に特に力を入れて取り組んでいます。例えば入社時研修、役職別研修、管理者候補育成研修等、様々なプログラムを設けており、医療スキルを上げる研修のみならず、ホスピタリティや経営理念を学ぶ研修も行っています。

拠点展開スピード

主にホスピスセグメントでは、知名度の向上と顧客獲得を実現し、必要とされている地域にいち早く当社グループのサービスを届けるために、拠点展開のスピードが求められています。

展開拠点の選定と開発、事業所の確保もしくは建設、拠点スタッフの採用、顧客獲得等を同時に行い、早期の拠点展開を行うために、拠点展開の開発を行う人員強化や採用チーム等のバックオフィス機能強化等に努めています。

内部管理体制の強化

当社グループが事業を継続し、ミッションを実現するためには、コンプライアンスを重視した経営を行う必要があると認識しています。そのためにも、事業の拡大に備えた管理部門の強化やリスク・コンプライアンス規程を始めとした各種規程の整備による内部統制の体制構築とその運用モニタリングを行っています。

財務健全性の確保

2024年1月に米国の足病及び下肢静脈疾患クリニックの買収を行い、今後もホスピス型住宅の建設にあたり資金調達が必要になるため、外部調達の金利水準が変動した場合や計画どおりの資金調達ができなかった場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

EBITDA有利子負債倍率及び親会社所有者帰属持分比率等といった財務の安定性を測る指標のモニタリング及び金利動向の定期的な把握を通じた金利変動リスクの定量化を行うことで、財務健全性の確保に努めています。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

当社グループが目指すサステナビリティ経営

当社グループは、「医療という希望を創る。」をミッションとして掲げ、患者・医療従事者・社会の不と負を解消し、希望を創り出す事業を目指しています。

患者様に寄り添った医療を追求し、ひとりでも多くの方がこころから安心して暮らせる社会を創ること、そして、その社会を持続可能なかたちで子どもたちが生きる未来に繋いでいくことを使命としています。

(1) ガバナンス体制

当社は、グループの長期的な成長を支えるサステナビリティを重視しており、その達成のためにグループ主要各社横断でサステナビリティプロジェクトという取り組みを実施しています。サステナビリティプロジェクトでの協議事項やマテリアリティ毎の取組状況について取締役会に適宜報告することにより、取締役会が当社グループのサステナビリティ経営に関して監視の機能を持つこととなります。

(2) 戦略

マテリアリティ(重要項目)

当社グループはミッションである「医療という希望を創る。」を持続可能な形で達成するために、SASBスタンダード(注1)、GRIスタンダード(注2)等の各種報告基準を参考に、社内取締役、執行役員、幹部社員が社会・ステークホルダーにとっての重要度と当社にとっての重要度を複合的に議論することにより、経営理念を実現するために必要な以下の5つのマテリアリティを特定しました。また、各マテリアリティに対して専任の担当取締役又は執行役員を任命し、長期的な価値の創造に向けて、これらのマテリアリティへの取り組みを推進しています。マテリアリティへ取り組みは「持続可能な開発目標(SDGs)」(注3)を実現する道と同義であると捉えています。

(注)1. SASBスタンダード: サステナビリティ会計基準審議会(SASB: Sustainability Accounting Standards Board)が2018年に公開した非財務情報公開の標準化に向けた基準。

2. GRIスタンダード: GRI(Global Reporting Initiative)により定められた国際基準。組織が経済、環境、社会に与えるインパクトを一般に報告する際に用いられる。

3. 2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダで掲げられる国際目標。

CUCグループの5つのマテリアリティ(重要課題)



(3) リスク管理

当社グループでは各マテリアリティの担当取締役又は執行役員が、各マテリアリティに紐づくリスクについて責任をもってグループ各社における対応方針を検討し、グループ各社、各部門が中心となって対応を進めています。また、当社グループではリスク・コンプライアンス委員会にて、リスクの適切な管理及びコンプライアンスの遵守やその体制整備のための意思決定を行っています。

(4) 指標及び目標

人的資本経営に関する取組

当社グループのミッションである「医療という希望を創る。」の達成に向けて、最も重要なアセットは人材です。経営理念に共感する優秀な人材が集い、お互いの働きかけによって能力を高め合い、行動指針（CUC Partners Way）に基づき活躍し続ける状態を目指しています。そのために、各種の人事施策に取り組んでいます。

当社グループでは、期初に設定する採用人数予算及び離職率の想定等に対するモニタリング、毎月実施する従業員サーベイ、年1回実施する働きがいに関するサーベイ及び、半期に一度の管理職向け行動指針体现度評価（Way Letter）等を通じて、各種の人事施策の効果を確認しています。

ガバナンス

当社グループの主要な人材戦略は、当社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員が参加する「グループ情報共有会」等の会議体で討議された上で、当社の経営会議又は取締役会にて意思決定を行っています。

また、当社の人事部門が主管する階層別の人材開発委員会、半期に一度の管理職向け行動指針体现度評価「WayLetter」、毎月実施の従業員コンディションサーベイ、個別のキャリア面談等を通じて社員情報を整理し、代表取締役・人事管理執行役員が参加する隔週の定例会にて課題確認及び論点整理をした上で、各種の人事施策の検討に活かしています。

戦略

当社グループでは、2023年8月に理念体系全体を推進するために、経営者と従業員の約束として「一人ひとりが働きがいを感じ、夢や理想に挑戦できる環境を実現する。」というCUC Partners Promise（働くみなさまとの約束）を策定しました。CUC Partners Promiseを組織づくりや人事制度設計の指針として、各種施策を実行しています。主な人事施策は、下記のとおりです。

() 行動指針「CUC Partners Way」の設定と浸透の推進

当社グループではミッションである「医療という希望を創る。」を達成するために、行動指針である「CUC Partners Way」を設定しています。具体的には1.「自分の立場」ではなく「患者様の気持ち」で考える、2.「できない理由」ではなく「できる方法」を探して実行する、3.「既成概念」にとらわれず「理想」を追求する、4.「専門性」の前に「人間性」を重視する、5.「上下」ではなく「ひとつのチーム」として手を重ねる、の5つです。

これらの行動指針を当社グループに浸透させるために、行動指針の採用基準への導入、入社時研修、入社3か月後研修、1年後研修における行動指針の教育、半年毎の社内取締役・執行役員・幹部社員・管理職に対する行動指針実践度の匿名フィードバック等の施策を実施しています。それらの取り組みの成果として、毎月当社従業員社員を対象に計測しているサーベイ（解答率90%以上）で確認できる行動指針の認知率は99%（前年95%）以上（注1）、実践・共感率は79%（前年70%）以上（注2）となっています。

(注) 1. 行動指針について「5.実践している」、「4.共感している」、「3.理解している」、「2.認知している」、「1.内容を知らない」の選択肢のうち、5、4、3、2を選んだ比率。

2. 行動指針について「5.実践している」、「4.共感している」、「3.理解している」、「2.認知している」、「1.内容を知らない」の選択肢のうち、5、4を選んだ比率。

() 医療現場の働き方改革から生まれる、多様で柔軟な職場環境

当社グループでは、看護師やセラピスト、介護職といった医療現場の最前線で働く医療従事者のスタッフが多く在籍しています。少子高齢化により医療従事者の役割が増えているにもかかわらず、医療現場の人材不足は深刻化しています。

当社グループが目指すのは、患者や利用者が一番近くで働く医療従事者が、働きがいを持って医療現場に立ち続けられることです。そのために、当社グループは労働環境の整備やキャリア支援等、働き方改革を進めています。医療現場に多くの笑顔を増やすことで、患者や利用者へより良い医療を届けていきます。

一例として、当社子会社であるソフィアメディ株式会社では働き方改革「ソフィアメディWOW! (Work for Our Wonderful life!)」として、1時間単位の有給休暇、時短勤務制度拡充、ベビーシッター料金補助、LGBTQの当事者のための結婚・育児・就労支援等の制度を設定し、異なるライフステージに移行した医療従事者が仕事を継続しやすい環境を整備しています。

当社グループにおける医療従事者数（注）

・看護師 1,196人（前年：935）

- ・セラピスト 479人(前年:451)
- ・介護職 584人(前年:423)

(注)2024年3月期における臨時従業員を除く人数。

()グループ内公募制度「Dream」による幅広いキャリアの選択肢の提供

半年に一度、当社グループの各社・各事業部への異動を可能とするグループ内公募制度「Dream」を実施しています。人材を求める部署やプロジェクトの募集に対して、上長の許可を問わずに面談を経て希望の会社・事業部へと異動を叶えることができます。社員一人ひとりの「挑戦したい」という気持ちを汲み取り、新たな挑戦を後押しする機会を提供しています。毎回多くの異動が実現しており、医療職からビジネス職への異動も行われる等、社員が前向きにキャリアの幅を広げることができています。

応募数と実績の推移

- ・2023年度募集 通期合計40名応募 13名異動
- ・2022年度募集 通期合計28名応募 10名異動
- ・2021年度募集 通期合計19名応募 6名異動

()称賛の文化によるポジティブな職場環境

当社グループは創業以来、ミッション「医療という希望を創る。」を体現した社員や取り組みにスポットライトを当てる称賛の文化を大切にしています。年一回行われる当社グループ全体の大規模イベントでの表彰をはじめ、グループ各社や各事業部内での定期的なベストプラクティスの共有会、月に一度の感謝メッセージ送付の仕組みなど、多くの称賛の機会を設けています。医療職からビジネス職まで、多様な職種が混在する当社グループでは、こうした取り組みによって異なる環境の社員同士で互いの仕事内容を知る機会をつくり、一体感を醸成しています。

()グループ横断の能力開発プログラム

経営環境が大きく変化し、当社グループ横断での事業シナジー追及が求められる現在の環境下では、グループ各社の役職員の強固な人間関係構築や事業環境についての共通理解が求められています。そのために経営陣、マネジャー等の階層別に、グループ会社横断でリーダーシップやマネジメント力を高める研修プログラムを実施しています。2023年度は、新任マネジャー向けのリーダーシップ初級研修「リーダーの学校」開催(コミュニティ参加数119名)や、従業員が教鞭をとりお互い教え学び合う「CUCアカデミア」(全16回開催/のべ2011名参加)を実施しました。また、異業界の著名人を招聘し最新知識を学ぶ講演会「未知との遭遇」の開催など、当社グループに閉じない新しい学びの機会創出に努めています。

リスク管理

当社グループが安定的に事業拡大するためには、ミッション実現のために主体的に行動できる優秀な人材を採用し、育成する必要があります。持続可能でイノベティブな医療サービスの創出や、患者様と医療従事者のウェルビーイングの追求などに紐づくリスクについて、各マテリアリティの担当取締役又は執行役員が中心となって対応を進めています。課題が確認された場合には、適宜対策を打つことで、安定的な事業拡大につなげてまいります。主な重要リスクは、第2 事業の状況 3 事業等のリスクをご参照ください。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主なリスクは、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

(1) 事業環境について

医療ヘルスケア市場について

当社グループは医療ヘルスケア市場で事業を展開しています。現在の事業の中核となっている高齢者医療マーケットは今後も高齢者の増加に伴い拡大が見込まれています。また、当社グループは「医療という希望を創る。」というミッションの実現を目指し、医療を取り巻く「不・負」を解決する新たなサービスを創出していく所存です。

しかしながら、長期的に国内の高齢者人口は減少に転ずることが見込まれており、また当社の想定を超える医療保険制度の見直し等が発生することもありえるため、そのような事象が発生した場合には、医療ヘルスケア市場が縮小し、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

他社との競合について

当社グループは、医療機関、患者及び顧客（利用者及び入居者）のニーズに合った新しいサービスの拡充に常に取り組みんでいます。競合については以下のとおりです。

(医療機関セグメント)

国内における医療機関に対する経営支援サービスは病院やクリニックの売上成長及び収益改善に資する各種サービスを包括的に提供するものであり、戦略・施策の立案から実行までをワンストップで提供できるという点で現在のところ直接的な競合の存在を認識していませんが、医療機関に対する支援サービスを行う会社は複数存在します。

資本金、顧客基盤、知名度、価格競争力、営業力などの点において当社グループよりも優れた企業が、新規参入、事業領域の拡大・強化、企業買収、提携などにより、当社グループと同等又はより優れたサービスを、より低い価格で提供した場合、当社グループの競争上の優位性が失われ、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、米国においては、足病及び下肢静脈疾患クリニックを運営する各地域で競合が存在します。既に展開している地域において競争が激化した場合のほか、当社グループが新規地域への展開を検討する際に既に他社が優位性を有している場合には、当社グループによる事業運営又は展開に影響を及ぼす可能性があります。

(ホスピスセグメント、居宅訪問看護セグメント)

ホスピス事業では、株式会社アンピスホールディングス、日本ホスピスホールディングス株式会社、株式会社サンウェルズ（すべて上場会社）といった競合が存在し、地域によっては、これらの会社と競合する場合があります。

居宅訪問看護事業では、事業を展開している各地域で競合が存在します。基本的に小規模事業者が多く、現時点では経営の安定性やブランド力という点で当社グループに相対的に優位性があると考えています。

既に競合が存在する地域において競争が激化した場合のほか、当社グループが優位な地域においても、上記の競合他社が当該地域に進出あるいは当該地域での事業を強化する場合や、競合他社が企業買収・提携などを活用して地域の垣根を超えた大規模な範囲でサービスを展開する場合等においては、当社グループの優位性が失われ、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社がこれまで事業を行っていなかった地域に新規に事業を展開するに際し、当該地域で先行して事業を展開する競合他社の顧客基盤が想定以上に強力であり、あるいは競合他社が先行者としての優位性を活用してサービス内容や事業展開を強化した場合には、当社グループが当該地域において期待どおりに顧客を獲得できないなど、当社グループの事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

以上のほか、各事業で他の有力企業との競争激化や、新規参入の増加、業界再編等により、当社グループが事業を行う業界の事業環境が大きく変化し、当社グループがこれに適時・適切に対応できなかった場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

インフレと人件費高騰について

当社グループは、主として労働集約型の事業を行っているため、賃金水準が急激に高騰した場合には人件費の負担増が発生します。特にホスピス事業では、事業拡大のために新規施設を開設することが重要ですが、インフレ等による建築資材の高騰や建設人材の不足等により調達コストが増加し、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営について

人材の採用、育成について

当社グループが安定的に事業拡大するためには、ミッション実現のために主体的に行動できる優秀な人材を採用し、育成する必要があります。

医療機関セグメントの国内事業においては、支援先医療機関からの様々なニーズに対応可能な専門性の高いスタッフを確保・育成するため、採用時における適性を見極めを行うことに加えて、社内業務の標準化、マニュアル化を進めることにより育成体制を強化しています。加えて、支援先医療機関向けの有資格者採用支援のために、医療職種別（医者、看護師など）の採用チームを組成しています。

ホスピス事業及び居宅訪問看護事業においては看護師、介護士及びセラピストの採用や育成が事業の根幹です。そのため、採用業務に経営資源を集中させ、積極的な採用活動を行っています。特にがん末期やALS等の難病のケアには高い専門性が求められることから、それらの専門性を持つ医療スタッフを採用することに加え、経験の浅い看護師、介護士及びセラピストであっても安心して継続して働けるように教育体制も充実させ、安定した人員の確保に努めています。

しかしながら、日本の労働人口は今後も減少することが見込まれており、医療・介護業界での慢性的な人材不足等により、採用が予定どおり進まない場合や、適切な研修等を実施することにより育成することができない場合、既存社員の社外流出等が多く発生した場合には、顧客に対するサービスの提供が困難となったり、サービスの質の低下につながるおそれがあります。加えて、当社グループが計画する新規施設の開設に支障が生じる可能性があります。また、そのような状況に対応するため人材の確保に想定以上の支出が必要となるなど、当社グループの事業又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

各種規制、許認可、指定について

当社グループは、各事業所において法規制に基づいた許認可や指定を受け業務を遂行しています（表）。特にホスピス事業及び居宅訪問看護事業では、健康保険法、介護保険法、障害者総合支援法、老人福祉法、高齢者住まい法等に基づく看護及び介護サービスを提供しており、これらの法律及び関連諸法令の適用を受けます。

当社グループは、各種許認可や指定を受けるために様々な要件に従う必要があり、その要件を満たすように細心の注意を払い事業を行っているほか、当社グループの内部監査部による内部監査において、これらの要件遵守について重点的に監査を実施しています。

しかしながら、当社の想定を超える法制度の改正が行われたこと等により、当社グループがこれらの法律及び関連諸法令を遵守することができなかつた場合又は診療報酬若しくは介護報酬等の不正請求や、人員基準違反、運営基準違反、虚偽報告といった事由が認められ、指定が取消又は停止となった場合には、当該事業の継続が困難となり、また、事業の一時停止を受けるなど、当社グループの事業活動に重大な支障が生じるほか、これらの事案への対応に要する大きな支出や風評被害等にもつながるため、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、介護保険法に基づく各種指定について指定取消を受けた場合、指定取消から5年以内における新たな指定の取得及び介護サービス事業所としての更新が出来なくなります。

また、法律の改廃や適用基準の変更等により、診療報酬・介護報酬が減少する、保険適用者が減少し利用控えが進むなどの事象が生じた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、医療保険制度に基づく診療報酬は2年に1度、介護保険制度に基づく介護報酬は3年に1度の頻度で制度の改定が行われており、今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより、大幅な改定が行われた場合には、医療機関セグメントにおいては国内の支援先医療機関の新規出店の減速や、支援先医療機関の業績悪化に伴う当社の業務受託報酬の支払遅延又は支払停止につながり、ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントにおいては直接的な売上収益の減少につながるため、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(表) 当社グループの各事業所が受けている主な指定

取得	指定権者、届出先又は登録先	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社グループの各事業所	厚生労働省 地方厚生局	指定訪問看護 事業者	健康保険法の訪 問看護事業	6年毎の 更新	健康保険法 第95条（指定 訪問看護事業者の指定の取 消し）
	都道府県、政令 指定都市又は中 核市	指定訪問看護 事業者	介護保険法の訪 問看護事業	6年毎の 更新	介護保険法 第77条（指定 の取消し等）
	都道府県、政令 指定都市又は中 核市	指定訪問介護 事業者	介護保険法の訪 問介護事業	6年毎の 更新	介護保険法 第77条（指定 の取消し等）
	都道府県、政令 指定都市又は中 核市	居宅介護・重 度訪問介護事 業	障害者総合支援 法の居宅介護	6年毎の 更新	障害者総合支援法 第50条 （指定の取消し等）
	都道府県、政令 指定都市又は中 核市	指定通所介護 事業者	介護保険法の地 域密着型通所介 護	6年毎の 更新	介護保険法 第77条（指定 の取消し等）
	都道府県、政令 指定都市又は中 核市	住宅型有料老 人ホーム	老人福祉法の施 設事業	なし	老人福祉法 第29条14項 （届出等） 事業の制限又 は停止に関する定めあり
	都道府県、政令 指定都市又は中 核市	サービス付き 高齢者向け住 宅	高齢者住まい法 の施設事業	5年毎の 更新	高齢者住まい法 第26条 （登録の取消し）
	市区町村	介護予防・日 常生活支援総 合事業	介護保険法の総 合事業	6年毎の 更新	介護保険法 第115条の45の 9（指定事業者の指定の取 消し等）
	市区町村	居宅介護支援 事業	介護保険法の居 宅介護支援	6年毎の 更新	介護保険法 第84条（指定 の取消し等）
	市区町村	指定地域密着 型通所介護事 業者	介護保険法の地 域密着型通所介 護	6年毎の 更新	介護保険法 第78条の10 （指定の取消し等）

情報管理について

当社グループでは事業活動を通じて顧客に関する経営情報等の機密情報を受け取り、また一部事業では多数の顧客あるいはその家族の個人情報（既往症、病歴、治療状況などの要配慮個人情報を含みます。）を取り扱っています。

当社グループの情報管理については、個人情報保護方針の策定や、社員教育の実施、担当者以外のサーバーへのアクセス制限等の社内体制の強化など、情報漏洩防止の厳重な対策を講じ、細心の注意を払っています。

しかしながら、通信設備等の予期せぬトラブル等によりシステムが停止した場合や、サイバー攻撃等による不正アクセスや改ざん、データの破壊、紛失、漏洩等が不測の事情により発生した場合、社員や業務委託先による情報漏洩が発生した場合、また、漏洩した情報が不正使用される等の機密情報の流出に伴う重大なトラブルが発生した場合、社会的信用の低下につながり、当社グループの事業、経営成績又は財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

M&Aについて

当社グループでは、同業もしくは異業種の他社に対するM&A(子会社化や事業譲受等)や提携等を実施することにより、当社グループの事業を補完もしくは強化すること、又は新規事業の展開が可能であると考えています。

その実施にあたっては、対象企業や対象事業について各種デューデリジェンスを行う等、慎重な検討の上で意思決定をし、可能な限りリスクの低減に努めています。

しかしながら、M&A等の実施後に当社グループが事前に認識し得なかった問題が明らかになった場合や、取得した企業等や事業の経営が計画どおりに進まない場合、許認可を要する事業を事業譲渡等により譲り受け、譲受後に許認可を得られない場合、又は期待していたシナジー効果を生みず戦略目的が達成できない場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役である濱口慶太は、創業者であると同時に創業以来当社グループの事業推進に深く関与しており、同氏は当社グループの経営戦略構築やその実行に重要な役割を果たしています。当社グループでは組織体制の強化を図り、特定の人物に過度に依存しない体制の整備を進めていますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける経営執行継続が困難になった場合には、当社グループの事業又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

親会社グループとの関係について

本書提出日現在、当社の親会社であるエムスリー株式会社は、当社の議決権の63.45%を所有しています。親会社グループは、国内における医師会員33万人以上（2024年4月26日時点）が利用する医療従事者専門サイト「m3.com」、米国の「MDLinx」や英国の「Doctors.net.uk」等の医療従事者のプラットフォーム、医師の人材紹介事業等を中心に様々なサービスをグローバルに展開しており、当社グループは親会社のサイトソリューションセグメントに区分されています。

したがって、エムスリー株式会社は、株主総会の特別決議を要する事項（例えば、吸収合併、事業譲渡、定款変更等を含みますが、これらに限りません。）を単独で可決することはできないものの拒否権を有するとともに、株主総会の普通決議を必要とする事項（例えば、取締役の選解任、剰余金の処分や配当等を含みますが、これらに限りません。）に関する決定権及び拒否権を有することになり、当社に重要な影響を及ぼしえます。親会社が当社グループの事業や経営方針に関して有する利益は、当社の他の株主の利益と異なる可能性があります。

また、当社は親会社と良好な関係を有していますが、何らかの理由により下記に掲げる当社と親会社グループとの間の主な関係について、関係が悪化した場合又は悪化したと受け取られた場合には、当社グループの事業、経営成績又は財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

一方、当社の独立性の維持のため、当社取締役会における親会社の役職員を兼務する取締役は6名中で1名のみであり、また、独立社外取締役が3分の1を占める構成としています。

なお、当社と親会社グループとの間の主な関係等の詳細については、以下に記載のとおりです。

() 親会社役職員による当社取締役の兼任

本書提出日現在、親会社であるエムスリー株式会社の執行役員である大場啓史は、当社の取締役及び監査等委員を兼任しています。当該監査等委員である取締役は、様々なコーポレート機能に関する知見により当社グループの経営力を高めるべく、当社より就任を要請し、今後も継続して要請することを予定しています。

親会社から役員を受け入れている状況を踏まえ、当社取締役会に占める親会社の役職員との兼務がある取締役は6名中で1名とし、独立社外取締役が3分の1を占める構成とします。当社の業務執行に係る意思決定に親会社からの承認は求められません。しかしながら、そのようなガバナンスが適切に機能しない場合には、親会社の意向が当社の経営判断に強く影響し、少数株主の利益が脅かされる可能性があります。

他方、当社取締役に親会社の役職員との兼任者がいなくなり、期待していた知見が提供されず同等程度以上の会社経営に関する知見を有した取締役を招聘できない場合には、当社の事業、経営成績又は財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

() 当社株式の流動性について

本書提出日現在、当社の親会社であるエムスリー株式会社は、当社の議決権の63.45%を所有しています。当社は今後も流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により、新規上場時よりも流動性が低下する場合には、売買が停滞する可能性があり、当社株式の需給関係に悪影響を及ぼす可能性があります。今後は当社の親会社への一部売出しの要請やストックオプションや株式を活用したインセンティブプラン、事業規模、売上収益及び利益額の成長を通じた株主層の拡大等の組み合わせにより、必要に応じて流動性の向上を図っていく方針です。

また、親会社が当社株式を市場内外で売却する場合又はその懸念が市場において認識される場合、当社株式の需給の悪化又はそのおそれにより、当社株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業内容について

医療機関セグメントについて

() 支援先医療機関について

支援先医療機関においては、医師又はコメディカル（医師を除く看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、管理栄養士等の医療従事者）等の不足、各種法令、許認可、指定等の不遵守、情報漏洩、不正、医療事故又は感染症の流行等の事象が発生しないよう事業を行っているとして理解しています。

しかしながら、何らかの理由により支援先医療機関において上記の事象が発生した場合や、想定外の大幅な診療報酬改定が行われた場合等には、当該支援先医療機関の事業運営や業績が悪化する可能性があります。

これにより当社グループが予定していた業務受託報酬を請求あるいは回収できなくなる可能性があるほか、支援先医療機関において不適切な事象等が発生したことで、それらの医療機関に対して経営支援を行っている当社及び当社の事業に対する評価や社会的信頼に悪影響を及ぼすなど、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() 支援先医療機関との業務委託契約について

当社は支援先医療機関に対する経営支援サービスの質の向上及びそのサービスメニューを拡大することで、支援先医療機関からの業務委託を継続していただけるよう日々取り組んでいます。

しかしながら、支援先医療機関との関係が悪化した場合や、支援先医療機関の経営方針の転換が生じた場合等には、業務委託契約が解除にいたる可能性があります。また、支援先医療機関の事情や判断で、業務委託契約が更新されない可能性があります。

医療機関セグメント（国内）の売上収益は主に支援先医療機関からの報酬によって構成されますが、支援先医療機関の経営状態は様々な要因により悪化する可能性があります。支援先医療機関の経営状態が悪化した場合、当社の業務受託報酬を請求あるいは回収できなくなる可能性があります。そのような事象が重なるようなことがあれば当社グループの事業又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、弁護士等の専門家との連携により、支援先医療機関との業務委託契約については医療法の剰余金配当の禁止に抵触していないと認識しています。

() 海外での医療行為提供について

当社グループは、海外においては、当社グループが直接、医師や看護師を雇用し医療行為を提供しています。危機管理マニュアルの遵守を徹底し医療事故等が発生しないように最新の注意を払いながら医療行為の提供を行っていますが、現地の医療事情、法規制、慣習その他の理由により、万が一事故等が発生した場合には、国内を含む当社グループの事業に対する社会的信用が低下し、当社グループの事業又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

() ファクタリングについて

当社グループは医療機関が有する診療報酬債権を買取り、その債権の回収を行う診療報酬ファクタリングサービスを提供しています。当該債権に関しては、当社グループ規程に基づき、診療報酬額のモニタリングを行い、リスク管理を実施しています。

また、そのすべてが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対するものであるため、債権の回収不能リスクは低いと考えていますが、何らかの事情によりその回収が遅延又は不能になるようなことが発生した場合には、当社グループの事業又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ホスピスセグメント及び居宅訪問看護セグメントについて

() 診療報酬及び介護報酬について

ホスピス事業及び居宅訪問看護事業においては、健康保険制度に基づく医療保険収入と介護保険制度に基づく介護保険収入が収入の大部分を占めます。健康保険制度は2年に1度、介護保険制度は3年に1度の頻度で改定が行われ、当社グループでは、長期的な改定の方角を見据え収入源の分散や中重度対応等の取組をしています。

しかしながら、想定外の大幅な減額改定が行われた場合には、当社グループが収受する診療報酬・介護報酬が減少するほか、当社グループのサービスの顧客数や利用頻度・利用額が減少するなどの事情が生じた場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を与える可能性があります。

() 顧客の安全について

ホスピス事業及び居宅訪問看護事業においては、訪問看護師、訪問介護士、訪問セラピスト等に対し顧客の安全を守るための教育研修を実施し、事故の発生防止や緊急事態に対応出来るように取り組んでいます。

しかしながら、医療依存度、介護依存度の高い高齢者や障害者等にサービスを提供する場合、サービス提供中の転倒・転落等の不慮の事故など、顧客の生命、安全にかかわる事故が発生する可能性は一定程度あります。

また、当社グループでは、サービス提供者による顧客への身体的虐待、介護・看護の放棄・放任、心理的虐待等が発生しないよう役職員を対象とした教育研修やマニュアルの整備を行うとともに、そのようなことが起きない組織風土の醸成に取り組んでいますが、上記のような不適切な事象を完全に防止できる保証はありません。

万が一これらの事象が発生し、訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合、当社はかかる事態に備えて損害賠償責任保険を付保していますが、損害賠償義務が生じた場合には当社による金銭的な負担が生じるほか、当社や当社の運営する施設等に対する社会的信用が低下し、又は風評被害等によって当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() 虐待等の防止について

ホスピス事業及び居宅訪問看護事業においては、訪問看護師、訪問介護士、訪問セラピスト等がホスピス型住宅を含む顧客の居宅においてそのサービスを提供します。当社グループでは、サービス提供者による顧客への身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待等の高齢者虐待が発生しないよう役職員を対象とした教育研修やマニュアルの整備を行うとともに、そのようなことが起きない組織風土の醸成に取り組んでいます。

しかしながら、万が一そのような事象が発生し、顧客やその家族よりそのような訴えがあった場合には、多額の損害賠償責任を負う可能性があるほか、当社グループ及びそのサービスに対する社会的評価が失墜し、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() 顧客の逝去について

ホスピス事業及び居宅訪問看護事業においては、行政や医療機関等との連携によって、安定的な顧客の確保に努めており、高齢者の増加とともに需要が増加している状況にあると認識しています。

しかしながら、顧客には医療依存度の高い高齢者やがん末期及び難病患者等が多く含まれることから、当社グループが想定する以上の顧客の逝去が続いた場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() システム障害について

ホスピス事業及び居宅訪問看護事業においては電子カルテを使用していますが、通信設備等の予期せぬトラブル等によりシステムが停止した場合や、サイバー攻撃等による不正アクセスや改ざん、データの破壊、紛失、漏洩等が不測の事情により発生した場合、また漏洩した情報が不正使用される等の機密情報の流出が生じた場合には、重大なトラブルが発生する可能性があります。

災害時対応として紙媒体で顧客情報を保管する等の対応をしていますが、想定外の規模のシステム障害やその復旧の長期化等の事象が発生する場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() ホスピス事業における新規開設遅延について

ホスピス事業では、その事業拡大のために新規施設を計画的に開設していくことが必要になります。しかしながら、他社との競合により好立地を確保できない場合、各種規制により新規施設が開設できない場合、その他例えば土地から埋蔵物が発見される場合や、工事期間中の台風や大雪といった不可抗力な事由等、予測困難な事由が発生する場合には、開設計画の実現性が不確定となります。

以上の不確定要素をはじめ、建設人材や建材の不足等何らかの理由で大幅な開設時期遅延が生じた場合には、利益機会を逸失し当社グループの事業、経営成績又は財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

() ホスピス事業における協働先との契約の早期終了について

ホスピス事業では、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者との協働契約（相手方事業者は施設の運営のみを担当又は施設の運営と訪問介護を担当）を締結し、当社グループが訪問看護又は、訪問看護及び訪問介護を提供している施設があります。

相手先事業者の事業停止や倒産、協働契約の違反等何らかの事由で協働契約が早期に終了する場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() 地域との関係について

ホスピス事業では、独自の市場調査に基づき新規開設場所を選定しています。しかしながら、結果的に事業の収益性が当初見込みに届かず撤退を検討する可能性があり、当社グループ施設撤退後の入居者の転居先確保が困難な場合は当社グループの社会的評判が低下する可能性があります。

また、医療機関や行政機関との関係性維持の観点から即時撤退を行うことが困難な場合には、収益が確保できないまま事業を継続しなければならない可能性があり、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() 長期賃貸借契約について

ホスピス事業が運営する一部の施設について、土地又は建物もしくはその両方を当社グループ外の第三者より賃貸借契約に基づき賃借しています。

事業の特性上、長期間の賃貸借契約を締結することが多く、この場合一定期間は撤退の制約が課されるとともに、もし契約期間内に撤退する場合には中途解約による違約金等の支払が発生するため、当社グループは契約締結に際し、当社グループの事業継続に大きな影響を及ぼす契約内容とならないよう細心の注意を払っています。

しかしながら、事業の収益性が当初見込みに届かず中途解約し、撤退せざるを得ない状況が重なるような事象が発生する場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

() 居宅訪問看護事業における移動中の交通事故について

居宅訪問看護事業において、訪問看護サービスを提供する従業員は、自転車又は自動車を使用して利用者の居宅へ訪問しています。当社グループは従業員の安全を守り、ひいては安定的に利用者へサービス提供をできる状態を確保するため、従業員に対し交通事故防止のための教育研修を実施しています。

しかしながら、当社グループの従業員が悪質な交通事故等を起こした場合には、当社グループが使用者として損害賠償の負担を余儀なくされる可能性があるほか、当社グループの社会的信用が低下するなど、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

資産の減損について

当社グループではM&A(子会社化や事業譲受等)の結果として有形固定資産、のれん及び償却期間の定めのある無形資産等の資産を有しています。当社グループは事業の収益性及び成長性を考慮して事業やセグメントを構成しており、減損リスクの高い事業については適切なモニタリングを実施しています。

しかしながら、将来的に予測不能な原因等による収益性の悪化、あるいは当社グループのモニタリング機能の不備等により、減損損失が発生した場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループでは当社グループの持つ知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っていますが、他社からの侵害を把握しきれない、もしくは適切な対応ができない場合には、当社グループの事業又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが各種サービスを展開するにあたっては、他社の持つ特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っていますが、万が一、他社の知的財産権を侵害した場合には、多額の損害賠償責任を負い、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

非支配株主について

当社グループの海外子会社の一部には非支配株主が存在します。当該非支配株主とは事業拡大に向け良好な関係を保っており、当該子会社等の意思決定に影響を及ぼすことは現時点で想定していませんが、万が一、当該非支配株主との関係が悪化した場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社グループは、海外子会社を通じて現地での事業展開をしていますが、現地での関連法令・税制・政策の制定、改正又は廃止、政治的、経済的環境の変化、電力・輸送・通信等のインフラの停止・遅延、人件費の上昇、為替変動、地政学的な緊張の高まり又は伝染病の蔓延や自然災害発生等のカントリーリスクを内在しています。

当社は社員が現地に常駐することで、現地の政府当局や弁護士事務所などからの情報連携を強化し、早期に情報収集をすることでリスクの低減に努めていますが、かかるリスクが顕在化し、現地での事業活動に悪影響が生じる場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスについて

当社グループでは、コンプライアンスの遵守を重要課題と位置づけ、健康保険法、介護保険法、障害者総合支援法、老人福祉法、高齢者住まい法、労働基準法、消防法等をはじめとする法令及び諸規程を遵守し、企業人、社会人として良識のある行動をするよう従業員の意識向上を図っています。しかしながら、万が一、コンプライアンス遵守に抵触する事象が発生した場合には、法令による処罰や提訴、社会的信用力の低下につながり、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループは、法令遵守を重視したサービスを提供しており、現時点において当社グループの事業、経営成績又は財政状態に影響を及ぼす訴訟が提起されている事実はありませんが、顧客やその家族等からの信頼が失われる事象の発生等により、当社グループが訴訟、係争、またこれらに起因する損害賠償請求の当事者となる可能性があります。これらの法的手続に関連して多額の費用を支出し、また、事業活動に支障をきたす恐れがあり、万が一、当社グループに不利な司法判断等がなされた場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、医療機関セグメント（国内）においては、当社グループが直接医療を提供しないものの、支援先医療機関で同様の事象が生じた場合には、支援先医療機関からの訴訟、係争、またこれらに起因する損害賠償請求の当事者となる可能性があります。また支援先医療機関に対して経営支援を行っている当社及び当社の事業に対する評価や社会的信頼に悪影響を及ぼし、結果として当社グループの経営成績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

大規模な災害等について

当社グループは、不測の事態に備え事業継続計画（BCP）の策定等を行っており、非常用物品の備蓄、各種研修、訓練等を行っていますが、大規模な地震、台風、津波、洪水、大雨等の災害又は感染症の拡大等により、事業所建物や看護師、介護士、セラピストを含む当社グループの従業員及び顧客が損害を被った場合、あるいは、当社の事業所の運営やサービス提供に制約が生じた場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使について

当社グループでは、役員等に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権を付与しています。また、今後も新株予約権を発行、付与する可能性があります。2024年3月31日現在、発行済株式総数29,990,400株に対して、新株予約権の行使により今後増加する可能性のある株式数は727,500株です。現在付与している新株予約権及び今後付与される新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

有利子負債について

当社グループは、運転資金については自己資金で対応し、設備投資やM&A資金は株式上場時の調達資金に加え、借入などにより外部調達することを基本方針としています。そのため、外部調達の金利水準が変動した場合や計画どおりの資金調達ができなかった場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社グループは、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたホスピス施設への先行投資や設備投資、新規事業や海外への先行投資等を積極的に行うことが重要であると認識しており、現時点では事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えています。しかしながら、今後は財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針です。ただし、当社グループの業績が計画どおりに進展しない等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

資金使途について

株式上場時における調達資金の使途については、主にホスピスの建設資金に充当する予定です。しかしながら、変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点での計画外の使途にも充当される可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。この場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

新たな感染症について

今後、新型コロナウイルス感染症又はこれと同様に生命に重要な影響を与える新たな感染症が発生した場合には、当社グループの提供するサービスへの需要の減少を招く事態となり得るとともに、感染状況によっては、行政からのサービス休止・縮小要請、従業員や顧客への感染による事業所の一時的な閉鎖等により、当社グループの事業又は業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、新たな感染症による医療機関セグメントの支援先医療機関の売上高減少等により、予定していた業務受託報酬を請求あるいは回収できない場合には、当社グループの事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

財政状態の概況

（資産）

資産合計は、前連結会計年度末比23,086百万円増の62,836百万円となりました。流動資産については、前連結会計年度末比4,919百万円増の17,651百万円となりました。これは主に現金及び現金同等物が東京証券取引所グロース市場への上場に伴う新株発行により13,109百万円増加しましたが、一方でCUC Podiatry Holdings, LLC（以下、CUC Podiatry Holdings）の持分取得により9,734百万円減少したこと等により現金及び現金同等物が4,135百万円増加したことによるものです。非流動資産については、前連結会計年度末比18,167百万円増の45,185百万円となりました。これは主にホスピス型住宅の増加等に伴い有形固定資産が4,678百万円増加したこと及びCUC Podiatry Holdingsの連結子会社化に伴い使用権資産が2,957百万円、のれんが8,919百万円、無形資産が1,645百万円、それぞれ増加したことによるものです。

（負債）

負債合計は、前連結会計年度末比7,001百万円増の34,831百万円となりました。これは主に、既存借入金のリファイナンス（借換え）により、流動負債の借入金は14,040百万円減少となりましたが、一方で非流動負債の借入金は16,434百万円増加したこと及び使用権資産の増加に伴いリース負債が2,873百万円増加したことによるものです。

（資本）

資本合計は、前連結会計年度末比16,085百万円増の28,005百万円となりました。これは主に東京証券取引所グロース市場への上場に伴う新株発行により、資本金が6,606百万円増加、資本剰余金が6,503百万円増加し、また親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により利益剰余金が2,593百万円増加したこと等によるものです。

経営成績の状況

従来、報告セグメントについては、「医療機関支援」及び「訪問看護」の2区分としていましたが、当第1四半期連結累計期間より「医療機関支援」、「ホスピス」及び「居宅訪問看護」の3区分に変更しています。

当連結会計年度に、米国において足病及び静脈疾患クリニックの運営を行うCUC Podiatry Holdingsの持分の79.35%を取得し、連結子会社としたことに伴い、当社グループ全体の事業内容を適切に表示するため、当連結会計年度末より報告セグメントの名称を従来の「医療機関支援」から、「医療機関」へ変更しています。

当連結会計年度の業績は、以下のとおりです。また、当連結会計年度からのセグメント変更に伴い、前年同期の数値を新たな報告セグメントに組み替えて表示しています。セグメント変更の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6 . セグメント情報」を参照ください。

なお、EBITDAの計算式は次のとおりです。

EBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費 ± その他の収益・費用

(当連結会計年度の業績)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	比較増減	
売上収益	35,210	33,025	2,185	6.2%
営業利益	3,683	3,737	+54	+1.5%
税引前利益	3,634	4,138	+505	+13.9%
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,423	2,595	+173	+7.1%
EBITDA	4,982	5,524	+541	+10.9%

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	比較増減	
医療機関	セグメント売上収益	16,441	12,182	4,260	25.9%
	セグメント利益	2,955	3,932	+976	+33.0%
	EBITDA	3,492	4,895	+1,403	+40.2%
ホスピス	セグメント売上収益	6,633	10,389	+3,755	+56.6%
	セグメント利益	191	349	+158	+82.8%
	EBITDA	475	697	+222	+46.8%
居宅訪問看護	セグメント売上収益	12,192	10,946	1,247	10.2%
	セグメント利益	1,351	616	735	54.4%
	EBITDA	1,820	1,086	734	40.3%
その他	セグメント売上収益	205	205	0	0.2%
	セグメント利益	29	18	11	36.5%
	EBITDA	39	23	16	40.6%
調整額	セグメント売上収益	263	696	433	-
	セグメント利益	843	1,178	334	-
合計	セグメント売上収益	35,210	33,025	2,185	6.2%
	セグメント利益	3,683	3,737	+54	+1.5%
	EBITDA	4,982	5,524	+541	+10.9%

(既存サービスとコロナ関連サービス等のセグメント売上収益)

前々連結会計年度に開始した医療機関セグメントにおける新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援サービス並びに居宅訪問看護セグメントにおける在宅治験及び健康観察支援サービスを「コロナ関連サービス等」として定義し、コロナ関連サービス等以外のサービスを「既存サービス」として定義しています。当該コロナ関連サービス等は当連結会計年度に大幅に縮小しましたが、前連結会計年度との比較を行うため、以下では既存サービスとコロナ関連サービス等に分けて記載しています。なお、当連結会計年度より、従来、「新規サービス」としていた名称を「コロナ関連サービス等」に変更しています。当該名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(単位：百万円)

サービス	セグメント	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	比較増減	
既存サービス	医療機関	8,307	12,075	+3,768	+45.4%
	ホスピス	6,633	10,389	+3,755	+56.6%
	居宅訪問看護	9,539	10,550	+1,010	+10.6%
	その他	205	205	0	0.2%
	調整額	263	696	433	-
	合計	24,423	32,523	+8,100	+33.2%
コロナ関連サービス等	医療機関	8,134	106	8,028	98.7%
	ホスピス	-	-	-	-
	居宅訪問看護	2,653	396	2,257	85.1%
	合計	10,787	502	10,285	95.3%
合計		35,210	33,025	2,185	6.2%

a. 医療機関セグメント

当セグメントにおいては、当連結会計年度の支援先主要拠点数(注1)は108(前年同期比17拠点増)となり、支援先主要拠点当たり年間売上収益(注2)が98百万円(前年同期比8百万円増)となったことと、米国において足病及び静脈疾患クリニックの運営を行うCUC Podiatry Holdingsの持分を取得し、連結子会社としたことにより、既存サービスによる売上収益は12,075百万円(前年同期比45.4%増)となりました。

一方、前々連結会計年度より開始した新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援サービスが大幅に縮小したため、当セグメント全体の売上収益は12,182百万円(前年同期比25.9%減)となりました。

当セグメント全体の営業損益及びEBITDAについては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援サービスに係る利益が減少した一方、既存サービスに係る利益の増加により、営業利益は3,932百万円(前年同期比33.0%増)及びEBITDAは4,895百万円(前年同期比40.2%増)となりました。

(注)1. 当社が日本国内において経営支援を提供する病院、介護老人保健施設、訪問診療クリニック、透析クリニック、外来クリニックの数(期中平均)。

2. 既存サービス(国内)による売上収益を支援先主要拠点数(期中平均)で除して算出。

b. ホスピスセグメント

当セグメントにおいては、2023年1月に連結子会社化した株式会社ネイチャー、株式会社A&N及び株式会社ゆうの業績が通年で寄与したこと及び当連結会計年度における新規開設(7箇所)等により、売上収益は10,389百万円(前年同期比56.6%増)、営業利益は349百万円(前年同期比82.8%増)及びEBITDAは697百万円(前年同期比46.8%増)となりました。

c. 居宅訪問看護セグメント

当セグメントにおける利用者数と利用者あたりケア時間の増加に伴い、当連結会計年度ののべ総ケア時間(注)は1,065千時間(前年同期比112千時間増)となり、当セグメントの既存サービスによる売上収益は10,550百万円(前年同期比10.6%増)となりました。一方、前々連結会計年度より開始した在宅治験及び健康観察支援サービスが大幅に縮小したため、当セグメント全体の売上収益は10,946百万円(前年同期比10.2%減)となりました。

当セグメント全体の営業損益及びEBITDAについては、看護師及びセラピストの稼働率向上により既存サービスに係る利益が増加した一方、在宅治療及び健康観察支援サービスに係る利益の減少により、営業利益は616百万円（前年同期比54.4%減）及びEBITDAは1,086百万円（前年同期比40.3%減）となりました。

（注）当セグメントの看護師及びセラピストが利用者に居宅訪問看護サービスを提供した時間の合計。セラピストは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の総称。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上収益は33,025百万円（前年同期比6.2%減）、営業利益は3,737百万円（前年同期比1.5%増）、EBITDAは5,524百万円（前年同期比10.9%増）、税引前利益は4,138百万円（前年同期比13.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,595百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末残高より4,135百万円増加し、8,256百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、4,156百万円の収入（前年同期は2,357百万円の収入）となりました。主に、税引前利益4,138百万円、減価償却費及び償却費1,806百万円によるキャッシュ・フローの増加及び金融収益の調整687百万円の減少、法人所得税の支払額1,097百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、14,746百万円の支出（前年同期は6,682百万円の支出）となりました。主に、CUC Podiatry Holdingsの持分取得による9,734百万円の支出及びホスピス型住宅の新規開設に伴う有形固定資産の取得による支出4,859百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、14,373百万円の収入（前年同期は3,972百万円の収入）となりました。主に借換えに伴う短期借入金の純減少額16,040百万円、長期借入金による収入19,920百万円及び長期借入金の返済による支出1,500百万円、株式の発行による収入13,109百万円、リース負債の返済による支出1,121百万円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは、実績に応じて売上が計上される契約がほとんどであり、受注時に受注金額を確定することが困難な状況であるため、記載を省略しています。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

（単位：百万円）

セグメントの名称	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	前年同期比（%）
医療機関	11,487	29.0
ホスピス	10,388	+ 56.6
居宅訪問看護	10,945	10.2
報告セグメント計	32,820	6.2
その他	205	0.2
合計	33,025	6.2

（注）1. セグメント間の取引については相殺消去しています。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%を超える相手先がないため、記載を省略しています。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

重要性がある会計方針及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しています。また、連結財務諸表の作成にあたっては、企業結合における無形資産の公正価値の測定、非金融資産の減損テスト、金融商品の公正価値の評価について、過去の実績や将来キャッシュ・フロー等を勘案し、合理的と判断される前提に基づき見積り及び予測を行っていますが、前提条件やその後の環境等に变化がある場合等の不確実性が存在するため、実際の結果がこれらの見積りや予測と異なる場合があります。なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要性がある会計方針及び見積りの詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載のとおりです。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

資金の源泉と流動性についての分析

当社グループの主な資金需要は、事業活動にかかる人件費、ホスピス事業の土地取得及び新規ホスピス型住宅建設費用、居宅訪問看護事業の新規拠点開設費用等です。当連結会計年度に当社グループは上場することにより資金調達を行い、調達した資金はホスピス型住宅の建設に充当する予定です。加えて外部借入により資金調達を行っています。また、当社を頂点とする当社グループのCMSを導入しており、当社グループ内資金を当社が一元管理しています。各社における余剰資金を当社へ集中し、一元管理を行うことで資金効率の向上を図っています。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については「3 事業等のリスク」に記載のとおりです。

経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

5【経営上の重要な契約等】

(借入金の借換え)

当社は、親会社からの借入金の解消を目的として金融機関との金銭消費貸借契約を締結し、長期借入金の借入を行いました。また、2023年5月9日付で、既存の金銭消費貸借契約に基づく親会社からの借入金の返済を行いました。

新たに締結した金銭消費貸借契約の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 借入先

株式会社三菱UFJ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、
株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行

(2) 借入金総額 20,000百万円

(3) 借入実行日 2023年5月9日

(4) 返済期限 2033年5月9日

(5) 借入金利 基準金利にスプレッドを加算した利率

(6) 主な借入人の義務

以下の財務制限条項を同時に遵守することです。

各連結会計年度末の連結財政状態計算書における資本合計の金額を、直前の連結会計年度末日又は2023年3月期末日の連結財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること

各連結会計年度の連結損益計算書上の営業損益に関して、2連結会計年度連続して営業損失を計上しないこと

(会社分割による当社連結子会社への事業承継)

当社は、2023年9月5日付の取締役会において、2023年11月1日を効力発生日として、当社が行う診療報酬等のファクタリングサービスに係る事業を吸収分割の方法により当社連結子会社である株式会社シーユーシー・ファイナンス(以下「シーユーシー・ファイナンス」)に承継させること(以下「本吸収分割」)を決議しました。

(1) 本吸収分割の目的

当社が運営する診療報酬等のファクタリングサービスに係る事業をシーユーシー・ファイナンスに承継させることで、当社グループにおける経営管理の最適化及び効率的な事業運営を図ることを目的としております。

(2) 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、シーユーシー・ファイナンスを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

その他の吸収分割契約の内容

) 吸収分割の日程

吸収分割契約の取締役会決議日	2023年9月5日
吸収分割契約締結日	2023年9月5日
吸収分割の効力発生日	2023年11月1日

(注) 本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項にする簡易吸収分割に該当するため、株主総会の決議を経ずに行います。

) 承継により増加する資本金

本吸収分割による資本金の増減はありません。

) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

iv) 承継会社が承継する権利義務

本吸収分割に関する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継します。

) 債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日以後において当社及びシーユーシー・ファイナンスの履行の見込みに問題は無いものと判断しています。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(4) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社シーユーシー・ファイナンス
本店の所在地	東京都港区芝浦三丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役 桶谷 主税
資本金の額	10万円
純資産の額	35百万円
総資産の額	3,136百万円
事業の内容	診療報酬等のファクタリングサービス

(取得による企業結合)

当社は、2023年12月22日付の取締役会において、当社の子会社であるCUC America Inc.を通じて、Albaron Podiatry Holdings, LLCの79.35%の持分を取得することを決議し、同日付で持分譲渡契約を締結しました。同契約に基づき、2024年1月6日付で同社を連結子会社化しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 7. 企業結合」に記載のとおりです。

(シンジケートローン契約)

当社は、2024年5月30日付の取締役会において、シンジケートローン契約を締結することを決議し、2024年6月5日付で契約締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 38. 後発事象」に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は4,904百万円であり、その主な内容は、医療機関セグメントにおけるホスピス型住宅として賃貸する不動産の取得4,689百万円によるものです。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (百万円)	造作 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフトウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	医療機関	事務所	-	243	-	77	41	361	434 (36)
ReHOPE墨田(東京都墨田区)	医療機関	ホスピス型住宅	113	56	200 (473)	-	0	370	- (-)
ReHOPE伊勢原 (神奈川県伊勢原市)	医療機関	ホスピス型住宅	52	37	83 (433)	-	-	172	- (-)
賃貸等不動産 (愛知県名古屋 市名東区ほか)	医療機関	賃貸等不動産	245	23	155 (913)	-	-	424	- (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 日本基準に基づく数値を記載しています。

3. 帳簿価額のうち、その他は、主に器具備品等です。

4. 本社の建物は連結子会社以外から貸借しており、年間賃料は144百万円です。

5. 従業員数の()は、臨時雇用者の年間平均雇用人員数を外数で記載しています。

6. ReHOPE墨田とReHOPE伊勢原には、株式会社シーユーシー・ホスピスの従業員が勤務しており、ReHOPE墨田の従業員数は28(5)名、ReHOPE伊勢原の従業員数は18(6)名です。

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 (百万円)	造作 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフトウエ ア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE秦野 (神奈川県秦野市)	医療機関	ホスピス型住宅	165	65	51 (496)	-	-	281	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE札幌厚別 (北海道札幌市厚別区)	医療機関	ホスピス型住宅	33	72	47 (996)	-	0	152	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE仙台青葉 (宮城県仙台市青葉区)	医療機関	ホスピス型住宅	174	121	177 (784)	-	3	476	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE堺北 (大阪府堺市北区)	医療機関	ホスピス型住宅	214	139	226 (891)	-	4	583	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE高崎 (群馬県高崎市)	医療機関	ホスピス型住宅	130	111	- (-)	-	8	249	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE町田相原 (東京都町田市)	医療機関	ホスピス型住宅	271	187	- (-)	-	0	458	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE松戸 (千葉県松戸市)	医療機関	ホスピス型住宅	222	190	259 (931)	-	1	673	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE郡山 (福島県郡山市)	医療機関	ホスピス型住宅	221	180	- (-)	-	0	402	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE奈良 (奈良県奈良市)	医療機関	ホスピス型住宅	321	170	- (-)	-	0	490	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE浦和美園 (埼玉県さいたま市緑区)	医療機関	ホスピス型住宅	626	26	- (-)	-	3	655	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE仙台若林 (宮城県仙台市若林区)	医療機関	ホスピス型住宅	427	52	- (-)	-	3	482	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE岡崎 (愛知県岡崎市)	医療機関	ホスピス型住宅	319	272	- (-)	-	-	591	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE神戸 (兵庫県神戸市兵庫区)	医療機関	ホスピス型住宅	732	21	- (-)	-	1	754	- (-)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	ReHOPE札幌西 (北海道札幌市西区)	医療機関	ホスピス型住宅	294	272	203 (1,381)	-	-	769	- (-)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 (百万円)	造作 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフトウエ ア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社シーユーシー・ホスピス	ReHOPE新栄西館(愛知県名古屋市中区)	ホスピス	ホスピス型住宅	361	-	30 (409)	-	-	391	27 (6)
株式会社シーユーシー・ホスピス	ReHOPE新栄東館(愛知県名古屋市中区)	ホスピス	ホスピス型住宅	161	13	32 (438)	-	0	207	56 (13)
株式会社ネイチャー	ナーシングホームやまはな館(北海道札幌市中央区)	ホスピス	ホスピス型住宅	183	8	82 (1,304)	-	0	273	4 (1)
株式会社ネイチャー	ナーシングホーム白石館(北海道札幌市白石区)	ホスピス	ホスピス型住宅	119	10	45 (1,429)	-	0	174	2 (2)
株式会社シーユーシー・プロパティーズ	賃貸等不動産(東京都新宿区ほか)	医療機関	賃貸等不動産	651	29	2,325 (2,848)	-	-	3,004	- (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 日本基準に基づく数値を記載しています。

3. 帳簿価額のうち、その他は、主に器具備品等です。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者の年間平均雇用人員数を外数で記載しています。

5. ReHOPE秦野、ReHOPE札幌厚別、ReHOPE仙台青葉、ReHOPE堺北、ReHOPE高崎、ReHOPE町田相原、ReHOPE松戸、ReHOPE郡山、ReHOPE奈良、ReHOPE浦和美園、ReHOPE仙台若林、ReHOPE岡崎、ReHOPE神戸及びReHOPE札幌西には、株式会社シーユーシー・ホスピスの従業員が勤務しており、ReHOPE秦野の従業員数は32(0)名、ReHOPE札幌厚別の従業員数は16(3)名、ReHOPE仙台青葉の従業員数は47(5)名、ReHOPE堺北の従業員数は48(3)名、ReHOPE高崎の従業員数は38(5)名、ReHOPE町田相原の従業員数は40(3)名、ReHOPE松戸の従業員数は41(4)名、ReHOPE郡山の従業員数は34(3)名、ReHOPE奈良の従業員数は33(4)名、ReHOPE浦和美園の従業員数は30(4)名、ReHOPE仙台若林の従業員数は31(4)名、ReHOPE岡崎の従業員数は28(4)名、ReHOPE神戸の従業員数は30(2)名、ReHOPE札幌西の従業員数は25(3)名です。ナーシングホームやまはな館には株式会社A&Nの従業員が、ナーシングホーム白石館には株式会社ゆうの従業員が勤務しており、ナーシングホームやまはな館の従業員数は49(16)名、ナーシングホーム白石館の従業員数は33(17)名です。

(3) 在外子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 (百万円)	造作 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフトウエ ア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY	賃貸等不動 産 (ベトナム)	医療機関	賃貸等不 動産	-	-	493 (3,634)	-	-	493	- (-)

3【設備の新設、除却等の計画】(2024年3月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

セグメント	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手及び開設予定年月		定員
			総額	既支払額		着手	開設	
ホスピス	ReHOPE 南町田(東京都町田市)	ホスピス型住宅	580	561	増資資金	2023年9月	2024年4月	53床
	ReHOPE 博多筑紫(福岡県福岡市博多区)	ホスピス型住宅	771	416	増資資金	2023年9月	2024年5月	54床
	ReHOPE 京都南(京都府京都市南区)	ホスピス型住宅	763	365	増資資金	2023年9月	2024年6月	54床
	ReHOPE 京都太秦(京都府京都市右京区)	ホスピス型住宅	778	160	増資資金	2024年2月	2024年11月	54床
	ReHOPE 姫路(兵庫県姫路市)	ホスピス型住宅	586	78	増資資金	2024年5月	2025年1月	50床
	ReHOPE 岡山(岡山県岡山市)	ホスピス型住宅	531	57	増資資金	2024年5月	2025年2月	50床
	ReHOPE 大高(愛知県名古屋市長区)	ホスピス型住宅	614	-	増資資金	2024年6月	2025年3月	50床
	ReHOPE 福岡東(福岡県福岡市東区)	ホスピス型住宅	572	11	増資資金	2024年7月	2025年3月	50床
	ReHOPE 草加(埼玉県草加市)	ホスピス型住宅	514	-	増資資金及び借入金	2024年10月	2025年7月	50床

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,990,400	29,990,400	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、提出日現在の単元株式数は100株です。
計	29,990,400	29,990,400	-	-

(注) 当社株式は2023年6月21日付で、東京証券取引所グロース市場に上場しました。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

取締役会の決議年月日	2022年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社グループ役職員等 合計29
新株予約権の数(個)	2,988
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 597,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,366(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年8月22日 至 2032年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,406(注)3 資本組入額 703
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しています。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1 \text{株当たりの時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 発行価格は行使時の払込金額1,366円及び付与日における払込金額40円の合算。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおり。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合など当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は原則認めないものとする。ただし、新株予約権者が2025年3月期の決算承認の株主総会日以降に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記4. の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他に、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定める（a）業績条件、及び（b）株価条件により新株予約権の行使は制限される。

- (a) 新株予約権者は2023年3月期から2025年3月期の、当社の連結売上収益及び連結EBITDA（当社連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を加算した額）の累計がそれぞれ「新株予約権割当契約書」に定められた目標水準を満たした場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (b) 本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、行使価格を下回る価格を対価として当社普通株式又は新株予約権が発行された場合又は金融商品取引所における当社普通株式の終値が行使価格を下回った場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の取得事由は以下のとおり。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記4. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記5. に準じて決定する。

第2回新株予約権

取締役会の決議年月日	2023年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 5 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	825
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 82,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,277(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年9月28日 至 2033年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,277 資本組入額 1,639
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しています。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合又はその他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、新株予約権の目的となる株式の数を、合理的な範囲で調整できるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行または自己株式の処分、または、合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行もしくは自己株式の交付の場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。更に、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行なう場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額を合理的な範囲で調整できるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおり。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任または退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2025年9月28日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権の取得事由は以下のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記1. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする

新株予約権の行使の条件

前記3. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

前記4. に準じて決定する。

第3回新株予約権

取締役会の決議年月日	2023年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 79 当社子会社従業員 132
新株予約権の数(個)	211
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,277(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年9月28日 至 2033年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,277 資本組入額 1,639
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しています。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 「第2回新株予約権」の(注)1に記載のとおり。

2. 「第2回新株予約権」の(注)2に記載のとおり。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおり。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任または退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2025年9月28日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で別途締結される「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 「第2回新株予約権」の(注)4に記載のとおり。

5. 「第2回新株予約権」の(注)5に記載のとおり。

第4回新株予約権

取締役会の決議年月日	2023年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2 当社従業員 9 当社子会社従業員 3
新株予約権の数(個)	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,939(注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年7月1日 至 2033年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,020(注)3 資本組入額 1,510
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しています。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 「第2回新株予約権」の(注)1に記載のとおり。

2. 「第2回新株予約権」の(注)2に記載のとおり。

3. 発行価格は行使時の払込金額2,939円及び付与日における払込金額81円の合算。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおり。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任、退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2026年3月期の決算承認の株主総会日以降に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

当社の連結売上収益及び連結EBITDA(当社の連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を加算した額)について、それぞれの2024年3月期から2026年3月期までの累計額が、当社と新株予約権者との間で別途締結する「新株予約権割当契約書」に定められる目標水準を達成した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 「第2回新株予約権」の(注)4に記載のとおり。

6. 「第2回新株予約権」の(注)5に記載のとおり。

第5回新株予約権

取締役会の決議年月日	2023年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社と継続的な契約関係にある者又は契約関係にある法人の役職員 20
新株予約権の数(個)	305
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,939(注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年7月1日 至 2033年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,020(注)3 資本組入額 1,510
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しています。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 「第2回新株予約権」の(注)1に記載のとおり。

2. 「第2回新株予約権」の(注)2に記載のとおり。

3. 発行価格は行使時の払込金額2,939円及び付与日における払込金額81円の合算。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおり。

権利行使時において当社と継続的な契約関係にあること又は契約関係にある法人の役職員であることを要する。ただし、正当な理由に基づく継続的な契約関係の終了又は当社と継続的な契約関係にある法人からの退職若しくは退任であると取締役会が認めた場合はこの限りではない

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2026年3月期の決算承認の株主総会日以降に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

当社の連結売上収益及び連結EBITDA(当社の連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を加算した額)について、それぞれの2024年3月期から2026年3月期までの累計額が、当社と新株予約権者との間で別途締結する「新株予約権割当契約書」に定められる目標水準を達成した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 「第2回新株予約権」の(注)4に記載のとおり。

6. 「第2回新株予約権」の(注)5に記載のとおり。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年2月28日 (注)1	普通株式 4,352	普通株式 104,352 A種種類株式 5,000 A2種種類株式 3,800	1,000	1,063	1,000	1,063
2022年11月17日 (注)2	普通株式 5,425 A種種類株式 1,800 A2種種類株式 3,625	普通株式 109,777 A種種類株式 3,200 A2種種類株式 175	-	1,063	-	1,063
2022年11月18日 (注)3	普通株式 3,375 A種種類株式 3,200 A2種種類株式 175	普通株式 113,152 A種種類株式 - A2種種類株式 -	-	1,063	-	1,063
2023年4月13日 (注)4	普通株式 22,517,248	普通株式 22,630,400	-	1,063	-	1,063
2023年6月21日 (注)5	普通株式 6,400,000	普通株式 29,030,400	5,745	6,808	5,745	6,808
2023年7月19日 (注)6	普通株式 960,000	普通株式 29,990,400	862	7,669	862	7,669

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 459,558円

資本組入額 229,779円

割当先 株式会社日本政策投資銀行

2. 当社が自己株式として保有するものを除くA種種類株式、A2種種類株式のすべてを自己株式として取得し、対価として当該優先株式に当該優先株式1株につき普通株式を交付すると同時に、取得したA種種類株式、A2種種類株式のすべてを消却したことによるものです。

3. 当社が自己株式として保有するA種種類株式、A2種種類株式のすべての普通株式への転換によるものです。

4. 2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,920円

引受価額 1,795.20円

資本組入額 897.60円

払込金総額 11,489百万円

6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,795.20円

資本組入額 897.60円

割当先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	12	16	47	44	4	1,233	1,356	-
所有株式数(単元)	-	46,424	775	186,504	21,266	5	44,907	299,881	2,300
所有株式数の割合(%)	-	15.48	0.26	62.19	7.09	0.00	14.97	100	-

(注) 自己株式675,048株は、「個人その他」に6,750単元、「単元未満株式の状況」に48株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
エムスリー株式会社	東京都港区赤坂一丁目11番44号	18,600,000	63.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,744,700	9.36
濱口 慶太	神奈川県横浜市西区	1,820,000	6.21
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	ONE CONGRESS STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	973,634	3.32
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	870,400	2.97
柴原 慶一	東京都港区	734,400	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	602,400	2.05
田邊 隆通	東京都世田谷区	414,000	1.41
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	265,400	0.91
吉田 豊美	愛知県名古屋市千種区	140,000	0.48
計	-	27,164,934	92.66

(注) 2023年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2023年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。
 大量保有者 レオス・キャピタルワークス株式会社
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
 保有株券等の数 1,597,100株
 株券等保有割合 5.50%

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 675,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,313,100	293,131	-
単元未満株式	普通株式 2,300	-	-
発行済株式総数	29,990,400	-	-
総株主の議決権	-	293,131	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれています
【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社シーユーシー	東京都港区芝浦三丁目1番1号	675,000	-	675,000	2.25
計	-	675,000	-	675,000	2.25

(注)上記のほか、単元未満の自己株式48株を保有しています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	48	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	675,048	-	675,048	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたホスピス型住宅等の不動産を含む新規拠点開設への投資や、米国における小規模足病クリニックの追加買収を含むM&A等を積極的に行うことが重要であると認識しています。現時点では内部留保の充実を図り、事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えています。

当事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先しました。内部留保資金については、ホスピスセグメントの新規拠点展開にかかる投資や、米国における小規模足病クリニックの追加買収及び人員の拡充・育成を含む管理体制基盤強化のための投資に活用する方針です。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施時期等については未定です。

剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本としており、配当の決定機関は取締役会です。なお、当社は、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「医療という希望を創る。」というミッション及び企業価値の継続的な向上の実現のため、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが必要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの強化を当社グループの経営の重要課題の一つとして位置付けています。その実現のために、法令及び規範等の遵守、業務執行及び意思決定プロセスの有効性及び効率性の確保等に努め、取締役会・監査等委員会を中心に、情報共有・モニタリングを適切に行うこととしています。

また、当社の筆頭株主であるエムスリー株式会社は、その持株比率が過半数を超えていることから支配株主に該当します。当社は支配株主と取引を行う場合等に、少数株主の利益を損なうことのないよう公正な意思決定プロセスの確立に努めています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務の執行に係る意思決定を迅速に行うことを目的に、監査等委員会設置会社制度を採用しています。その他の組織も含めた具体的な体制は以下のとおりです。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 濱口慶太、取締役 田邊隆通、桶谷主税、監査等委員である社外取締役 米村良一、光原ゆき、監査等委員である取締役 大場啓史の6名で構成されており、代表取締役 濱口慶太が議長を務めています。原則として月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程及び職務権限規程に基づき重要な業務執行に係る意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しています。当連結会計年度は14回の取締役会を開催し、業績や各事業の業務執行状況のモニタリングに加え、代表取締役選定や執行役員の選任、ストックオプションや報酬諮問委員会等の報酬関連、重要な投融資に関する事項、中期計画・年度予算、決算・財務関連、事業戦略関連、サステナビリティ関連、株主総会の開催、リスク・コンプライアンス関連、重要な規程の新設・改廃、関連当事者取引、訴訟関連、取締役会の実効性評価、内部監査計画等のガバナンス関連、グループ会社に対する議決権行使、グループ会社への保証・貸付、会社再編等のグループ内の意思決定、上場準備関連等について審議・報告を行いました。

出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	出席回数 / 開催回数 (出席率)
代表取締役	濱口 慶太	14回 / 14回 (100%)
取締役	田邊 隆通	14回 / 14回 (100%)
取締役	桶谷 主税	14回 / 14回 (100%)
取締役 (監査等委員)	米村 良一	14回 / 14回 (100%)
取締役 (監査等委員)	光原 ゆき	14回 / 14回 (100%)
取締役 (監査等委員)	大場 啓史	14回 / 14回 (100%)

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役 米村良一及び光原ゆき、監査等委員である取締役 大場啓史の取締役3名で構成されており、米村良一が監査等委員長を務めています。原則として月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しています。監査等委員会は、内部監査及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等、連携を密にし、監査機能の向上を図っています。

(c) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役 濱口慶太、取締役 田邊隆通、桶谷主税、監査等委員である社外取締役 米村良一、執行役員 橋本淳、松浦俊雄の6名で構成されており、代表取締役 濱口慶太が議長を務めています。また、必要に応じてオブザーバーとして各部室長等も出席しています。原則として毎週開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に係る意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っています。

(d) 内部監査部

当社の内部監査部には内部監査部長1名、担当者2名の計3名が所属しており、業務執行状況の適法性、リスク管理への対応等を含む業務の妥当性等について、直轄する代表取締役のリスク認識を基に重要な監査対象項目を設定し、内部監査に取り組んでいます。

(e) リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役 瀧口慶太及び各部門長で構成されており、代表取締役 瀧口慶太が委員長を務めています。原則として四半期に1度開催し、その他必要と認められた場合にも開催をしています。当該委員会では、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスクの適切な管理及びコンプライアンスの遵守やその体制整備のための意思決定を行っています。

(f) 情報セキュリティ委員会

当社の情報セキュリティ委員会は、内部統制担当者及び社内システム部門のセキュリティ担当者の各1名以上で構成され、社内システム部門を管掌している部長が情報セキュリティ委員長を務めています。当該委員会では、情報セキュリティ安全基準に基づき、全社レベルの情報セキュリティの状況及び情報セキュリティインシデントを正確に把握し、必要な対策を迅速に実施するために活動しています。

(g) 報酬諮問委員会

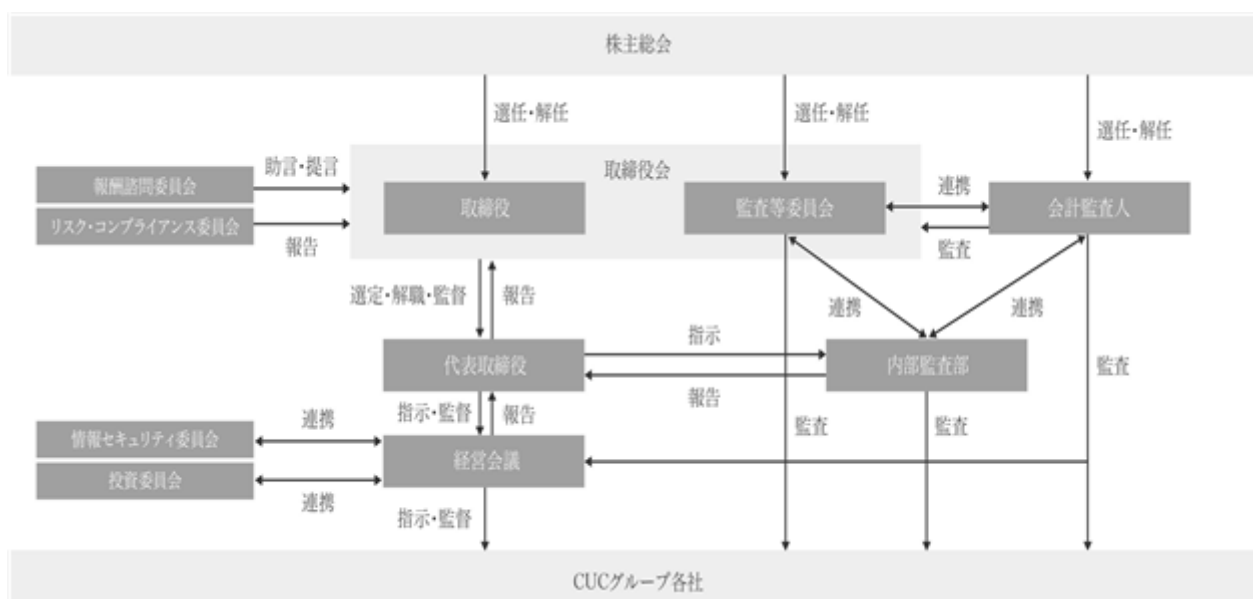
当社の報酬諮問委員会は、代表取締役 瀧口慶太、監査等委員である社外取締役 米村良一、光原ゆきの3名で構成されており、米村良一が委員長を務めています。原則として年に1回開催し、その他必要と認められた場合にも開催しています。当委員会は報酬諮問委員会規程に基づき、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として活動しています。

(h) 投資委員会

当社の投資委員会は、代表取締役 瀧口慶太、取締役 田邊隆通、桶谷主税、執行役員 橋本淳の4名で構成されており、代表取締役 瀧口慶太が委員長を務めています。原則として毎週開催し、投融資規程に基づき、投資に関する重要事項の審議と方針決定を行っています。

2. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社制度の採用により、取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としています。また、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となるため、迅速かつ機動的な経営が可能となります。なお、意思決定における牽制と監視が実質的に機能するよう、会議体における決裁を重視した体制を採用しています。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況
(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社は、会社法第399条の13第1項第1号八及び会社法施行規則第110条の4第2項が規定する「内部統制システム」の基本方針を以下のとおり定めています。現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりです。

(内部統制システムの整備・運用状況又は準備状況)

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、必要な諸規程を定め、子会社にも必要な規程については適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。
 - イ. 業務執行取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
 - ウ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発活動及びコンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。
 - エ. 各業務執行部門から独立した内部監査担当者を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告する。
 - オ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に見出し是正するため、当社の取締役及び使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
 - カ. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。
2. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、担当役員決裁その他「職務権限規程」及び「決裁規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限者が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。
 - イ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱規程」等を整備し、重要情報の取扱いの安全性を確保する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 「職務権限規程」及び「決裁規程」によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。
 - イ. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。
 - ウ. 取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置し、同委員会は、取締役の報酬等について審議し、その結果を取締役に答申する。
5. 当社並びに当社親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、当社親会社の内部統制との連携体制を構築する。
 - イ. 「関係会社管理規程」を制定し、関係会社管理を所管する部署と関係部署とが協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。
 - (1) 当社子会社の経営状況の把握
 - (2) 当社子会社における内部統制システムの整備・運用
 - (3) 当社子会社の重要なリスクの把握
 - (4) 当社子会社の取締役の業務執行状況の把握

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。
 - イ. 監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ウ. 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。

7. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制、並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は子会社の業務執行状況について報告する。
 - イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

8. 前項の報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
 - イ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図る環境を整備する。
 - ウ. 当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

利益相反取引に関する事項

2024年3月31日現在、当社の筆頭株主であるエムスリー株式会社は、当社議決権の63.45%を保有する当社の親会社となっています。

当社は、親会社とその影響力を利用して自社に有利な取引を行い、当社ひいては当社の少数株主の利益を害することを防止するため下記のような方針・体制をとっています。

- ・当社は親会社と取引を行う場合、「関連当事者取引管理規程」に従い、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引の合理性及び取引条件の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしています。
- ・取締役会の過半数は、親会社の役職員との兼務がない者により構成されています。
- ・取締役会に次ぐ意思決定機関である経営会議は、親会社非在籍者により構成されています。
- ・当社からの要請により、当社監査等委員である取締役1名が、親会社非在籍者より選任されています。

取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を7名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とする旨を定款に定めています。

責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求等がなされた場合に負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、てん補の対象外としています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう、会社法第459条第1項に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めています。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の決議を機動的に行うことを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	瀨口 慶太	1974年3月14日生	1996年4月 株式会社リクルート入社 2007年9月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社 2013年12月 エムスリー株式会社入社 2014年8月 当社 代表取締役就任(現任) 2017年3月 株式会社シーユーシー・ホスピス取締役就任(現任) 2018年1月 ソフィアメディ株式会社 取締役就任(現任) 2021年6月 ソフィアメディ株式会社 代表取締役就任 2022年4月 株式会社シーユーシー・ホスピス代表取締役就任(現任)	(注2)	1,820,000
取締役	田邊 隆通	1974年11月5日生	1998年4月 株式会社リクルート入社 2011年7月 日本福祉総合研究所株式会社入社 2011年7月 HRソリューションズ株式会社入社 2015年7月 当社入社 2016年12月 当社 取締役就任 2020年6月 当社 執行役員就任 2021年6月 ソフィアメディ株式会社 取締役就任(現任) 2022年6月 当社 取締役就任(現任)	(注2)	414,000
取締役	桶谷 主税	1962年3月4日生	1985年4月 三洋電機株式会社入社 2015年10月 当社入社 2018年1月 ソフィアメディ株式会社 取締役就任(現任) 2020年6月 当社 執行役員就任 2021年6月 株式会社シーユーシー・ホスピス取締役就任(現任) 2022年6月 当社 取締役就任(現任)	(注2)	32,000
取締役 (監査等委員)	米村 良一	1959年8月15日生	1982年4月 麒麟麦酒(現キリンホールディングス)株式会社入社 2014年3月 キリン株式会社監査役、キリンビバレッジ株式会社監査役就任 2018年4月 株式会社おやつカンパニー 取締役就任 2019年5月 株式会社レナサイエンス 取締役就任 2020年3月 株式会社エー・スイーツ・ハウス(現株式会社SAJ)入社 2020年6月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年4月 広島県 特別参与(現任)	(注3)	-
取締役 (監査等委員)	光原 ゆき	1974年1月15日生	1996年4月 株式会社リクルート入社 2014年11月 特定非営利活動法人キープ・ママ・スマイリング設立 理事長就任(現任) 2018年4月 アイティメディア株式会社入社 2022年6月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注3)	-
取締役 (監査等委員)	大場 啓史	1980年7月27日生	2005年4月 みずほ証券株式会社入社 2010年5月 株式会社ファッションウォーカー入社 2011年10月 株式会社ファッション・コ・ラボ 執行役員就任 2012年4月 株式会社全力 代表取締役就任 2013年4月 エムスリー株式会社入社 2019年4月 エムスリー株式会社 執行役員就任(現任) 2019年10月 当社 監査役就任 2020年6月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注3)	-

計	2,266,000
---	-----------

- (注) 1. 取締役米村良一、光原ゆきは、社外取締役です。
2. 2023年6月28日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
3. 2022年6月27日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
4. 当社では、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るために、執行役員制度を導入しています。

役職名	氏名
執行役員 CFO本部 本部長	橋本 淳
執行役員 運営本部 本部長	堀 健一郎
執行役員 人事部 部長	松浦 俊雄
執行役員 株式会社シーユーシー・ホスピス 代表取締役社長	井上 正明
執行役員 ソフィアメディ株式会社 代表取締役社長	伊藤 綾

社外役員の状況

当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり、両名とも監査等委員である取締役です。また、取締役の米村良一は常勤監査等委員です。

社外取締役(監査等委員)の米村良一と、当社間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他の利害関係はありません。同人については、他社の監査役として培ってきた監査に対する専門的な知識、経験等を当社監査体制の強化に活かしていただけることを期待し社外取締役(監査等委員)に選任しています。

社外取締役(監査等委員)の光原ゆきと、当社間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他の利害関係はありません。同人については、入院中の子どもと付き添う親・家族への支援と付き添い環境改善に取り組む特定非営利活動法人の代表であり、医療業界の知見や会社運営の経験等を当社監査体制の強化に活かしていただけることを期待し社外取締役(監査等委員)に選任しています。

当社は、社外取締役選任のための独立性に関する基準や方針等については特段定めていませんが、東京証券取引所の規則等の独立性に関する諸規定を参考に選任しており、監査等委員である社外取締役は、独立性の高い立場から当社の経営を監査・監督し、遵法性や一般株主利益の保護を徹底することを期待し選任しています。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

上記に記載のとおり、社外取締役2名は監査等委員を務めており、監査等委員会は会計監査人より監査方針、監査計画及び監査結果の説明報告を受けると共に、適時に必要な情報交換、意見交換を行い、連携を保っています。また、監査等委員会と内部監査部は、監査の過程において発見された事項について適宜、相互に報告を行い、取締役及びその他の執行機関に対して、業務改善等に関する提言を連携して行います。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会は、監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）で構成されています。監査等委員長である米村良一が中心となり、監査等委員会で定める監査計画に基づき独立性をもって監査等委員会監査を実施しています。

監査等委員会では主に、常勤監査等委員の選定、会計監査人の再任及び会計監査人の報酬に対する同意等の法定事項に係る協議の他、監査計画、重点監査項目、会計監査の方法に係る協議、取締役会に上程される議案内容の事前審議・検証、常勤監査等委員等が実施した各種監査結果の報告並びに内部統制システムに関する意見交換等を行っており、監査計画、重点監査項目、会計監査の方法について、監査方針に基づいて等検討を行っています。また、監査等委員及び常勤監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、社内決裁文書の閲覧、代表取締役を含む役員からの報告の聴取や、会計監査人からの報告の聴取等の活動を行っており、常勤監査等委員は決算関連書類の閲覧、非常勤監査等委員への監査状況の報告・説明を行っています。

出席状況については以下のとおりです。

役職	氏名	出席回数 / 開催回数（出席率）
常勤監査等委員	米村 良一	12回 / 12回（100%）
非常勤監査等委員	光原 ゆき	12回 / 12回（100%）
非常勤監査等委員	大場 啓史	12回 / 12回（100%）

内部監査の状況

当社においては、内部監査部による内部監査を行っています。内部監査部長1名を含め3名が従事しており、業務遂行状況の適法性、リスク管理への対応等を含む業務の妥当性等について、代表取締役のリスク認識を基に重要な監査対象項目を設定し内部監査を行っています。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、「(2) 役員の状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

内部監査の実効性を確保する取り組みとして、取締役会に対しては年1回以上、監査等委員に対しては毎月内部監査の状況について報告しています。

社内取締役に対しては毎月内部監査報告会を開催し、適宜内部監査の状況を報告しています。

また、監査等委員及び会計監査人と緊密な連携を保ち、その成果を高めるために定期的に会合を開催し意見交換を行っています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

加藤 正英
光廣 成史

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他13名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日程、監査実施要領及び監査報酬が合理的であること、監査実績等、及び会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制に加え、当社のビジネスモデルへの理解度等の観点から総合的に判断しています。現監査法人はこれらの観点から適切であると判断したため選定いたしました。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人に対して、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に照らして、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に評価し、現監査法人による会計監査は適正に行われていることを確認しています。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	79	-	61	6
連結子会社	-	-	-	-
計	79	-	61	6

(注) 当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千米ドル)	非監査業務に基づく報酬(千米ドル)	監査証明業務に基づく報酬(千米ドル)	非監査業務に基づく報酬(千米ドル)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	-	210	-
計	-	-	210	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査法人から監査報酬の見積りの提示を受け、前年度からの監査時間の推移、前年度の監査計画と実績の乖離内容及び時間単価の妥当性等を確認し、監査の品質及び内容が合理的かつ適正なものであることを検討した上で、監査等委員会の同意を得て決定します。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な協議を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断を行っています。具体的には、報酬金額とその根拠を確認し、前年度の会計監査の監査状況と本年度の監査計画を勘案して最終的に会計監査人の報酬等の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬は基本報酬と業績連動報酬により構成されており、その報酬等の額又はその算出方法の決定に関しては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として設置した任意の報酬諮問委員会の審議を経て、同業他社の水準、職責の範囲、従業員との給与水準との比較等を総合的に勘案し、取締役会決議に基づき代表取締役に一任され、決定します。代表取締役に一任している理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

業績連動報酬は、金銭報酬と非金銭報酬にて構成されており、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結売上高、EBITDA、生産性、顧客価値、理念浸透、医療の質、コンプライアンス、マテリアリティの推

進等を総合的に勘案して設定される係数を乗じた額としております。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績責任及び中長期的な企業価値向上に対する意識を高めるためです。

また、当社の監査等委員の報酬は、基本報酬により構成されており、その支給の決定の方針及び個々の監査等委員の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬諮問委員会の審議を経て、常勤・非常勤の別、職責の範囲を勘案し、監査等委員会にて決定しています。2024年3月期においては、報酬諮問委員会を4回開催し当社役員の報酬に係る審議を行いました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く)	101	73	20	8	3
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)
取締役(監査等委員)	12	12	-	-	2
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)
合計	113	85	20	8	5
(うち社外役員)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)

(注)上記の報酬とは別に、有償ストック・オプションを発行しています。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の短期的な価値の変動によって利益を受けること等を目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、協業等により当社及び相手先企業の企業価値が高まる相手先企業の株式に投資することを基本としています。また、相手先企業の情報を適宜入手し、定期的に評価を行うことで当初の保有の目的が達成されているか否かを確認し、当初期待したシナジー等の継続有無などを保有の合理性の観点から検証しています。

各銘柄の当初の保有の目的が達成された、もしくは達成が見込まれないと判断された場合は、取締役会等で株式の売却について決議し、適宜・適切に売却します。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	1,676

- c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
HYUGA PRIMARY CARE株式会社 （注）	840,000	420,000	医療機関セグメントにおける事業提携のため保有しています。また、株式分割により保有株式数が増加しています。	無
	1,676	2,038		

（注）HYUGA PRIMARY CARE株式会社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けています。

なお、従来より当社が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しています。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等への参加等を行っています。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8,33	4,120	8,256
営業債権及びその他の債権	9,33	8,240	8,758
棚卸資産	11	44	72
その他の金融資産	10,33	77	78
その他の流動資産	21	251	488
流動資産合計		12,732	17,651
非流動資産			
有形固定資産	12	7,350	12,028
使用権資産	12,18	4,712	7,669
のれん	13,15	4,723	13,642
無形資産	13	2,775	4,420
投資不動産	12,14	4,366	4,356
繰延税金資産	16	218	380
その他の金融資産	10,33	2,838	2,644
その他の非流動資産	21	35	44
非流動資産合計		27,018	45,185
資産合計		39,750	62,836

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	19,33	2,155	2,479
借入金	17,33	16,040	2,000
リース負債	17,33	889	1,159
預り金		432	508
未払法人所得税	16	389	960
契約負債	25	4	4
その他の金融負債	33	445	-
その他の流動負債	21	935	1,281
流動負債合計		21,290	8,391
非流動負債			
借入金	17,33	-	16,434
リース負債	17,33	4,523	7,126
退職給付に係る負債	20	188	233
繰延税金負債	16	1,396	1,453
その他の金融負債	33	78	677
その他の非流動負債	21	356	518
非流動負債合計		6,540	26,440
負債合計		27,830	34,831
資本			
資本金	22	1,063	7,669
資本剰余金	22	1,258	7,761
利益剰余金	22	7,715	10,307
自己株式		-	0
その他の資本の構成要素		1,669	1,578
親会社の所有者に帰属する持分合計		11,704	27,316
非支配持分		216	689
資本合計		11,920	28,005
負債及び資本合計		39,750	62,836

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上収益	6,25	35,210	33,025
売上原価	26	21,434	17,102
売上総利益		13,776	15,923
販売費及び一般管理費	27	10,015	12,206
その他の収益	28	45	64
その他の費用	28	123	45
営業利益	6	3,683	3,737
金融収益	29	50	687
金融費用	29	99	285
税引前利益		3,634	4,138
法人所得税費用	16	1,230	1,531
当期利益		2,404	2,608
当期利益の帰属			
親会社の所有者		2,423	2,595
非支配持分		19	12
当期利益		2,404	2,608
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	31	113.90	93.99
希薄化後1株当たり当期利益(円)	31	113.90	93.99

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期利益		2,404	2,608
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
公正価値で測定する金融資産の公正価値 の純変動	30	581	244
確定給付制度に係る再測定	30	2	5
純損益に振り替えられることのない項目 合計		579	249
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	30	134	177
純損益に振り替えられる可能性のある項 目合計		134	177
税引後その他の包括利益		445	71
当期包括利益		1,959	2,536
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,966	2,456
非支配持分		6	80
当期包括利益		1,959	2,536

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の換算差額	新株予約権
2022年4月1日残高	1,049	1,025	5,290	-	358	-
当期利益	-	-	2,423	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	121	-
当期包括利益合計	-	-	2,423	-	121	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	2	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-
新株予約権の発行 24	-	-	-	-	-	24
株式に基づく報酬取引 22,24	14	234	-	-	-	10
企業結合による変動	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	14	234	-	-	-	34
2023年3月31日残高	1,063	1,258	7,715	-	479	34

注記	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計			
2022年4月1日残高	1,736	-	2,094	9,457	222	9,679
当期利益	-	-	-	2,423	19	2,404
その他の包括利益	581	2	457	457	13	445
当期包括利益合計	581	2	457	1,966	6	1,959
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	2	2	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-
新株予約権の発行 24	-	-	24	24	-	24
株式に基づく報酬取引 22,24	-	-	10	258	-	258
企業結合による変動	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	-	-	34	282	-	282
2023年3月31日残高	1,155	-	1,669	11,704	216	11,920

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

親会社の所有者に帰属する持分							
注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
					在外営業活動体の換算差額	新株予約権	
2023年4月1日残高	1,063	1,258	7,715	-	479	34	
当期利益	-	-	2,595	-	-	-	
その他の包括利益	-	-	-	-	110	-	
当期包括利益合計	-	-	2,595	-	110	-	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	2	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	0	-	-	
新株の発行	22	6,606	6,503	-	-	-	
新株予約権の発行	24	-	-	-	-	4	
株式に基づく報酬取引	24	-	-	-	-	42	
企業結合による変動	7	-	-	-	-	-	
所有者との取引額合計	6,606	6,503	-	0	-	46	
2024年3月31日残高	7,669	7,761	10,307	0	589	80	

親会社の所有者に帰属する持分						
注記	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計			
2023年4月1日残高	1,155	-	1,669	11,704	216	11,920
当期利益	-	-	-	2,595	12	2,608
その他の包括利益	244	5	139	139	68	71
当期包括利益合計	244	5	139	2,456	80	2,536
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	2	5	2	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	0	-	0
新株の発行	22	-	-	13,109	-	13,109
新株予約権の発行	24	-	4	4	-	4
株式に基づく報酬取引	24	-	42	42	-	42
企業結合による変動	7	-	-	-	393	393
所有者との取引額合計	-	-	46	13,155	393	13,548
2024年3月31日残高	909	-	1,578	27,316	689	28,005

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		3,634	4,138
減価償却費及び償却費		1,221	1,806
減損損失		-	-
金融収益		50	687
金融費用		99	285
固定資産除却損		16	3
固定資産売却損益(は益)		7	1
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		2,576	53
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		2,076	454
棚卸資産の増減額(は増加)		5	11
未払有給休暇の増減額(は減少)		167	188
その他の流動資産の増減額(は増加)		55	95
その他の流動負債の増減額(は減少)		653	166
その他		148	201
小計		5,039	5,509
利息及び配当金の受取額		50	28
利息の支払額		92	284
法人所得税の支払額		2,640	1,097
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,357	4,156
投資活動によるキャッシュ・フロー			
公正価値で測定する金融資産の取得による支出		287	-
公正価値で測定する金融資産の売却による収入		-	28
有形固定資産及び投資不動産の取得による支出		5,452	4,859
有形固定資産の売却による収入		55	2
無形資産の取得による支出		131	44
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	7	871	9,734
敷金・保証金の差入による支出		103	188
敷金・保証金の返還による収入		16	15
貸付による支出		6	3
貸付金の回収による収入		4	37
その他		92	2
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,682	14,746
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)	32	5,254	16,040
長期借入金による収入	32	-	19,920
長期借入金の返済による支出	32	457	1,500
リース負債の返済による支出	32	850	1,121
新株予約権の発行による収入		24	4
株式の発行による収入		-	13,109
その他		-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,972	14,373
現金及び現金同等物に係る換算差額		118	352
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		235	4,135
現金及び現金同等物の期首残高		4,355	4,120
現金及び現金同等物の期末残高		4,120	8,256

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社シーユーシー（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社です。本社の住所は東京都港区芝浦三丁目1番1号です。当社の連結財務諸表は、2024年3月31日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されています。当社の親会社はエムスリー株式会社です。

当社グループの事業内容は、医療機関事業、ホスピス事業、居宅訪問看護事業、その他事業です。各事業の内容については注記「6. セグメント情報」に記載しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

本連結財務諸表は、2024年6月27日に代表取締役によって承認されています。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しています。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しています。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めています。

当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しています。子会社の決算日が連結決算日と異なる場合、当該子会社について連結決算日に仮決算を行い、連結しています。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させています。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しています。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されています。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しています。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、被取得企業の旧所有者に対する負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価には、条件付取得対価の公正価値が含まれています。企業結合において取得した識別可能な資産、引き受けた負債は取得日の公正価値で測定しています。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、その超過額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しています。

当社グループは、非支配持分を識別可能な純資産の認識金額の持分割合相当額で測定しています。

企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

(3) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益として認識しています。

在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については為替レートに著しい変動がない限りその期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 金融商品

金融資産

() 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権についてはその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しており、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

() 分類及び事後測定

金融資産については、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の当初認識時に決定しています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

金融資産のうち、当社グループが投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能な指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額を純損益として認識しています。

() 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

なお、買取債権以外の債権については、単純化したアプローチで常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合は、以前に認識した減損損失を純損益で戻し入れています。

() 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

金融負債

() 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債については、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

() 分類及び事後測定

金融負債については、当初認識時に、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」又は「償却原価で測定する金融負債」のいずれかに分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として純損益として認識しています。

() 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、債務を履行したとき、契約上の義務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されています。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び造作 2 - 47年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(8) のれん及び無形資産

企業結合により取得した無形資産

) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、注記「3. 重要性がある会計方針 (2) 企業結合」に記載しています。当初認識後は、のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

減損損失の測定方法については、注記「3. 重要性がある会計方針 (11) 非金融資産の減損」に記載しています。

) のれん以外の無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産は取得日の公正価値で計上しています。当初認識後は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

ソフトウェア

ソフトウェア・プログラムの保守に関連するコストは、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を販売する意図、能力及びそのための十分な資源を有している場合のみ自己創設無形資産として当初認識時に取得原価で測定し資産計上しています。

資産計上したソフトウェアは、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

償却

取得後は、当該資産が使用可能な状態になった時点から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウエア・・・3 - 5年
- ・カスタマーリスト・・・6 - 20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(9) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。投資不動産は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

土地以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数(2~47年)にわたって、定額法により算定しています。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(10) リース

(借手側)

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しています。リース負債はリース開始日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しています。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

(貸手側)

当社グループでは、契約の締結時にリースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの判定を行っています。

リース取引は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、そうでない場合はオペレーティング・リース取引に分類しています。リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合やリース料の現在価値が原資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。

当社グループがサブリース契約の当事者である場合、ヘッドリース(借手側)とサブリース(貸手側)は別個に会計処理します。サブリースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに分類する際は、リース対象資産ではなく、当社グループがヘッドリースにおいて認識している使用权資産のリスクと経済価値や耐用年数などを検討します。

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しています。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分しています。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は純損益として認識しています。

オペレーティング・リース取引によるリース料については、定額法により収益として認識しています。

(11) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれが高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位グループを、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位グループに配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位グループの回収可能価額を算定しています。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループ内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻し入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。減損損失の減少又は消滅を示す兆候があり、当該資産の回収可能価額の算定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れています。

(12) 従業員給付

退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しています。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

退職給付に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値を算定して計上しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、制度改訂又は縮小が発生した時、又は関連するリストラクチャリング費用あるいは解雇給付を認識する時のいずれか早い時点の純損益として処理しています。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期間に費用として認識しています。

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用として計上しています。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(13) 株式報酬

当社グループは、株式に基づく報酬として、現金決済型の株式報酬制度及び持分決済型のストック・オプション制度を導入しています。

現金決済型の株式報酬制度については、支払額の公正価値を負債として認識し、負債が決済されるまで、当該負債の公正価値の変動を純損益として認識しています。

持分決済型の株式に基づく報酬は、ストック・オプションの付与日における公正価値で測定しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの前提に応じて、二項モデル、ブラック・ショールズ式等を用いて算定しています。付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しています。

(14) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく収益等及びIFRS第16号「リース」に基づく収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポート、足病及び静脈疾患クリニックの運営及び訪問看護ステーション、ホスピス型住宅の運営等の訪問看護サービスを提供しています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

医療機関に対する各種運営サポート

医療機関に対する各種運営サポートの収益は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

足病及び静脈疾患クリニックの運営

足病及び静脈疾患クリニックでは、患者に対して診察から手術その他の幅広いサービスを提供しており、サービス提供時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しています。これらの金額は、患者、第三者支払者（第三者医療保険会社およびメディケアなどの政府支払者を含む）などから支払うべきものであり、患者が締結している契約ごとに異なります。そのため、当社ではサービスの標準料金に、一定の調整を加えて取引対価を決定します。この調整は過去の回収傾向に基づいて見積もっており、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しています。

訪問看護サービス

訪問看護サービスの収益は、訪問看護計画に基づき契約期間にわたりサービスを提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

(15) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息等から構成されています。受取利息は、実効金利法により認識しています。

金融費用は、主として支払利息等から構成されています。支払利息は、実効金利法により認識しています。

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しています。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものです。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除き、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異、すべての未使用の繰越欠損金及び繰越税額控除について認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しています。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ単一の納税事業体に対し同一の税務当局によって課されている法人所得税に関連するものである場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を相殺しています。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しています。

(18) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位です。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしています。

(19) 会計方針の変更

当社グループは、2023年4月1日を適用日として、単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理の明確化を行ったIAS第12号「法人所得税」の改訂を適用しています。なお、当該会計方針の変更による重要な影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積り及び仮定とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

(1) 企業結合

当社グループは、企業結合により取得した無形資産について、支配獲得日における公正価値で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際して、企業結合により取得した無形資産の公正価値は、将来キャッシュ・フローや税引前割引率等の仮定に基づき測定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、投資不動産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法については、注記「15. 非金融資産の減損」に記載しています。

(3) 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容及び金額については、注記「33. 金融商品」に記載しています。

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社グループが早期適用していない主なものは以下のとおりです。IFRS第18号の適用による当社グループへの影響は検討中です。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年 度)	当社適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における 表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書の3つの定義された区分(営業・投資・財務)の導入 ・損益計算書に関連する企業固有の指標に関する説明の開示 ・財務諸表における情報のより有用なグルーピング

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「医療機関」、「ホスピス」及び「居宅訪問看護」の3つを報告セグメントとしています。

「医療機関」は、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポート、足病及び静脈疾患クリニック等の運営を行っています。「ホスピス」は、ホスピス型住宅の入居者に訪問看護及び訪問介護サービスを提供、「居宅訪問看護」は、居宅の利用者に訪問看護サービスを提供しています。

(2) 報告セグメントに関する情報

当社グループの報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目は以下のとおりです。なお、報告セグメント間の売上収益は、市場実勢価格に基づいています。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結
	医療機関	ホスピス	居宅訪問 看護	計				
売上収益								
外部収益	16,179	6,633	12,192	35,005	205	35,210	-	35,210
セグメント間収益	263	-	-	263	-	263	263	-
合計	16,441	6,633	12,192	35,267	205	35,473	263	35,210
セグメント利益(注) 3	2,955	191	1,351	4,497	29	4,526	843	3,683
金融収益	-	-	-	-	-	-	-	50
金融費用	-	-	-	-	-	-	-	99
税引前利益	-	-	-	-	-	-	-	3,634
当期利益	-	-	-	-	-	-	-	2,404
その他の項目								
減価償却費及び償却費	462	279	465	1,207	14	1,221	-	1,221

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調剤薬局サービス、眼科材料及び眼鏡用品の販売サービス等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。
セグメント利益の調整額 843百万円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結
	医療機関	ホスピス	居宅訪問 看護	計				
売上収益								
外部収益	11,487	10,388	10,945	32,820	205	33,025	-	33,025
セグメント間収益	695	1	0	696	-	696	696	-
合計	12,182	10,389	10,946	33,516	205	33,721	696	33,025
セグメント利益(注) 3	3,932	349	616	4,896	18	4,915	1,178	3,737
金融収益	-	-	-	-	-	-	-	687
金融費用	-	-	-	-	-	-	-	285
税引前利益	-	-	-	-	-	-	-	4,138
当期利益	-	-	-	-	-	-	-	2,608
その他の項目								
減価償却費及び償却費	953	366	478	1,797	9	1,806	-	1,806

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調剤薬局サービス、眼科材料及び眼鏡用品の販売サービス等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

セグメント利益の調整額 1,178百万円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しています。

(3) 報告セグメントの変更に関する情報

当社グループは、前連結会計年度までホスピス事業セグメントと居宅訪問看護事業セグメントを、提供するサービス及び長期平均利益率等の経済的特徴の類似性を考慮し、訪問看護報告セグメントとして集約していました。当連結会計年度に当社グループは上場することにより資金調達を行い、調達した資金はホスピス型住宅の建設に充当する予定です。従来に比べて高い利益率を見込める大規模なホスピス型住宅の開設が今後加速することで、ホスピス事業の長期平均利益率等の経済的特徴が居宅訪問看護事業と乖離する見込みとなりました。

そのため、当第1四半期連結累計期間より、「医療機関支援」及び「訪問看護」の2報告セグメントから、「医療機関支援」、「ホスピス」及び「居宅訪問看護」の3報告セグメントに変更しています。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しています。

当連結会計年度に、米国において足病及び静脈疾患クリニックの運営を行うCUC Podiatry Holdingsの持分の79.35%を取得し、連結子会社としたことに伴い、当社グループ全体の事業内容を適切に表示するため、当連結会計年度末より報告セグメントの名称を従来の「医療機関支援」から、「医療機関」へ変更しています。これによるセグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント名称で開示しています。

(4) 製品及びサービスに関する情報

「(2) 報告セグメントに関する情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

(5) 地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内訳は以下のとおりです。

外部顧客への売上収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
日本	35,042	31,457
アジア	169	207
米国	-	1,362
合計	35,210	33,025

(注) 売上収益は、事業拠点の所在地を基礎としています。

非流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
日本	22,387	28,142
アジア	1,574	1,828
米国	-	12,189
合計	23,961	42,160

(注) 非流動資産は、資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産を含んでいません。

(6) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上収益が、連結損益計算書の売上収益の10%以上である外部顧客がないため、記載を省略しています。

7. 企業結合

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ネイチャー、株式会社A&N、株式会社ゆう、株式会社リ・エンド
事業の内容 ホスピス事業

取得日

2023年1月6日

取得した議決権付資本持分の割合

100%

企業結合を行った主な理由

株式会社ネイチャー、株式会社A&N、株式会社ゆう、株式会社リ・エンドはホスピス事業を行っており、今後のホスピス事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、競争力を高めるためです。

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位: 百万円)

	金額
支払対価の公正価値(現金)	1,152
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	537
カスタマーリスト	165
非流動資産	1,307
流動負債	352
繰延税金負債	210
非流動負債	532
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	916
のれん	236

当該企業結合に係る取得関連費用は42百万円であり、すべて2023年3月期の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

当該企業結合により生じたのれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力です。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

カスタマーリストは7年で均等償却しています。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	1,152
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	281
子会社の取得による支出	871

(4) 業績に与える影響

当社グループの2023年3月期の連結損益計算書には、取得日以降に株式会社ネイチャー、株式会社A&N、株式会社ゆう、株式会社リ・エンドから生じた売上収益及び当期利益が、それぞれ343百万円及び9百万円含まれています。

(5) 条件付取得対価

前連結会計年度以前に実施した企業結合により、条件付取得対価に係る負債を認識しています。条件付取得対価は、CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY (以下「CUCMS」という。)の企業結合により生じたものです。CUCMSの企業結合による条件付取得対価は、2019年10月にCUCMSを買収した際の株式譲渡人とのConditions Subsequent達成進捗に応じたものであり、そこには薬局事業のライセンスの取得や株式譲渡人からの土地譲受手続の完了等が含まれます。これにより最大で870億ベトナムドンを支払う可能性があります。

条件付取得対価の公正価値は、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生可能性を加味した現在価値で算定しています。

条件付取得対価の公正価値ヒエラルキーのレベルは、レベル3です。条件付取得対価に係る負債の変動については注記「33.金融商品」に記載しています。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 CUC Podiatry Holdings, LLC

事業の内容 足病及び静脈疾患クリニックの運営事業

取得日

2024年1月6日

取得した議決権付資本持分の割合

79.35%

企業結合を行った主な理由

CUC Podiatry Holding, LLCは、複数の地域ブランドを通じて足病・静脈疾患のクリニックを運営するアメリカ中西部地域最大級の足病サービスプラットフォームを保有しており、当社の強みである医療機関に対する経営支援サービスのノウハウを活用することで、同社の持つプラットフォームとしての機能を深化・拡大するためです。

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする持分取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値（現金）	9,988
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	759
カスタマーリスト	1,794
非流動資産	1,564
流動負債	955
繰延税金負債	55
非流動負債	1,203
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,904
非支配持分	393
のれん	8,477

当該企業結合に係る取得関連費用は239百万円であり、すべて2024年3月期の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

当該企業結合により生じたのれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力です。

なお、のれんのうち税務上損金算入が可能と見込まれる金額は、8,477百万円です。

カスタマーリストは9年で均等償却しています。企業結合により識別したカスタマーリストは、既存顧客の売上減衰率、EBITA率、新規顧客獲得費用、キャピタルチャージ及び割引率の仮定に基づいて測定しています。

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しています。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	9,988
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	254
子会社の取得による支出	9,734

(4) 業績に与える影響

当社グループの2024年3月期の連結損益計算書には、取得日以降にCUC Podiatry Holdings, LLC から生じた売上収益及び当期損失が、それぞれ1,362百万円及び28百万円含まれています。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当連結会計年度における当社グループの売上収益及び当期利益は、それぞれ36,842百万円及び2,171百万円であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けていません。

(5) 条件付取得対価

前連結会計年度以前に実施した企業結合により、条件付取得対価に係る負債を認識しています。条件付取得対価は、CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY（以下「CUCMS」という。）の企業結合により生じたものです。CUCMSの企業結合による条件付取得対価は、2019年10月にCUCMSを買収した際の株式譲渡人とのConditions Subsequent達成進捗に応じたものであり、そこには薬局事業のライセンスの取得や株式譲渡人からの土地譲受手続の完了等が含まれます。これにより最大で870億ベトナムドンを支払う可能性があります。

条件付取得対価の公正価値は、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生可能性を加味した現在価値で算定しています。

条件付取得対価の公正価値ヒエラルキーのレベルは、レベル3です。条件付取得対価に係る負債の変動については注記「33.金融商品」に記載しています。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
現金	8	4
預金	4,112	8,251
合計	4,120	8,256

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
売掛金	4,799	5,546
買取債権	3,224	2,993
未収入金	60	121
リース債権	293	158
その他	6	-
貸倒引当金	141	60
合計	8,240	8,758

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

10. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
株式	2,322	1,998
負債性証券	23	-
出資金	0	0
敷金及び保証金	486	642
長期貸付金	1	1
その他	82	81
合計	2,915	2,722

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
HYUGA PRIMARY CARE株式会社	2,038	1,676

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

11. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
商品	27	59
原材料	17	13
合計	44	72

費用として認識された棚卸資産の金額は、前連結会計年度は47百万円、当連結会計年度は44百万円です。また、費用として認識された棚卸資産の評価減の金額はありません。

12.有形固定資産

(1)増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりです。

取得原価

(単位：百万円)

	土地	建物及び 造作	使用権資産	投資不動産	建設仮勘定	その他	合計
2022年4月1日	1,071	2,346	4,527	2,836	57	255	11,091
取得	259	369	2,238	2,210	2,647	155	7,877
企業結合による取得	523	639	-	-	-	9	1,171
売却又は処分	6	122	357	-	-	33	517
在外営業活動体の換算 差額	-	-	-	30	-	4	33
その他	-	2,129	220	220	2,146	11	6
2023年3月31日	1,846	5,360	6,188	5,296	558	401	19,649
取得	203	369	2,616	-	4,131	137	7,456
企業結合による取得	-	119	1,350	-	-	275	1,744
売却又は処分	-	8	47	-	-	11	67
在外営業活動体の換算 差額	-	5	60	33	-	20	118
その他	0	4,048	35	77	3,648	11	452
2024年3月31日	2,049	9,894	10,131	5,405	1,041	833	29,352

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物及び造作	使用権資産	投資不動産	建設仮勘定	その他	合計
2022年4月1日	504	890	858	32	148	2,433
減価償却費	171	745	72	-	47	1,035
減損損失	-	-	-	-	-	-
売却又は処分	58	159	-	-	24	241
その他	-	-	-	-	6	6
2023年3月31日	618	1,476	930	32	165	3,221
減価償却費	359	1,015	79	-	84	1,537
減損損失	-	-	-	-	-	-
売却又は処分	6	32	-	-	13	51
その他	459	2	41	8	83	592
2024年3月31日	1,430	2,461	1,050	40	318	5,299

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれていません。

帳簿価額

(単位：百万円)

	土地	建物及び造作	使用権資産	投資不動産	建設仮勘定	その他	合計
2022年4月1日	1,071	1,841	3,637	1,978	25	107	8,659
2023年3月31日	1,846	4,743	4,712	4,366	525	236	16,428
2024年3月31日	2,049	8,464	7,669	4,356	1,001	514	24,053

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりです。

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	カスタマー リスト	その他	合計
2022年4月1日	4,403	66	4,878	41	4,986
取得	-	81	-	50	131
企業結合による取得	236	-	165	-	165
売却又は処分	-	1	-	-	1
在外営業活動体の換算差額	83	0	-	-	0
その他	-	4	-	-	4
2023年3月31日	4,723	143	5,043	92	5,277
取得	-	74	-	34	108
企業結合による取得	8,477	3	1,794	-	1,797
売却又は処分	-	2	-	-	2
在外営業活動体の換算差額	478	0	79	0	79
その他	36	45	154	25	84
2024年3月31日	13,642	173	7,070	101	7,343

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	カスタマーリスト	その他	合計
2022年4月1日	-	30	2,253	37	2,320
償却費	-	15	171	0	186
売却又は処分	-	0	-	-	0
減損損失	-	-	-	-	-
在外営業活動体の換算差額	-	-	-	-	-
その他	-	4	-	-	4
2023年3月31日	-	41	2,424	37	2,502
償却費	-	28	241	1	269
売却又は処分	-	1	-	-	1
減損損失	-	-	-	-	-
在外営業活動体の換算差額	-	-	-	-	-
その他	-	1	154	1	152
2024年3月31日	-	66	2,820	37	2,923

(注) 1. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれています。

2. 無形資産のうち主なものは、透析研究開発株式会社及びCUC Podiatry Holdings, LLCとの企業結合により取得したカスタマーリストです。当該企業結合により取得したカスタマーリストの帳簿価額は、前連結会計年度において、1,931百万円及び 百万円、当連結会計年度において、1,818百万円及び1,821百万円であり、当連結会計年度末の残存償却年数は16年及び8年9ヶ月です。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	カスタマーリスト	その他	合計
2022年4月1日	4,403	36	2,625	5	2,666
2023年3月31日	4,723	102	2,619	55	2,775
2024年3月31日	13,642	106	4,250	64	4,420

14. 投資不動産

(1) 増減表

投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は注記「12. 有形固定資産」に記載しています。

投資不動産の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
投資不動産	4,366	4,825	4,356	4,855

投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、観察可能でないインプットを含むことからレベル3に分類しています。なお、公正価値ヒエラルキーについては注記「33. 金融商品」に記載しています。

(2) 投資不動産からの収益及び費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
賃貸料収入	262	463
直接営業費	96	113

投資不動産からの賃貸料収入及びそれに伴って発生する当期中に賃貸料収益を生み出した投資不動産から生じた直接営業費（修繕及び維持費を含む）の金額は、それぞれ連結損益計算書の「売上収益」及び「販売費及び一般管理費」に含まれています。

15. 非金融資産の減損

(1) 減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において減損損失は認識されていません。

(2) のれんの減損

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位グループに配分しています。

のれんの帳簿価額の資金生成単位グループ別内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
医療機関	2,642	11,561
ホスピス	683	683
居宅訪問看護	1,206	1,206
その他	192	192
合計	4,723	13,642

当連結会計年度において CUC Podiatry Holdings, LLC の持分を取得し子会社化したこと等により、医療機関セグメントにおけるのれんが、8,919百万円増加しています。当該企業結合の詳細は注記「7. 企業結合」をご参照ください。

当社グループでは、のれんを除いて耐用年数を確定できない無形資産はありません。

当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。減損テストの回収可能価額は、使用価値を用いて算定しています。

使用価値は、マネジメントが承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しています。また、使用価値の算定に用いる事業計画は3年とし、業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価や過去の実績及び企業内外からの情報に基づき作成しています。使用価値の算定に用いる事業計画を超えて発生すると見込まれるキャッシュ・フローには、各資金生成単位又は資金生成単位グループの市場の長期平均成長率を加味した継続価値を用いています。

各資金生成単位グループにおける使用価値の算定に用いた成長率及び税引前の割引率は以下のとおりです。

() 資金生成単位グループ：医療機関

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
成長率(%)	0.8~7.0	0.6~6.7
税引前の割引率(%)	9.8~11.6	9.0~11.5

() 資金生成単位グループ：ホスピス

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
成長率(%)	0.8	0.6
税引前の割引率(%)	9.6~9.7	9.8~9.9

() 資金生成単位グループ：居宅訪問看護

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
成長率(%)	0.8	0.6
税引前の割引率(%)	9.7	9.9

() 資金生成単位グループ：その他

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
成長率(%)	0.8	0.6
税引前の割引率(%)	10.2	9.4

減損テストに使用した主要な仮定が著しく変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

16. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりです。

なお、当社は、当連結会計年度より、単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理の明確化を行ったIAS第12号「法人所得税」の改訂を適用しており、リース負債に係る繰延税金資産、使用権資産に係る繰延税金負債をそれぞれ認識しています。この適用に伴い、前連結会計年度を修正再表示しています。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	2022年 4月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	企業結合	その他	2023年 3月31日
繰延税金資産						
未払法人所得税	132	116	-	-	-	16
営業債務及びその他の債務	142	53	-	-	-	195
リース負債	1,197	417	-	-	-	1,613
その他の流動負債	48	39	-	8	-	94
その他	127	23	1	-	-	149
合計	1,646	415	1	8	-	2,067
繰延税金負債						
公正価値で測定する金融資産	797	-	269	-	-	527
固定資産評価差額	-	0	-	161	-	161
無形資産	894	9	-	56	2	939
使用権資産	1,194	402	-	-	-	1,596
その他	25	6	-	-	3	22
合計	2,910	387	269	217	0	3,246

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	2023年 4月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	企業結合	その他	2024年 3月31日
繰延税金資産						
未払法人所得税	16	70	-	-	-	86
営業債務及びその他の債務	195	54	-	-	0	249
リース負債	1,613	505	-	428	-	2,546
その他の流動負債	94	28	-	-	-	122
その他	149	91	-	2	-	238
合計	2,067	748	-	427	0	3,242
繰延税金負債						
公正価値で測定する金融資産	527	2	113	-	-	416
固定資産評価差額	161	5	-	-	-	157
無形資産	939	34	-	-	-	905
使用权資産	1,596	503	-	427	-	2,525
その他	22	233	3	55	4	311
合計	3,246	699	116	482	4	4,314

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
税務上の繰越欠損金	51	223
その他	38	123
合計	88	346

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年目	3	0
2年目	2	0
3年目	3	0
4年目	2	0
5年目以降	41	223
合計	51	223

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、前連結会計年度は該当ありません。当連結会計年度末は、209百万円です。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期税金費用	1,257	1,579
繰延税金費用	28	49
合計	1,230	1,531

法定実効税率と実際負担税率との差異要因は以下のとおりです。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
法定実効税率	31.46	31.46
税額控除	0.45	0.37
在外営業活動体の税率差異	0.13	0.75
その他	2.71	6.68
実際負担税率	33.85	37.01

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度及び当連結会計年度において31.46%です。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されています。

17. 借入金及びリース負債

(1) 金融負債の内訳

「借入金」及び「リース負債」の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,040	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	18,434	1.22	10年
短期リース負債	889	1,159	0.98	-
長期リース負債	4,523	7,126	0.98	2年～29年
合計	21,452	26,719	-	-
流動負債	16,929	3,159	-	-
非流動負債	4,523	23,560	-	-
合計	21,452	26,719	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 「借入金」及び「リース負債」は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

(2) 財務制限条項

当社の長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりです。

各連結会計年度末の連結財政状態計算書における資本合計の金額を、直前の連結会計年度末日又は2023年3月期末日の連結財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること

各連結会計年度の連結損益計算書上の営業損益に関して、2連結会計年度連続して営業損失を計上しないこと

18. リース

(1) 借手

当社グループは、借手として、主として医療機関セグメント及び訪問看護セグメントにおける建物、本社オフィス、医療機器等を賃借しています。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された重要な制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。契約期間は、2年～35年です。

リースに係る損益の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物及び造作	493	556
機械装置及び車両	128	157
器具備品	16	18
土地	106	284
合計	743	1,015
リース負債に係る金利費用	24	67
短期リース費用	14	14
少額資産リース費用	361	119

使用权資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
使用权資産		
建物及び造作	2,945	4,178
機械装置及び車両	448	516
器具備品	43	32
土地	1,276	2,944
合計	4,712	7,669

前連結会計年度及び当連結会計年度における使用权資産の取得による増加額は、それぞれ2,238百万円及び2,616百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、それぞれ850百万円及び1,121百万円です。

リース負債の満期分析については、注記「33.金融商品 (4)流動性リスク管理」に記載しています。

(2) 貸手

当社グループは、貸手として、建物、医療機器、その他の資産をファイナンス・リース又はオペレーティング・リース契約により賃貸しています。

ファイナンス・リースに係る収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
販売損益	-	-
リース投資未回収額に対する金融収益	6	3

ファイナンス・リースに係るリース料債権の満期分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	133	99
1年超2年以内	104	50
2年超3年以内	51	12
3年超4年以内	12	0
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
合計	300	161
未獲得金融収益	7	3
正味リース投資未回収額	293	158

オペレーティング・リースに係る収益

オペレーティング・リースに係る収益については注記「14.投資不動産」に記載しています。

オペレーティング・リースに係る将来の受取リース料総額の満期分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	414	431
1年超2年以内	350	368
2年超3年以内	350	350
3年超4年以内	350	350
4年超5年以内	350	350
5年超	7,361	7,000
合計	9,175	8,848

19. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
買掛金	881	747
未払金	338	250
未払費用	937	1,482
合計	2,155	2,479

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

20. 従業員給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の退職一時金制度並びに確定拠出制度を採用しています。確定給付制度債務については外部積立を行わず、当社グループが直接受給者への支給義務を負っています。給付額は、各社の就業規則等の退職金規定に基づき退職時の給与水準、勤務期間等の要因により決定されます。

当社グループが計上している確定給付制度債務は、割引率などの数理計算上の前提に基づいて算出されています。数理計算上の前提と実績に乖離が生じ、確定給付制度債務が増加した場合、当社グループの財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(1) 確定給付制度

確定給付制度債務

確定給付制度債務と連結財政状態計算書上の認識額との関係は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
確定給付制度債務(制度資産なし)	188	233
退職給付に係る負債	188	233

確定給付制度債務の現在価値の調整表
確定給付制度債務の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
確定給付制度債務の期首残高	152	188
当期勤務費用	52	60
利息費用	0	1
再測定	4	7
人口統計上の仮定の変化により生じた数理計算上の差異	-	-
財務上の仮定の変化により生じた数理計算上の差異	1	0
実績の修正により生じた数理計算上の差異	2	8
過去勤務費用	-	-
給付支払額	13	23
確定給付制度債務の期末残高	188	233

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ9.3年～9.8年及び8.4年～10.3年です。

主な数理計算上の仮定
数理計算に用いた主な仮定は以下のとおりです。

(単位：%)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
割引率	0.3～0.4	1.1～1.3

数理計算に用いた仮定には、上記以外に死亡率、退職率、予想昇給率等が含まれます。

感応度分析

数理計算に用いた割引率が0.1%変動した場合に、確定給付制度債務の現在価値に与える影響は以下のとおりです。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定していますが、実際には他の仮定の変化が感応度分析に影響する可能性があります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
割引率が0.1%上昇した場合	1	1
割引率が0.1%低下した場合	1	1

(2) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,304百万円及び1,618百万円です。なお、金額は公的制度に関して費用として認識した金額を含んでいません。

(3) 従業員給付費用

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれる従業員給付費用の合計額は、それぞれ16,509百万円及び20,165百万円です。

21. その他の資産及び負債

その他の資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
その他の流動資産		
前払費用	167	280
未収税金	65	166
その他	19	42
合計	251	488
その他の非流動資産		
長期前払費用	35	44
合計	35	44

その他の負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
その他の流動負債		
未払消費税等	115	192
未払賞与	198	266
未払有給休暇	555	743
その他	67	80
合計	935	1,281
その他の非流動負債		
資産除去債務	356	518
合計	356	518

22. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数は以下のとおりです。

(単位：株)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
授権株式数		
普通株式(注)2	1,000,000	90,000,000
A種類株式(注)1	-	-
A2種類株式(注)1	-	-
発行済株式総数		
普通株式	113,152	29,990,400
A種類株式	-	-
A2種類株式	-	-

発行済株式総数の増減は以下のとおりです。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
普通株式		
4月1日現在	104,352	113,152
期中増減(注)2	8,800	29,877,248
3月31日現在	113,152	29,990,400
A種類株式		
4月1日現在	5,000	-
期中増減	5,000	-
3月31日現在	-	-
A2種類株式		
4月1日現在	3,800	-
期中増減	3,800	-
3月31日現在	-	-

(注)1. A種類株式及びA2種類株式(以下「種類株式」という。)には議決権はなく、金銭を対価とする取得請求権及び金銭または普通株式を対価とする取得条項が付されています。

金銭を対価とする取得条項については、当社は、取得事由が生じた日以降であって取締役会が別に定める日をもって、種類株式の全部または一部を取得することができます。

普通株式を対価とする取得条項については、上場申請を行うことが取締役会において承認され、かつ、株式公開に係る主幹証券から要請を受けた場合に、取締役会が別に定める日をもって種類株式の全部を取得し引き換えに種類株式1株について普通株式1株を交付することができます。種類株式は、株式に基づく報酬として会計処理されています。

当社は取締役4名に5,030株、従業員12名に395株を株式に基づく報酬として種類株式を発行していましたが、2022年10月31日の取締役会決議により、2022年11月17日に会社法第168条に基づき種類株式それぞれ1株に対し普通株式1株を交付することで種類株式5,425株すべてを取得しています。また、同日に取得した種類株式5,425株は、会社法第178条に基づきすべて消却しています。これに伴い、その他流動負債が214百万円減少し、資本金が14百万円、資本剰余金が234百万円増加しています。

また、当社が過去から保有する種類株式3,375株は、2022年10月31日の取締役会決議に基づく、11月18日の種類株主総会決議により、2022年11月18日に種類株式1株に対し普通株式1株に変更しています。

2. 当社は2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度において授権株式数及び発行済株式総数がそれぞれ89,000,000株及び22,517,248株増加しています。

当社は2023年5月18日及び2023年6月5日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月20日を払込期日とする公募増資を行いました。これに伴い、発行済株式総数が6,400,000株、資本金と資本剰余金がそれぞれ5,745百万円及び5,647百万円増加しています。なお、資本剰余金の増加額については、当該資本取引にかかる費用97百万円が控除された後の金額です。

当社は、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募による募集株式発行に関連し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を売出人とする当社普通株式960,000株の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行いました。これに伴い、発行済株式総数が960,000株、資本金と資本剰余金がそれぞれ862百万円及び856百万円増加しています。なお、資本剰余金の増加額については、当該資本取引にかかる費用6百万円が控除された後の金額です。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社株主である瀧口慶太より借入れた当社普通株式の返却を目的として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し行われたものであり、2023年7月19日に払込みが完了しました。

(2) 資本剰余金

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対する払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されています。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(4) 自己株式

自己株式の増減は以下のとおりです。

（単位：株）

	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
4月1日現在	3,375	3,375
期中増減（注）	-	671,673
3月31日現在	3,375	675,048

（注）当社は2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度において自己株式が671,625株増加しています。

当社は、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募による募集株式発行に関連し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を売出人とする当社普通株式960,000株の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行いました。これに伴う単元未満株式の買取により、自己株式が48株増加しています。

23. 配当金

前連結会計年度及び当連結会計年度において配当実績はありません。

24. 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社グループは、株式に基づく報酬として、現金決済型の株式報酬制度及び持分決済型のストック・オプション制度を導入しています。

現金決済型の株式報酬制度は、当社の役員及び従業員に対してA種種類株式及びA2種種類株式を発行し、払込金額及び発行日の属する事業年度以降の当期純利益を基礎とした金額で買取るオプションを付与しています。権利行使されなかったA種種類株式及びA2種種類株式は、上場申請を行うことが取締役会において承認決議され、かつ、株式公開に係る主幹事証券から要請を受けた場合に、取締役会が別に定める日をもってA種種類株式及びA2種種類株式の全部を取得し引き換えにA種種類株式1株又はA2種種類株式1株につき普通株式1株が交付されます。なお、行使可能株式数については、注記「22. 資本及びその他の資本項目」に記載しています。

持分決済型のストック・オプション制度は、ストック・オプションとして当社の新株予約権を発行しており、当社の株主総会または取締役会において決議された内容に基づき、当社グループの取締役、執行役員、従業員及び社外協力者に付与しています。行使期間は割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該ストック・オプションは失効します。ストック・オプション制度にかかる株式報酬は、持分決済型株式報酬として会計処理しています。

(2) 株式に基づく報酬に係る費用は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
現金決済型	34	-
持分決済型	10	42
合計	44	42

(注) 株式に基づく報酬に係る費用は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 株式に基づく報酬から生じた負債

現金決済型の株式に基づく報酬から生じた負債はありません。

(4) スtock・オプション制度

ストック・オプションの状況

前連結会計年度及び当連結会計年度において存在するストック・オプション制度は、以下のとおりです。なお、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び社外協力者を対象とするストック・オプションを付与しています。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式です。

	付与数(株)	付与日	行使可能期間	行使価格	未行使オプション数(株)	
					前連結会計年度	当連結会計年度
第1回	597,600	2022年8月	2022年8月22日 ~2032年8月21日	1,366円	597,600	574,200
第2回	82,500	2023年9月	2025年9月28日 ~2033年8月28日	3,277円	-	82,500
第3回	21,100	2023年9月	2025年9月28日 ~2033年8月28日	3,277円	-	20,300
第4回	20,000	2023年9月	2026年7月1日 ~2033年8月28日	2,939円	-	20,000
第5回	30,500	2023年9月	2026年7月1日 ~2033年8月28日	2,939円	-	30,500

(注) 権利確定日において、当社グループの取締役、執行役員、従業員、社外協力者その他これに準じる地位を有していることに加えて、割当日から行使期間の満了日までにおいて株価が権利行使価格を下回った場合に権利行使が不可能になる旨の条件が付されています。

ストック・オプションの価格決定の仮定

前連結会計年度及び当連結会計年度において付与したストック・オプションの公正価値は二項モデルで算定しており、計算に使用した仮定は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	第1回
割当日の株価（注）1	1,366円
行使価格（注）1	1,366円
予想ボラティリティ（注）2	43.51%
予想残存期間（注）3	10年間
配当利回り（注）4	1.26%
無リスク金利（注）5	0.207%
公正価値（注）1	108円

- （注）1．当社は、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、割当日の株価、行使価格及び公正価値を算定しています。
- 2．株価実績の期間は満期までの存続期間に対応した期間を算定時点から遡って算出し、割当時点で非上場であったため、類似上場会社の実績ボラティリティの単純平均により予想ボラティリティを算定しています。
- 3．割当日から満期までの期間を予想存続期間として見積もっています。
- 4．類似上場会社の配当実績に基づき計算された配当率の平均値から算定しています。
- 5．予想残存期間を考慮し、評価基準日における残存期間に対応する日本国債の利回りを使用しています。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	第2回	第3回	第4回	第5回
割当日の株価	2,384円	2,384円	2,384円	2,384円
行使価格	3,277円	3,277円	2,939円	2,939円
予想ボラティリティ（注）1	41.51%	41.51%	41.51%	41.51%
予想残存期間（注）2	9.9年間	9.9年間	9.9年間	9.9年間
配当利回り（注）3	1.66%	1.66%	1.66%	1.66%
無リスク金利（注）4	0.745%	0.745%	0.745%	0.745%
公正価値	820円	578円	718円	880円

- （注）1．株価実績の期間は満期までの存続期間に対応した期間を算定時点から遡って算出しています。当社は2023年6月に上場していますが、株価の実績ボラティリティを見積もるにはデータ数が不足しているため、類似上場会社の実績ボラティリティの単純平均により予想ボラティリティを算定しています。
- 2．割当日から満期までの期間を予想存続期間として見積もっています。
- 3．類似上場会社の配当実績に基づき計算された配当率の平均値から算定しています。
- 4．予想残存期間を考慮し、評価基準日における残存期間に対応する日本国債の利回りを使用しています。

未行使のオプション数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	オプション数 (株)	加重平均行使 価格(円)	オプション数 (株)	加重平均行使 価格(円)
期首未行使残高	-	-	597,600	1,366
期中付与	597,600	1,366	154,100	3,166
期中失効	-	-	24,200	1,429
期中行使	-	-	-	-
期限到来による権利失効	-	-	-	-
期末未行使残高	597,600	1,366	727,500	1,745
期末行使可能残高	-	-	-	-

(注) 当社は、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、オプション数及び加重平均行使価格を算定しています。期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、当連結会計年度において、8.6年です。

25. 売上収益

(1) 収益の分解

主たる地域市場による収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	医療機関	ホスピス	居宅訪問看護		
地域別					
日本	15,362	6,633	12,192	205	34,394
アジア	169	-	-	-	169
合計	15,531	6,633	12,192	205	34,562

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	医療機関	ホスピス	居宅訪問看護		
地域別					
日本	9,090	10,388	10,945	205	30,629
アジア	207	-	-	-	207
米国	1,362	-	-	-	1,362
合計	10,658	10,388	10,945	205	32,197

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から認識した収益	34,562	32,197
投資不動産のオペレーティング・リースに係るリース収益	262	463
実効金利法を用いて計算した金利収益	189	198
償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得	197	168
合計	35,210	33,025

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2022年4月1日)	前連結会計年度末 (2023年3月31日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	7,962	4,799	5,546
契約負債	6	4	4

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ6百万円及び4百万円です。

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものです。

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、契約負債の重大な変動はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

26. 売上原価

売上原価の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
従業員給付費用	13,071	15,711
業務委託費	7,376	15
その他	987	1,376
合計	21,434	17,102

27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
従業員給付費用	3,438	4,453
減価償却費及び償却費	1,220	1,803
支払手数料	1,950	2,147
採用研修費	1,157	1,140
租税公課	546	570
工具器具消耗品費	464	468
旅費交通費	472	659
その他	769	966
合計	10,015	12,206

28. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
有形固定資産売却益	1	1
雑収入	44	63
合計	45	64

その他の費用の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
有形固定資産及び無形資産除却損	16	3
有形固定資産売却損	8	-
貸倒引当金繰入額	53	-
その他	46	42
合計	123	45

29. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
受取利息	50	28
償却原価で測定する金融資産	50	28
為替差益	-	658
合計	50	687

金融費用の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払利息	92	284
償却原価で測定する金融負債	92	284
為替差損	6	-
その他	1	1
合計	99	285

30. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	847	358
税効果額	267	114
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	581	244
確定給付制度の再測定		
当期発生額	4	7
税効果額	1	3
確定給付制度の再測定	2	5
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	134	177
組替調整額	-	-
税効果調整前	134	177
税効果額	-	-
在外営業活動体の換算差額	134	177
その他の包括利益合計	445	71

31. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	2,423	2,595
加重平均普通株式数(株)	21,271,701	27,613,073
基本的1株当たり当期利益(円)	113.90	93.99

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	2,423	2,595
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	2,423	2,595
加重平均普通株式数(株)	21,271,701	27,613,073
普通株式増加数		
新株予約権(株)	-	-
希薄化後の加重平均普通株式数(株)	21,271,701	27,613,073
希薄化後1株当たり当期利益(円)	113.90	93.99

(注) 当社は2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しています。

32. キャッシュ・フロー情報

(1) 企業結合によるキャッシュ・フローへの影響額

企業結合によるキャッシュ・フローへの影響額については、注記「7. 企業結合」に記載しています。

(2) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	2022年 4月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2023年 3月31日
			企業結合に よる取得	新規リース	その他	
短期借入金	10,684	5,254	101	-	-	16,040
長期借入金	-	457	457	-	-	-
リース負債	4,218	850	-	2,238	194	5,412
合計	14,902	3,948	558	2,238	194	21,452

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	2023年 4月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2024年 3月31日
			企業結合に よる取得	新規リース	その他	
短期借入金	16,040	16,040	-	-	-	-
長期借入金 （1年内返済予定の長期 借入金を含む）	-	18,420	17	-	4	18,434
リース負債	5,412	1,121	1,336	2,616	42	8,285
合計	21,452	1,260	1,353	2,616	38	26,719

(3) 非資金取引

リースによる資産の取得及び企業結合による取得を除き、重要な非資金取引はありません。

33. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしています。当該目的を達成するために、機動的な設備投資等を実施するために十分な自己資本を確保することを自己資本管理の基本としています。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、親会社所有者帰属持分比率及び親会社所有者帰属持分当期利益率です。

当社グループの親会社所有者帰属持分比率及び親会社所有者帰属持分当期利益率は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
親会社所有者帰属持分比率(%)	29.4	43.5
親会社所有者帰属持分当期利益率(%)	22.9	13.3

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、当社グループは、デリバティブ取引は利用していません。

(3) 信用リスク管理

営業債権及びその他の債権は、取引先の信用リスクに晒されています。営業債権及びその他の債権のうち買取債権以外は、与信管理規程に基づき、取引ごとの期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。買取債権に関しては、ファクタリング事業リスク管理規程に基づき、診療報酬額のモニタリングを行い、リスクを管理しています。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

営業債権及びその他の債権に係る当社グループの信用リスク・エクスポージャーは下記のとおりです。

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの		
		信用リスクが著しく増大		営業債権及びリース債権
		信用減損金融資産ではない金融資産	信用減損金融資産	
期日経過前	3,278	-	-	4,866
期日経過後	5	-	-	226
合計	3,283	-	-	5,092

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの		
		信用リスクが著しく増大		営業債権及びリ - ス債権
		信用減損金融資産ではない金融資産	信用減損金融資産	
期日経過前	3,104	-	-	5,456
期日経過後	10	-	-	248
合計	3,114	-	-	5,704

営業債権及びリ - ス債権については、単純化したアプロ - チで常に全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権及びリ - ス債権以外の債権等については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮の上、予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生のリスクの変動に基づいて判断しています。債務不履行発生のリスクに変化があるかどうかの判断に当たっては、取引先の財務状況の悪化、期日経過情報等を考慮しています。

当社グループは、金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した予想信用損失を集合的に測定しています。

金融資産の見積将来キャッシュ・フロ - に不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しています。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対する回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、信用減損している金融資産について、全体又は一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、帳簿価額を直接減額しています。

医療機関セグメントに係る債権（営業債権、リ - ス債権、買取債権）について、サービス提供先である医療法人の財政状態及び経営成績を十分把握できていることから、信用リスクを十分低い水準に管理できています。ホスピス及び居宅訪問看護セグメントに係る債権は大半が健康保険制度及び介護保険制度に基づくものであり、与信先が国民健康保険団体連合会等の公的機関であるため、信用リスクは僅少です。金融資産の信用リスクに重要性はありません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

金融負債の期日別残高は以下のとおりです。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	2,155	2,155	2,155	-	-	-	-	-
短期借入金	16,040	16,040	16,040	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
リ - ス負債	5,412	5,607	913	714	556	443	304	2,677
その他の金融負債	523	523	493	-	-	-	-	30
合計	24,130	24,325	19,600	714	556	443	304	2,707

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	2,479	2,479	2,479	-	-	-	-	-
短期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
長期借入金（注）	18,434	18,434	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	8,434
リ - ス負債	8,285	9,648	1,276	1,077	860	682	557	5,197
その他の金融負債	677	677	17	630	-	-	-	30
合計	29,875	31,238	5,773	3,706	2,860	2,682	2,557	13,660

（注）1年内返済予定の長期借入金については、「長期借入金」に含めて表示しています。

(5) 為替リスク管理

当社グル- プは海外での事業展開を行っていることから、グル- プ各社の機能通貨以外の通貨建の取引について為替リスクに晒されています。これらの取引における通貨は、主として日本円及び米ドル建です。

為替変動リスクは、主として、CUC America Inc. に対する貸付を円建てにて実行していることにより生じています。当社グル- プは、当該リスクを管理する目的として為替相場の継続的なモニタリングを行っています。

感応度分析

各報告期間において、日本円が米ドルに対して10%円高になった場合に、連結損益計算書の当期利益に与える影響は以下のとおりです。なお、日本円が米ドルに対して10%円安になった場合は、以下の表と同額で反対の影響があります。ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、金利等）は一定であることを前提としています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
税引前利益 米ドル	-	1,142

(6) 金融商品の分類

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	4,120	8,256
営業債権及びその他の債権	8,240	8,758
その他の金融資産	570	724
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	2,038	1,676
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	307	322
金融資産合計	15,276	19,736
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
営業債務及びその他の債務	2,155	2,479
借入金	16,040	18,434
リ-ス負債	5,412	8,285
その他の金融負債	78	77
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
その他の金融負債	445	600
金融負債合計	24,130	29,875

(7) 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：重大な観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務のうち、リ - ス債権を除くものは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、開示を省略しています。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は償却原価で測定しています。ただし、その内リ - ス債権はIFRS第16号に従い測定しています。

リ - ス債権の公正価値については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しています。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、レベル1に分類しています。

非上場株式の公正価値については、割引将来キャッシュ・フロー - に基づく評価技法等により算定しています。当該公正価値の測定には、投資先の将来キャッシュ・フロー -、割引率等の観察可能でないインプットを利用しており、レベル3に分類しています。

負債性証券は主に投資信託であり、活発な市場のある投資信託の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しています。したがって、活発な市場のある投資信託の公正価値の測定は、レベル1に分類しています。

その他の金融負債（条件付対価）については、土地使用権の移転手続完了等により、将来追加で支払いが発生する金額をもとに公正価値を見積っており、レベル3に分類しています。

（借入金）

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、開示を省略しています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の公正価値については、当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しており、レベル2に分類しています。

償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
リ - ス債権	293	293	158	158
合計	293	293	158	158
償却原価で測定する金融負債				
長期借入金(注)	-	-	18,434	18,470
合計	-	-	18,434	18,470

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキ - は以下のとおりです。

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	2,038	-	-	2,038
出資金	-	-	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	-	-	284	284
負債性証券	23	-	-	23
合計	2,061	-	284	2,345
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付取得対価	-	-	445	445
合計	-	-	445	445

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	1,676	-	-	1,676
出資金	-	-	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	-	-	322	322
負債性証券	-	-	-	-
合計	1,676	-	322	1,998
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付取得対価	-	-	600	600
合計	-	-	600	600

公正価値ヒエラルキ - のレベル間の振替は、各年度の期首時点で発生したものと認識しています。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われていません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は、注記「10. その他の金融資産」にて記載しています。

評価プロセス

レベル3に分類された金融商品に係る公正価値の測定は四半期ごとにグル - プ会計方針に準拠して公正価値を測定し、上位者に報告され承認を受けています。

レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、投資先固有のリスクに係る割引率が上昇（低下）した場合は、株式の公正価値は減少（増加）します。

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	その他の金融資産	その他の金融負債 (注)	その他の金融資産	その他の金融負債 (注)
期首残高	0	376	284	445
利得及び損失合計				
純損益	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-
購入(発行)	284	-	-	-
売却(決済)	-	-	-	-
その他	-	69	38	155
期末残高	284	445	322	600
報告期間末に保有している資産及び負債について純損益に計上された当期の未実現損益の変動	-	-	-	-

(注) その他の金融負債は条件付取得対価です。

34. 重要な子会社

重要な子会社については、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

35. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
親会社	エムスリー株式会社	資金の借入(注)1	5,356	16,040
		購入診療債権二次譲渡に対する被保証(注)2	2,799	2,799
		資金の回収(注)3	1,725	-
		業務受託料の受取	327	-
		利息の支払	65	-

(注)1. 資金の融通は日々行われており、取引金額は前連結会計年度末時点との差引き金額を表しています。

2. 二次譲渡した購入診療債権の回収・支払業務等に関する履行保証です。

3. 資金の回収を委託しています。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
親会社	エムスリー株式会社	資金の返済(注)1	16,040	-

(注)1. 取引金額は前連結会計年度末時点との差引き金額を表しています。借入金は、全額返済しています。

2. 二次譲渡した購入診療債権の回収・支払業務等に関する履行保証取引がありましたが、解消しました。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
短期報酬	142	184
株式報酬	35	13

36. コミットメント

決算日以降の支出に関するコミットメントは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有形固定資産の取得	3,047	3,921
合計	3,047	3,921

37. 偶発債務

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

38. 後発事象

(資金の借入)

当社は、2024年1月に抛出した米国足病事業の買収資金の復元を目的として金融機関との金銭消費貸借契約を締結し、長期借入金の借入を行いました。

新たに締結した金銭消費貸借契約の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 借入先

株式会社三井住友銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社紀陽銀行、株式会社京都銀行、株式会社静岡銀行、株式会社常陽銀行

(2) 借入金総額 7,000百万円

(3) 借入実行日 2024年6月7日

(4) 返済期限 2034年6月7日

(5) 借入金利 基準金利にスプレッドを加算した利率

(6) 財務制限条項 なし

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(百万円)	7,663	15,346	23,368	33,025
税引前四半期利益又は税引前利益(百万円)	793	1,680	2,431	4,138
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	482	1,039	1,500	2,595
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	21.25	40.09	55.45	93.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	21.25	19.13	15.73	37.36

(注) 当社は、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり四半期(当期)利益を算定しています。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	554	3,369
売掛金	1,951	1,932
商品	10	5
リース投資資産	265	143
短期貸付金	1,8,066	1,15,536
未収入金	3,231	-
その他	1,167	1,244
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	13,242	20,229
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,395	1,396
構築物	34	34
工具、器具及び備品	55	61
土地	439	439
減価償却累計額	586	641
有形固定資産合計	1,337	1,289
無形固定資産		
ソフトウェア	75	79
その他	1	1
無形固定資産合計	76	80
投資その他の資産		
投資有価証券	2,038	1,676
関係会社株式	11,531	11,545
長期貸付金	1	1,10,530
長期前払費用	1	9
敷金及び保証金	165	164
破産更生債権等	5	0
貸倒引当金	5	-
投資その他の資産合計	13,736	23,925
固定資産合計	15,149	25,294
資産合計	28,392	45,522

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	309	-
短期借入金	1 18,222	1 2,789
1年内返済予定の長期借入金	-	3 2,000
リース債務	117	88
未払金	1 268	1 224
未払費用	149	215
未払法人税等	224	516
未払消費税等	22	120
その他	186	168
流動負債合計	19,496	6,119
固定負債		
長期借入金	-	3 16,500
リース債務	149	56
資産除去債務	156	157
繰延税金負債	462	320
その他	32	31
固定負債合計	798	17,064
負債合計	20,294	23,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,063	7,669
資本剰余金		
資本準備金	1,063	7,669
その他資本剰余金	5	5
資本剰余金合計	1,068	7,675
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,780	6,015
利益剰余金合計	4,780	6,015
自己株式	19	19
株主資本合計	6,892	21,339
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,171	920
評価・換算差額等合計	1,171	920
新株予約権	34	80
純資産合計	8,098	22,340
負債純資産合計	28,392	45,522

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1 14,290	1 7,750
売上原価	1 8,761	1 1,520
売上総利益	5,529	6,230
販売費及び一般管理費	1, 2 3,635	1, 2 4,009
営業利益	1,895	2,220
営業外収益		
受取利息	1 21	1 150
その他	6	6
営業外収益合計	26	156
営業外費用		
支払利息	1 65	1 224
その他	28	220
営業外費用合計	93	444
経常利益	1,827	1,933
税引前当期純利益	1,827	1,933
法人税、住民税及び事業税	551	693
法人税等調整額	4	31
法人税等合計	547	662
当期純利益	1,281	1,270

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,063	1,063	5	1,068	3,499	3,499	15	5,616	
当期変動額									
新株の発行									
当期純利益					1,281	1,281		1,281	
自己株式の取得							5	5	
分割型の会社分割による減少									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	1,281	1,281	5	1,276	
当期末残高	1,063	1,063	5	1,068	4,780	4,780	19	6,892	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,759	1,759	-	7,375
当期変動額				
新株の発行				
当期純利益				1,281
自己株式の取得				5
分割型の会社分割による減少				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	588	588	34	554
当期変動額合計	588	588	34	723
当期末残高	1,171	1,171	34	8,098

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,063	1,063	5	1,068	4,780	4,780	19	6,892	
当期変動額									
新株の発行	6,606	6,606		6,606				13,213	
当期純利益					1,270	1,270		1,270	
自己株式の取得							0	0	
分割型の会社分割による減少					36	36		36	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	6,606	6,606	-	6,606	1,235	1,235	0	14,447	
当期末残高	7,669	7,669	5	7,675	6,015	6,015	19	21,339	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,171	1,171	34	8,098
当期変動額				
新株の発行				13,213
当期純利益				1,270
自己株式の取得				0
分割型の会社分割による減少				36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	251	251	46	205
当期変動額合計	251	251	46	14,242
当期末残高	920	920	80	22,340

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

(2) その他有価証券

() 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

() 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	2年～47年
構築物	8年～20年
工具、器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポートを提供しています。医療機関に対する各種運営サポートの収益は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
関係会社株式	11,531百万円	11,545百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式は市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当該事業年度の損失として処理しています。当社は、関係会社の超過収益力を反映して、財務諸表等から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社の株式を取得していることがあります。当該超過収益力が見込めなくなった場合、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行っています。また、実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。なお、超過収益力の計算及び回復可能性は、経営者が承認した事業計画等に基づき行っています。事業計画は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、成長率及び割引率などの主要な仮定が含まれます。関係会社株式の評価にあたっては上記の主要な仮定に基づき最善の見積りを行っていますが、事業環境の変化等により、仮定の前提条件等に変更が生じた際は、翌事業年度以降に損失の計上が必要となる可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	8,142百万円	15,683百万円
長期金銭債権	-	10,529百万円
短期金銭債務	18,225百万円	2,806百万円

2 保証債務

次の関係会社について、建物賃貸借契約に基づき負担する一切の債務に対して連帯保証を行っています。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
ソフィアメディ株式会社	183百万円	178百万円
株式会社シーユーシー・ファイナンス	-	2,792百万円
計	183百万円	2,970百万円

3 財務制限条項

当社の長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりです。

各連結会計年度末の連結財政状態計算書における資本合計の金額を、直前の連結会計年度末日又は2023年3月期末日の連結財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること

各連結会計年度の連結損益計算書上の営業損益に関して、2連結会計年度連続して営業損失を計上しないこと

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれています。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	432百万円	269百万円
営業費用	35百万円	272百万円
営業取引以外の取引高		
受取利息	21百万円	150百万円
支払利息	65百万円	33百万円

2 販売費及び一般管理費の内、販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度100%です。
販売費及び一般管理費の内、主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
人件費	1,591百万円	1,918百万円
業務委託費	582百万円	473百万円
支払手数料	161百万円	279百万円
支払報酬	135百万円	104百万円
租税公課	169百万円	186百万円
採用費	349百万円	215百万円
旅費交通費	147百万円	237百万円
地代家賃	129百万円	186百万円
減価償却費	48百万円	82百万円
消耗品費	68百万円	16百万円
研修費	31百万円	38百万円
通信費	38百万円	35百万円
交際費	24百万円	49百万円
株式報酬費用	-	42百万円
その他	162百万円	152百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	11,531百万円	11,545百万円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2百万円	0百万円
未払事業税	12百万円	47百万円
未払事業所税	2百万円	2百万円
未払費用(フリーレント賃借料)	17百万円	16百万円
資産除去債務	48百万円	48百万円
資産除去債務対象資産(減価償却費)	32百万円	30百万円
その他	7百万円	1百万円
繰延税金資産合計	55百万円	86百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	517百万円	406百万円
繰延税金負債合計	517百万円	406百万円
繰延税金資産の純額	462百万円	320百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.19	1.33
住民税均等割	0.06	0.20
外国子会社合算税制	0.13	-
その他	1.09	2.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.91	34.27

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2023年9月5日開催の取締役会の決議に基づき、当社事業の一部を、当社100%出資連結子会社である株式会社シーユーシー・ファイナンスに承継させる吸収分割を2023年11月1日に実施しました。

(1)取引の概要

対象となった事業内容

診療報酬等のファクタリングサービス

会社分割日

2023年11月1日

会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社とし、株式会社シーユーシー・ファイナンスを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

承継される資産・負債及び純資産の額

資産 3,128百万円

負債 3,092百万円

純資産 36百万円

企業結合を行った理由

当社が運営する診療報酬等のファクタリングサービスに係る事業を株式会社シーユーシー・ファイナンスに承継させることで、当社グループにおける経営管理の最適化及び効率的な事業運営を図ることを目的としています。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(収益認識関係)

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

(子会社の増資)

当社は、2024年5月15日付の取締役会において、当社の連結子会社であるCUC America Inc.に対する増資を行うことを決議しました。

なお、CUC America Inc.は、2024年5月15日付けで長期借入金10,529百万円を当社に返済しています。

(1) 増資の目的

当該連結子会社における投資に充当することを通じて、アメリカ事業の長期的な成長を図ることを目的としています。

(2) 対象会社の概要

名称	CUC America Inc.
所在	108 Lakeland Ave., Dover, Delaware, County of Kent, 19901, United States
事業内容	医療機関や医療サービスに関する市場調査 医療機関やその他の医療関連のサービスの運営 医療機関やその他の医療関連のサービスへの投資

(3) 増資の概要

増資額 67,548千米ドル

払込日 2024年5月15日

(資金の借入)

連結財務諸表注記「38. 後発事象」と同一のため、当該項目をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	852	4	-	55	801	596	1,396
	構築物	3	-	-	1	3	31	34
	工具、器具及び備品	43	10	-	5	47	14	61
	土地	439	-	-	-	439	-	439
	計	1,337	13	-	61	1,289	641	1,930
無形固定資産	ソフトウェア	75	85	61	20	79	-	-
	その他	1	-	-	0	1	-	-
	計	76	85	61	20	80	-	-

(注) 当期増加額のうち主なものは下記の通りです。

建物	所有物件の空調工事費	4百万円
工具、器具及び備品	オフィス備品	10百万円
ソフトウェア	システム開発	85百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7	1	7	1

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日及び毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは以下のとおりです。 https://www.cuc-jpn.com/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
2023年5月18日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第9期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月29日関東財務局長に提出。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
2023年6月29日関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び確認書
（第10期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日関東財務局長に提出。
（第10期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月10日関東財務局長に提出。
（第10期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月9日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書
2023年6月5日及び2023年6月12日関東財務局長に提出。
2023年5月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書です。
- (6) 臨時報告書
2023年6月5日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2（2023年5月18日提出の有価証券届出書に係る訂正）に基づく臨時報告書です。
2023年7月5日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。
2023年8月28日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。
2023年9月5日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割の決定）に基づく臨時報告書です。
2023年12月22日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第16号の2（特定子会社の異動を伴う当社連結子会社による子会社取得）に基づく臨時報告書です。
- (7) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
2023年11月1日関東財務局長に提出。
事業年度 第9期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書です。
- (8) 臨時報告書の訂正報告書
2023年9月28日関東財務局長に提出。
2023年8月28日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書です。
2023年11月7日関東財務局長に提出。
2023年9月5日提出の臨時報告書（吸収分割の決定）に係る訂正報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

株式会社シーユーシー
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 正英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 光廣 成史
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーユーシーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社シーユーシー及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

CUC Podiatry Holdings, LLCの資本持分取得に関連した取得対価の配分における無形資産の公正価値の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記 7.企業結合に記載されているとおり、会社は2024年1月6日にCUC Podiatry Holdings, LLCの全資本持分の79.35%を9,988百万円で取得し、当連結会計年度より連結子会社とした。</p> <p>会社は取得対価の配分(以下、「PPA」という。)にあたり、公正価値測定にかかる外部専門家を利用して取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を認識・測定し、取得対価との残余をのれんとして認識・測定している。その結果、当連結会計年度末において、無形資産(カスタマーリスト1,794百万円)及びのれん8,477百万円(合わせて総資産の16.3%)が計上されている。</p> <p>会社は、当該PPAにより識別したカスタマーリストの公正価値をインカムアプローチ(超過収益法)による評価モデルを用いて算定しており、当該評価モデルの重要な仮定は、既存顧客の売上減衰率、EBITA率、新規顧客獲得費用、キャピタルチャージ及び割引率である。これらの重要な仮定には将来の不確実性が含まれ、既存顧客の売上減衰率、新規顧客獲得費用、キャピタルチャージ、割引率の計算には高度な専門知識を必要とし、マネジメントの判断が含まれる。</p> <p>以上より、当該PPAにより認識された無形資産の金額的重要性が高く、PPAの前提となる重要な仮定にはマネジメントの主観や判断が含まれ、見積りの不確実性を伴うことから、当監査法人は、PPAにおける無形資産の公正価値の算定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人はPPAにおける無形資産の公正価値の算定を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスタマーリストの公正価値の測定に使用する事業計画の実行可能性の検証や無形資産の算定結果の査閲に関する内部統制を中心とした、PPAに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・CUC Podiatry Holdings, LLCの資本持分取得の概要、目的及び諸条件の理解並びに財務的影響の理解のため、マネジメントへの質問、取締役会議事録、経営会議資料及び契約書等、関連資料の閲覧を行った。 ・カスタマーリストの公正価値の妥当性を検討するため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・EBITA率を含む事業計画について、過去実績との比較、事業環境及びマネジメントの事業戦略との整合性確認による検討 ・評価の専門家を利用した、既存顧客の売上減衰率の算定モデル、新規顧客獲得費用、キャピタルチャージ、割引率の合理性の検討

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記13. のれん及び無形資産に記載のとおり、2024年3月31日現在、のれん13,642百万円（連結総資産の21.7%）を計上している。</p> <p>会社グループは、企業結合で生じたのれんをシナジーが得られると期待される資金生成単位グループに配分している。</p> <p>会社グループはのれんを配分した資金生成単位グループに対して、年に一度及び減損の兆候を識別した場合に回収可能価額を見積り、減損テストを実施している。</p> <p>回収可能価額は、主に使用価値を用いて算定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定している。この算定過程には、マネジメントが承認した3年間の事業計画が用いられており、また、主要な仮定として、市場の長期平均成長率並びに貨幣の時間的価値及び当該資金生成単位グループに固有のリスクを反映した割引率前割引率が使用されている。</p> <p>会社グループは、減損テストの結果、当連結会計年度において、いずれの資金生成単位グループにおいても回収可能価額が帳簿価額を上回っているため、のれんについて減損損失を認識していない。</p> <p>のれんの減損テストに用いられた事業計画の策定には、マネジメントによる重要な判断や評価が含まれており、のれんの評価は不確実性の高い会計上の見積りに該当することから、当監査法人は、のれんの評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、各資金生成単位グループについて、主に以下の手続を実施することにより、のれんの評価の妥当性を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントが承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積額に対して、以下の手続を実施した。 ・マネジメントにより承認された将来の事業計画と整合することを確かめた。 ・過去の事業計画と実績を比較し、マネジメントに質問等を行い、将来の事業計画の合理性を検証した。 ・資金生成単位グループの帳簿価額と回収可能額を比較して、会社グループののれんの減損処理の判断の妥当性を検証した。 ・事業計画が対象としている期間を超える期間の成長率については、資金生成単位グループが属する国における市場の長期平均成長率と整合的なものであるかを検討するとともに、過去からの決定方針との整合性を評価した。 ・割引率については、割引率の決定にあたり使用される基礎データが、資金生成単位グループの属する事業に適合しているか、固有のリスクを適切に反映しているかを検討するとともに、過去からの決定方針との整合性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

株式会社シーユーシー

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 正英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 光廣 成史
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーユーシーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーユーシーの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、成長を具現化、促進する手段として、必要に応じて提携、買収、資本参加を進めており、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、2024年3月31日現在、関係会社株式残高は11,545百万円（総資産の25.4%）である。</p> <p>会社は、関係会社株式を、取得原価をもって貸借対照表価額としている。関係会社株式は、市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理することが求められている。会社は、関係会社の財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて超過収益力を反映して高い価額で関係会社の株式を取得していることがある。超過収益力はマネジメントが承認した事業計画等に基づき判断され、超過収益力の減少を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、会社は減損処理を行うこととしている。この算定過程には、上記の事業計画が用いられている。</p> <p>当監査法人は、以下の要因から、関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の残高が財務諸表全体に対して重要である。 ・超過収益力の判断に用いられた事業計画の策定には、マネジメントによる重要な判断や評価が含まれており、不確実性の高い会計上の見積りに該当する。 	<p>当監査法人は、主に以下の手続を実施することにより、関係会社株式の評価を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社の純資産に基づく実質価額と取得原価を比べ、実質価額の著しい低下がないかどうかを検討し、減損処理の判断の妥当性を検証した。 ・1株当たり純資産額に比べて超過収益力を反映して高い価額で取得した関係会社株式については、超過収益力の判断の基礎となる将来の事業計画に対して、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントにより承認された将来の事業計画と整合することを確かめた。 ・過去の事業計画と実績との乖離分析を行い、当該乖離要因についてマネジメントに質問するなどにより将来の事業計画の達成可能性を評価した。 ・関係会社株式の超過収益力を反映した実質価額と取得原価を比較して、会社の関係会社株式の減損処理の判断の妥当性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。